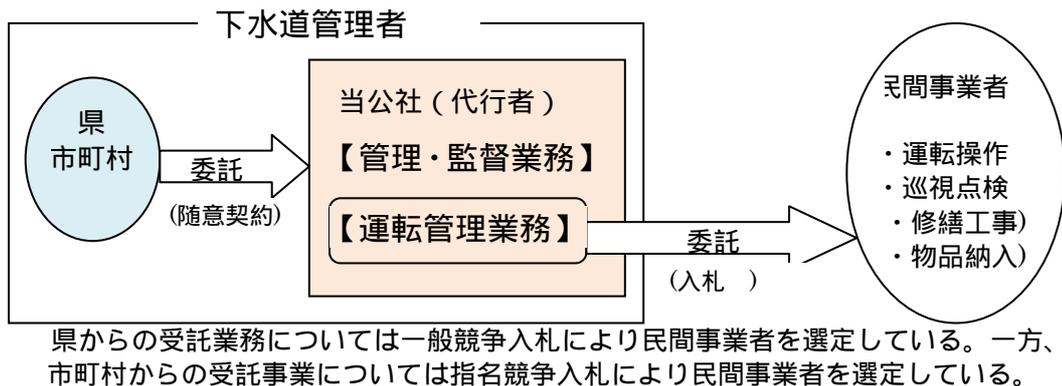


(3) 県・市町村と当公社の役割分担

このように、当公社は長野県から流域下水道を業務受託しているが、更に運転管理業務について民間業者に一般競争入札により発注している。市町村と当公社との関係も同様である。このような関係をまとめると次の図のとおりとなる。

現状の処理場の管理の状況



(4) 下水道事業における民間委託のあり方と長野県の状況

(3)のとおり、下水道管理者の代行者としての当公社は、更に民間事業者に運転管理業務を委託しているが、委託方式については、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場については、仕様内容が具体的に規定されている発注方式(仕様発注方式)が採用され、一方、残りの3つの終末処理場は、性能が発揮されている限り受託者の自由裁量が原則であり具体的な仕様は規定されていない発注方式(性能発注方式)が採用されている。仕様発注方式の場合、委託範囲が限定的なのに対して、性能発注方式の場合、運転管理等を一括して委託する(複数年の性能発注を「包括的民間委託」という。)ことになる。

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場は、他の終末処理場と異なり高度処理と溶融結晶化設備を導入しており、それらの制御には高度な技術や経験が必要であることから、性能発注が困難と判断し仕様発注を採用してきた。

一般に、仕様発注方式の場合、仕様の遵守が求められる結果、民間事業者に経費削減のインセンティブが働かなかつたり、民間からの業務改善に関する提案の結果が採用されにくくなつたりする傾向がある。一方、性能発注方式の場合、一定の業務効率化に伴う経費節減効果が期待できるとしている。

この点については、国土交通省が、下水道施設の管理のあり方として、平成16年3月30日付けで、「指定管理者制度による下水道の管理について」(国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課長国都下企第71号)に加え、「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託の推進について」(国土交通省都

市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長 国都下管第10号)の2つの通知を行っている。

これらの通知では、包括的民間委託を「下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、①性能発注であることに加え、②複数年契約であることを基本的な要素とするもの」と説明している。従来、あらかじめ人員の配置等が詳細に定められるなど、所定の仕様に基づく発注がなされるのが通常であり、業務の効率化の面で民間事業者の創意工夫が働き難い傾向にあった問題を、この包括的民間委託によって解決しようとするものであり、国土交通省はこの包括的な民間委託の実施に当たって、有資格者の適切な配置等の留意事項を説明した上で、積極的に推進するように指示している。

長野県では、国土交通省の通知を受けて、「下水道管理者が自ら専門的知識を有する者を確保できない場合には、(財)長野県下水道公社等の一定の技術水準を有する組織を活用すること」としている。

	仕様発注方式	性能発注方式
長野県の採用状況	諏訪湖流域	諏訪湖流域以外(3処理場)
委託業務の範囲	限定的 施設の運転管理業務等について業務仕様が規定されている。燃料、薬剤等については支給される場合が多い	包括的 施設の運転管理業務等(消耗品、燃料、薬剤等の受発注を含む)を一括して委託
民間事業者の役割	補助者	運転主体者
業務遂行の自由度	限定的	大きな自由度
業務効率化へのインセンティブ	限定的	人員削減に向けた努力などのインセンティブが期待

(5) 役職員の状況

(単位：人)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
役員数	常勤	2	2	2	2
	うち県職員	1	0	0	0
	うち県 OB	1	2	2	2
	非常勤	12	13	13	13
	うち県職員	1	1	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	80	76	66	64
	うち県職員	22	20	14	12
	うち県 OB	20	22	18	18
	非常勤	0	0	0	0
県職員計(非常勤役員除く)		23	20	14	12
県 OB 計(非常勤役員除く)		21	24	20	20

(6) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	4,122,492	4,049,126	4,155,597
経常費用	4,184,753	4,041,636	4,098,791
経常損益	△62,261	7,490	56,806
当期損益	△62,325	7,490	54,627
現金預金	494,575	635,473	697,102
基本財産	40,000	40,000	40,000
借入金	0	0	0
正味財産	1,237,524	1,245,014	1,299,641

(7) 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	3,271,375	3,204,657	3,321,230
貸付金	0	0	0
出えん金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

2. 改革基本方針について

(1)改革基本方針の内容

当社は、平成 16 年 6 月に策定した「改革基本方針」又平成 20 年 1 月に策定した「改革基本方針(改訂版)」のいずれにおいても県関与の廃止の方針となっている。「改革基本方針(改訂版)」によって打ち出された県関与の廃止に向けたスケジュールは以下のとおりである。

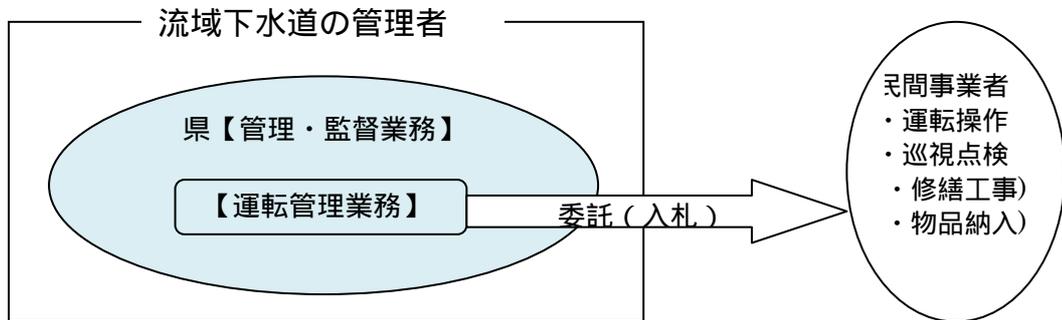
スケジュール	内容
平成 23 年度末	県職員派遣の廃止
平成 24 年度から	県流域下水道終末処理場のうち 1 つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務は民間事業者へ委託する。
平成 27 年度から	全ての流域下水道終末処理場で県による運営を本格的に実施する。

まず、平成 23 年度末までに当公社自立へのアクションプランに基づきプロパー職員の育成を進め、県職員の派遣を廃止するとしている。この目的は、当公社のスリム化と自立化を図り、プロパー職員の登用を図ることにより、団体としての自立性を高めるためとしている。なお、平成 23 年 11 月に改革基本方針の一部が変更される案が出されているが、その中では平成 27 年度の流域下水道の県直営化に当たって、県職員の派遣を継続して、当公社から県への技術移転等により円滑な実施を図るため、県職員の派遣廃止時期を平成 23 年度末から平成 26 年度末に変更している。

また、県流域下水道の維持管理については、平成 23 年度までに下水道管理者の業務を行う者とその他の業務を行う者の役割を明確にし、民間事業者も参入可能な業務は民間事業者へ任せしていくことによって、民間活力の更なる利用による効率性と維持管理費の削減を進めていく。当面、長野県から当公社に業務を委託しながら、性能発注等の取組により民間事業者への再委託の範囲を拡大するとしている。

さらに、平成 24 年度からの諏訪湖流域下水道豊田終末処理場(クリーンレイク諏訪)における試行を経て、平成 27 年度からは全ての処理場において、長野県が直接民間事業者へ発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行うとしている。この方針を具現化するため、長野県は当公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、当公社から長野県に技術移転を行うとしている。

平成 27 年度以降の流域下水道処理場の管理



一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援は、今後も当社が継続していくとしている。

以上の方針に基づいて、平成 23 年 9 月に、以下の事項が決定されている。

「平成 24 年度からの諏訪湖流域での試行(平成 27 年度からは全流域)を経て、全流域の維持管理業務を長野県が直接行うことに伴い、今後の公社業務は市町村の下水道業務を主に展開することとなる。

言いかえれば、当公社は、今後、事業規模が比較的小さく専門技術者の確保、育成が困難な市町村への支援や県及び市町村の災害対応などを中心に対応することになる。

長野県としては、当公社設立の沿革及び市町村支援の観点などから、当面出えん団体としての県の関わりは維持し、最小限必要な人的支援を中心に公社への支援を継続する。つまり、県職員の現職派遣は平成 24 年度以降順次解消するが、県 OB の嘱託職員については公社の要請を踏まえて協力していくものとする。」

このように、県関与を廃止し当公社の自立化を図ることによって、1) プロパー職員の管理職ポストへの登用、2) 公社内における創意工夫の発揮と団体の自立、3) 専門性を活かした県・市町村への支援の充実、4) 流域下水道における民間活力の更なる利用と維持管理費の削減が図られるとしている。

(2) 改革基本方針を受けての当公社の課題

平成 20 年 1 月に策定された「外郭団体改革基本方針」(改訂版)を受けて、当公社は、5 月に「下水道公社経営改善計画」を策定している。その中で、1) 事業における現状と課題だけでなく、2) 組織・職員体制の現状と課題、3) 経営収支の現状と課題、更には 4) 新公益法人制度への対応を主な課題として挙げている。

さらに、平成 21 年 3 月に「長野県下水道公社将来構想検討会議」において、当公社における 1) 組織体制の課題、2) 運営体制の課題、3) 技術力の課題の 3 つの課題を挙げている。

(3)他の自治体の状況

長野県は、改革基本方針に沿って改革を進めているが、ここで他の都道府県の状況を確認する。

まず、全国 47 都道府県のうち、42 が流域下水道事業を実施している。そのうち 29 の都道府県において下水道公社等¹が存在している。さらに、このうち 5 県(岩手、宮城、福島、埼玉、千葉)においては、公社のほか民間へも委託している処理区がある。各都道府県の状況をまとめると次のとおりとなっている。

都道府県	流域数	処理区数	管理形態(注 1)		下水道公社への委託等の有無	指定管理者制度	包括的民間委託
北海道	3	3	指	連合体	無	有	無
青森	2	2	指	(財)建設技術センター	無	有	無
岩手	2	4	直,委	3区直営、1区民間へ委託	有	無	有
宮城	7	7	指	公社・民間	有	有	無
秋田	2	5	指	民間	無	有	無
山形	2	5	委	(財)建設技術センターへ委託	無	無	無
福島	3	4	委	3区公社、1区民間へ委託	有	無	有
茨城	7	7	直		無	無	無
栃木	5	7	直	一部建設技術センターへ委託	無	無	有
群馬	5	6	委	4区民間、2区市へ	無	無	有
埼玉	7	8	委	6区公社、2区民間	有	無	有
千葉	3	4	委	1区公社、3区民間	有	無	有
東京	2	7	委	東京都下水道サービス(株)	無	無	無
神奈川	2	4	委	公社	有	無	無
山梨	4	4	委	公社	有	無	無
新潟	5	8	委	公社	有	無	無
富山	2	2	指	公社	有	有	無
石川	2	3	指	公社	有	有	無
福井	1	1	委	公社	有	無	無
長野	3	4	委	公社	有	無	有
岐阜	1	1	委	公社	有	無	有
静岡	4	5	委	公社	有	無	有
愛知	7	10	指	公社	有	有	無
三重	3	5	指	公社	有	有	無
滋賀	1	4	指	公社	有	有	無
京都	5	5	直,委	2区直営、3区民間	無	無	有
大阪	7	12	直,委	11区直営、1区市に委託	無	無	無

¹ 下水道公社 23、(財)建設技術センター4、東京都下水道サービス(株)1、関連自治体構成の連合体 1、計 29

都道府県	流域数	処理区数	管理形態(注1)		下水道公社への委託等の有無	指定管理者制度	包括的民間委託
兵庫	4	6	委	(財)まちづくり技術センター	無	無	有
奈良	3	4	直		無	無	無
和歌山	2	2	指	公社	有	有	無
鳥取	1	1	指	公社	有	有	無
島根	1	2	委	民間	無	無	有
岡山	1	1	委	公社	有	無	無
広島	3	3	委	公社	有	無	有
山口	2	2	指	民間	無	有	無
徳島	1	1	委	民間	無	無	無
香川	3	4	委	公社	有	無	無
愛媛	流域下水道未実施						
高知	1	1	委	民間	無	無	有
福岡	8	8	委	公社	有	無	無
佐賀	流域下水道未実施				-	-	-
長崎	1	1	委	民間	無	無	有
熊本	3	3	指	民間	無	有	有
大分	流域下水道未実施				-	-	-
宮崎	流域下水道未実施				-	-	-
鹿児島	流域下水道未実施				-	-	-
沖縄	3	4	直,委	2区直営、2区民間	無	無	有
					23	13	16

(出典)平成23年愛知県調査結果をもとに作成

(注1)指：指定管理者、直：直営、委：委託、区：処理区

なお、下水道公社を廃止した都道府県とその後の管理形態の状況は以下のとおりとなっている。

	下水道公社の廃止年月	現在の管理形態
群馬	平成20年3月	民間等へ委託
京都	平成18年5月	2区直営、3区民間へ委託
大阪	平成20年3月	直営(一部委託)
奈良	平成15年3月	直営
山口	平成18年3月	民間へ委託(指定管理者)
高知	平成21年3月	民間へ委託
長崎	平成18年3月	民間へ委託
熊本	平成18年3月	民間へ委託(指定管理者)

3. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

改革基本方針の今までの対応状況をまとめると次のとおりである。

【平成 20 年 4 月】

- ・ 県派遣職員の縮減(H19：28名 H20：23名)
- ・ 公社本社総務係長へ県派遣職員に替えて、プロパー職員を登用

【平成 21 年 4 月】

- ・ 県派遣職員の縮減(H20：23名 H21：20名)
- ・ 公社本社管理係長へ県派遣職員に替えて、プロパー職員を登用
- ・ 係長以上のプロパー職員の登用7名 9名
- ・ 県流域下水道終末処理場のうち3つの処理場について複数年契約で包括的民間委託を実施

【平成 22 年 4 月】

- ・ 県派遣職員の縮減(H21：20名 H22：14名)
- ・ 係長以上のプロパー職員の登用9名 10名

【平成 23 年 4 月】

- ・ 県派遣職員の縮減(H22：14名 H23：12名)
- ・ 係長以上のプロパー職員の登用10名 11名

県の評価

対応状況を踏まえ、県が考える今後の課題は次のとおりである。

ア．当公社からの技術移転、プロパー職員の処遇配慮

平成 24 年度からの 1 処理場における流域下水道維持管理業務の県直営化試行、27 年度からの本格実施に向けて、公社プロパー職員の県への採用等により、当公社から県への技術移転をする必要がある。

イ．市町村への協力依頼

流域下水道維持管理業務の県直営化について、引き続き市町村に説明し理解を得ていく必要がある。

監査人の評価

ア．改革基本方針の検証について（意見）

前述のとおり、当公社は、平成 23 年 9 月に、今後改革基本方針のスケジュールに沿って以下のとおり進めることが決定されている。

平成 24 年度からの諏訪湖流域での試行（平成 27 年度からは全流域）を経て、全流域の維持管理業務を県が直接行う。今後の当公社の業務は市町村

の下水道業務を主に展開することとなる。

県としては、当公社設立の沿革及び市町村支援の観点などから、当面出えん団体としての県の関わりは維持し、最小限必要な人的支援を中心に当公社への支援を継続する。

ここで、流域下水道の維持管理業務について当公社を通さずに県が直接実施するという改革基本方針の方向性が確定した背景を確認する。以下は、平成 19 年 3 月から 8 回開催された外郭団体見直し検討部会での主な意見である。

< 契約の透明性を確保すべきとの意見 >

県が当公社と随意契約を結んで業務を行わせていることに疑義がある。

< 競争原理を發揮させるべきとの意見 >

県は、なぜ流域下水道だけ公社に委託しなければならないかが分からない。将来を考えれば競争原理を働かせる必要がある。

民間が育ってくれば、公社も一民間となるのが当然である。

官の方が安心で、民の方が心配ということはない。

< コスト削減をすべきとの意見 >

民間の方がコストの削減に努力し、受注しなければ生きてゆけないのだから、より良い仕事をする。

競争原理が有効に機能することが一番無駄をなくしていける。

指定管理者制度を導入すれば、コスト・質の面で良くなる。

まず、< 契約の透明性 > について検討する。現行の県と当公社とは競争性のない随意契約が締結されている。随意契約であることが、透明性に疑義を生じさせる最大の要因と考えられる。ただし、随意契約とは言っても運転管理業務の再委託部分については精算方式(実際に当公社が再委託で支出した経費を、県が当公社に支払う方式)を採用しているので、この点は透明性の確保は図られていると考えられる。また、県ではなく当公社自体が入札を実施するとしても、選定過程は外部に公表されるため、県と当公社のどちらが入札を実施しても透明性に違いはないと考えられる。

次に、< 競争原理の發揮 > について検討する。この点、運転管理業務の再委託部分については、当公社が入札によって業者を決定しているので、現状のスキームでも競争原理は導入されていると考えられる。一方、管理・監督業務については、現状では当公社が管理者として業務を実施しているが、改革基本方針において今後は県が直接行うことになっている。つまり、管理・監督業務については、今後も民間業者へ発注するなどによって競争原理を導入することは想定されていない。

最後に、< コスト削減 > については、改革基本方針を受けて、民間活力の更なる利用による効率性と経費削減のために、平成 21 年度から千曲川流域及び犀川

安曇野流域の2流域3処理場において運転管理業務の包括的民間委託(複数年契約、性能発注)導入を開始し、更に平成24年度からは諏訪湖流域を含む全流域で導入するとしている。しかしながら、そもそも当公社に委託した場合においても包括的民間委託は可能なので、県の直営とすることが民間活力の更なる利用による効率性と経費削減のための条件として必要とはなり得ない。つまり、県と当公社のどちらが管理を行うかという問題と、包括的民間委託を導入しコスト削減を図ることとは関係がないことになる。

以上より、運転管理業務については当公社が入札を実施して民間業者に再委託(包括的民間委託)をしても、県が直接入札を実施して民間業者に委託(包括的民間委託)をしても、条件が同じであればコストは変わらないはずである。

一方、管理・監督業務については、当公社が管理者として管理・監督業務を実施した場合と、県が管理・監督業務を直接実施した場合とでは、人件費に差が生じる可能性がある。(この点はイで記述する。)

いずれにしても、外郭団体見直し検討部会の意見は、いずれも定性的な意見であり、県が自律性を高めることによる効果を具体的に数値的に示したものはなかった。

ただし、外郭団体見直し検討部会の意見が、具体的な数値に裏付けられたものではないことは仕方がないと考える。問題は、そこで出された結論に対して、県はすぐに具体的な数値による検証を行う必要があった。つまり、改革基本方針に沿って進めることが確定される前に、改革基本方針の内容の正当性を再度確認する必要があったと考える。具体的には、現状の管理方法が透明性に問題があり、競争原理が発揮されていないのかについて、更に改革基本方針の内容が現状の方法に比べて本当にコスト削減に結び付くのかについて、早々に検討する必要があったと考える。

昨年度までにおいてはこのような検討はなされていないが、1処理場の県直営化に伴う組織改正や業務の見直しを踏まえて、経費の節減効果や維持管理レベルの状況など改革基本方針の実施による詳細な検証を実施する必要がある。

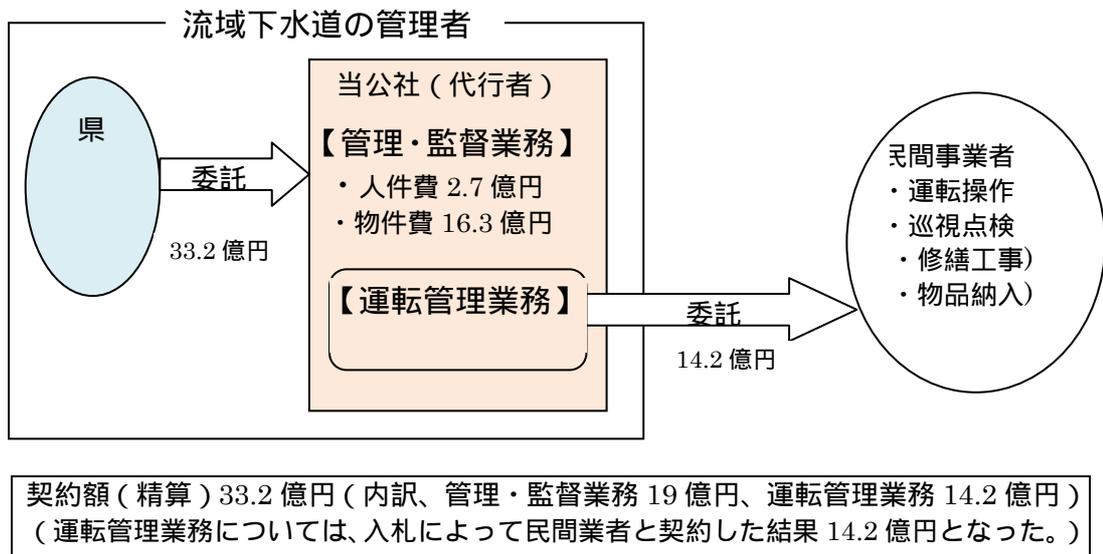
イ．経費縮減効果について(意見)

②アにおいて説明したとおり、運転管理業務については、現状においても当公社が入札によって民間業者を決定した上で当公社と民間業者との精算額をそのまま県と当公社との精算額としていた。よって、今後県が直接民間業者を入札によって決定したとしても、外的要因の変化がなければ経費節減効果は期待できない。一方、管理・監督業務については、管理者が長野県か当公社かで経費(人件費)に差が生じる可能性がある。

下記の図は、平成22年度の長野県と当公社との契約額(精算額)を簡潔に示したものである。契約額(精算額)は33.2億円となっている。内訳は、運転管理業務

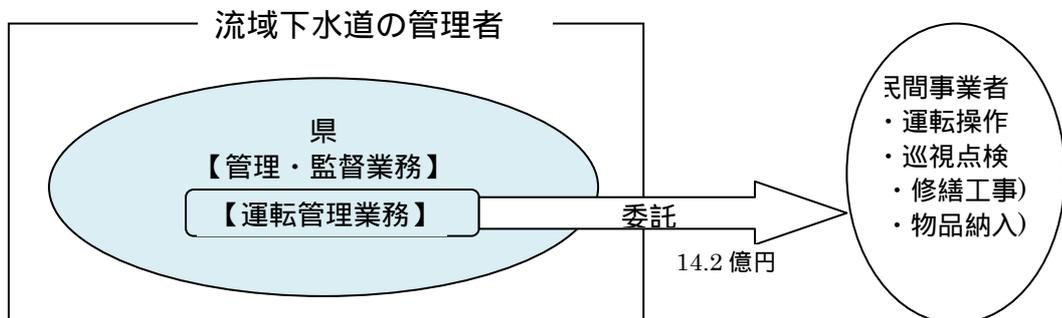
についての民間業者への再委託分が 14.2 億円であり、管理・監督業務については人件費が 2.7 億円で、修繕費、光熱水費、消耗品費等の物件費が 16.3 億円となっている。

現状の流域下水道処理場の管理・精算例



今後、県の直営となった場合、運転管理業務については(同じ条件のもとでは)当会社が管理する場合と同様 14.2 億円と変わらないはずである。一方、管理・監督業務に関する経費のうち人件費については、県が管理・監督を直接行うか、当社が管理・監督を行うかで差が生じることとなる。本来であれば、改革基本方針が出された平成 20 年から今までの間に、人員配置の問題も含めて詳細な検討が進められている必要があったが、現状においては示されていない。

平成 27 年度以降の流域下水道処理場の管理・精算例



いずれにしても、運転管理業務(民間業者への委託経費)について経費削減効果が期待できない以上、改革基本方針に基づいて、県の直営とした場合の経費縮減効果に関する論点は、管理・監督業務の経費のうち人件費について、県直営の

場合と当公社委託のどちらが有利かについての 1 点に絞られる。上記の例においては、改革後に効率的な人員体制が確立し、人件費が 2.7 億円以下の場合に経費削減効果があるということになる。

もちろん、改革基本方針の正当性は、経費削減効果だけではなく、1) 県関与を廃止することによって当公社内の創意工夫の発揮と自立化が図られる、2) 直営とすることによって県において流域下水道管理のノウハウが蓄積できる などといった数字では測ることができない部分も考慮する必要はある。県は、現行の維持管理レベルを確保できる職員体制を構築して、安全、確実な維持管理に配慮し、また、効率的な組織と運営を目指すとしている。

改革基本方針の大きな目的である経費削減を達成するため、諏訪湖流域下水道維持管理の組織・人員体制を決定次第、経費削減効果を検証する必要があり、改革基本方針に沿って進めようとしている他流域の県直営化に生かしていく必要がある。

今後の課題（意見）

前述のとおり、平成 23 年 9 月に、今後全流域の維持管理業務を県が直接行うことに伴い、今後の当公社業務は市町村の下水道業務を主に展開するという方針が決定されており、抜本的な見直しは行わない状況である。ただし、②ア及びイの意見については対応が望まれる。

(2)【監査の視点 2】外郭団体に対する県の関与の状況

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場の発注方式について（意見）

長野県では、改革基本方針を受けて、民間活力の更なる利用による効率性と経費削減のために、千曲川流域及び犀川安曇野流域の 2 流域 3 処理場だけではなく、平成 24 年度からは諏訪湖流域においても包括的民間委託を導入するとしている。千曲川流域及び犀川安曇野流域は 3 年経過の 2 巡目、諏訪湖流域は初めての導入となる。

このため県では、平成 24 年度から 26 年度までの 4 処理場を合わせた 90 億 3,400 万円の債務負担行為の設定について、9 月県議会に提案し可決されている。

諏訪湖流域においては、高度処理施設や溶融結晶化設備があり、これらの施設を安定的に運転するためには、高度な技術や経験が必要なことから、今年度まで包括的民間委託の導入に至らなかった。今回、他流域での効果及びノウハウが得られたことから、導入することとされたものである。

1(4)に記載したように、包括的民間委託は、業務の効率化の面で民間事業者の創意工夫が働き難い傾向にあった問題を解決しようとするものである。

諏訪湖流域を含めて全処理場に包括的民間委託を導入するのであるから、今

後は、補修経費を合わせた委託や人件費削減など、各処理場の実状に合わせた性能発注のレベルアップを検討していく必要がある。

流域下水道には多額の経費を投じており、これらの設備を延命させ、効率よく管理していくことが求められている。このため、目先のコストだけを追求するのではなく、管理者による長期にわたる評価や技術力の向上、委託内容の検証、そのための検討組織の構築が重要である。

当社の人員と経営の見通しについて（意見）

改革基本方針に従って当公社への委託を廃止し、県の直営化を進める結果、流域下水道業務量に見合うプロパー職員数（10人）の処遇が問題となる

この点、県としては、平成23年10月11日付け当公社理事長あて長野県環境部長通知により、「プロパー職員の処遇には最大限配慮していくこと」、同理事長あて平成23年12月20日付け長野県総務部長、環境部長通知により、「県職員への選考採用について、今後一定規模の人員確保が必要。貴団体職員の採用選考について関係部局と協議を進める。採用選考は平成26年秋までに行う方向で、選考考査の内容などについてはできるだけ早い段階で示す」旨記載している。

諏訪湖流域下水道に関わっていたプロパー職員の業務（2名分）については理論上、平成23年度末時点において市町村からの受託業務に吸収せざるを得ない状況である。

プロパー職員の処遇は、当公社の今後の経営方針や財務状況に大きな影響を与えるので、県職員への採用選考の時期をはじめ再就職支援について当公社と協議を密に行い、平成26年度を待たなくても早急に方針を検討する必要がある。

今後の改革と県の関与について（意見）

改革を進める中で、当公社にとって市町村公共下水道等の維持管理業務が重要なものとなることから、この業務が将来にわたって安定するように、県は当公社への必要な支援や信用補完等を行う必要がある。

県では平成23年11月、当公社へ管理委託している伊那市、小諸市、安曇野市を訪問し、広域管理委託の利点等を説明し契約の継続について理解を求めている。

（3）【監査の視点3】外郭団体の経営状況

将来経営見通しについて（意見）

前述したとおり、プロパー職員10名の処遇によって当公社の経営見通しは大きな違いとなってくる。当公社の試算によると、プロパー職員10名の処遇の見通しが立たない状況では平成32年末には倒産するとの予測も出ている。

いずれにしても、改革基本方針に沿って進められることが決定した以上、当公社

としては、現在受託している市町村の事業の維持と新規受託の確保に努めるとともに、経営効率化を図り健全経営の努力を引き続き行っていく必要がある。

公益法人制度改革への取組

平成 25 年4月 1 日から公益財団法人へ移行する方針で、今後移行申請を行っていく予定とのことである。

第4章 社団法人信州・長野県観光協会（県団体番号24）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当協会は、平成13年に長野県の観光プロモーション（観光宣伝、観光情報提供）を行う団体（旧（社）長野県観光連盟）と、市町村の観光施設の整備運営等を行う団体（旧（社）長野県観光開発公社）との統合により設立された団体である（基本財産124,450千円のうち、長野県が100,000千円と全体の80.4%を出えんしている。）。

目的は、長野県の豊かな自然環境を生かし、多様化する観光志向に対応できる環境の整備、観光客の誘致、国際観光の推進及び県産品の販路拡大等を行うことにより観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の向上に資することにある。概要は次のとおりである。

団体名	社団法人信州・長野県観光協会		
所在地	長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 1F		
代表者	野原 莞爾		
設立年	平成13年	県所管部局	観光部観光企画課
基本財産(円)	124,450,000	うち県出えん額(円)	100,000,000(80.4%)
主な出えん者	県、民間企業	県以外の主な出えん者 (出えん比率)	株式会社八十二銀行 (4.0%) 長野県バス協会 (4.0%) 中部電力株式会社 (2.4%)

(2) 事業概要

当協会の事業は、2つの団体を統合して設立された経緯から、観光に関する情報の収集や提供、観光客の誘致促進等を行う観光振興事業と観光施設の整備及び運営を行う施設事業との2つの事業に大別され、財務諸表上も、「観光振興事業会計」と「施設事業会計」とに区分されている。

このうち、観光振興事業は、その実施財源や契約関係等の違いから、①会費事業（会費を主な財源とした事業）、②自主事業（当該事業から上がる収益を主な財源とした事業）、③県負担金事業（長野県と連携して行う事業であり、県からの負担金を主な財源とした事業）及び④県委託事業（長野県からの委託された事業であり、県からの委託料を財源とした事業）等に分けることができる。平成22年度における観光振興事業会計の各事業の概要を示すと以下のとおりである。なお、以下の事

業費には人件費は含まれていない。

会費事業

No.	事業名	概要	事業費
1	信州デスティネーションキャンペーン連携事業	平成 22 年 10～12 月に実施された信州デスティネーションキャンペーンに合わせ、「歩く」をテーマとしたイベントの開催等	11,826,749 円 (注)
2	観光案内所相互連携事業	当協会、市町村、市町村観光協会の観光案内所との相互連携を深めるため、10 広域観光エリア単位の観光案内所責任者の代表による会議及び外部専門講師による観光案内所担当者の実務研修会・意見交換会等	495,300 円
3	地域の魅力発信事業	都市圏在住者を対象に、長野県内への観光客誘致を促進するため、10 広域観光エリア単位で県外で開催する観光・物産展等の誘客イベントを支援	4,122,663 円
4	冬の信州誘客促進事業	冬のイベント並びに祭り等、冬の信州の魅力の発信及びスキー旅行会社と県内市町村関係者、索道・観光事業者との商談会の開催等	3,135,773 円
5	着地型旅行商品造成支援事業	地域の埋もれた観光資源を活用する着地型旅行商品・観光素材の造成及び受入地域の仕組みづくり並びに販売促進を支援するため、観光関係者に対する研修会の開催	221,287 円
6	会員連携推進事業	当協会と会員との一層の連携を図るため、情報交換会等を開催。会報の発行等	506,507 円
合計			20,308,279 円

(注)信州デスティネーションキャンペーン連携事業の 11,826,749 円には、信州デスティネーションキャンペーン実行委員会からの負担金 2,160,000 円を含む。

自主事業

No.	事業名	概要	事業費
1	信州スノーキッズ倶楽部事業	倶楽部会員の加入を促進するため、今シーズンから 2 年会員制度を創設するとともに、新たな販売促進施策を展開し、県内スキー場へのファミリー層の来訪の拡大	22,554,419 円
2	長野県公式観光サイト運用事業	長野県公式観光サイト及び観光情報データベースの運用により事業を展開し、情報発信の充実を図るとともに運営力を強化	1,244,927 円
3	長野県観光 CRM 実証実験委員会への参加	長野県観光 CRM 実証実験委員会に参加	(特定の経費無)

	加		
4	ザガット長野英語版促進事業	英語版ガイドブックを作成	1,701,000 円
5	県産品販売事業	東京及び名古屋観光情報センターにおいて県産品を販売	6,912,786 円
6	その他	負担金等事業費（社団法人日本観光振興協会への会費等）	1,544,365 円
合計			33,957,497 円

県負担金事業

No.	事業名	概要	事業費
1	信州道楽誘客促進事業	新たな観光資源の発掘やモデルプランの作成等、新たな旅の魅力づくりと効果的なプロモーションの展開により長野県への誘客を促進	18,482,954 円
2	信州食の魅力向上事業	「うまいぞ信州 ご当地グルメ大集合」等の誘客イベントの実施、旅行商品造成	3,687,791 円
3	観光物産展開催事業	都市圏において観光キャンペーンイベント・物産展を開催	8,364,216 円
4	スノーリゾート信州構築事業	スノーリゾートの振興に取り組む団体等への費用助成等	10,637,174 円
5	旅行商品造成事業	商談会の開催、旅行商品造成助成	2,921,531 円
6	外国人旅行者戦略的誘致推進事業	海外の旅行エージェント・メディア関係者等の招聘等	29,596,148 円
7	九州からの観光誘客促進事業	信州まつもと空港福岡線を利用した観光客誘致促進のための商談会の開催等	3,254,295 円
8	観光案内事業	信州観光情報センターでの案内事業	594,668 円
9	学習旅行誘致推進事業	長野県学習旅行誘致推進協議会の運営支援	4,000,000 円
合計			81,538,777 円

県委託事業

No.	事業名	概要	事業費
1	県外観光情報センター運営事業	東京、名古屋及び大阪の観光情報センターの運営	49,997,118 円
2	観光情報提供事業	公式観光サイト「さわやか信州旅.net」等の管理運営	6,005,709 円
合計			56,002,827 円

(3) 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	2
	うち県職員	0	0	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	20	20	20	19
	うち県職員	2	3	3	3
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	18	16	14	15
	うち県職員	5	5	4	4
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	10	14	18	17
県職員計		7	8	8	8
県 OB 計		0	0	0	0

(4) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	328,730	324,433	313,850
経常費用	359,192	355,394	362,544
経常損益	△30,462	△30,961	△48,694
当期損益	△30,462	△35,888	△31,063
現金預金	72,556	61,047	74,997
基本財産	124,450	124,450	124,450
借入金	106,000	-	-
正味財産	1,765,301	1,729,413	1,698,350

(5) 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	50,314	48,667	49,450
交付金	0	0	0
負担金	81,265	78,539	77,536
委託料	62,070	54,808	54,976
会費	13,865	13,865	13,865
貸付金	0	0	0
出えん金	0	0	0
人件費関係費用	50,314	48,667	49,450

2. 改革基本方針について

(1) 改革基本方針の内容

当協会は、平成16年6月に策定した「改革基本方針」においては、株式会社化への可否の検討も含めて民間主導の運営体制を検討することとされたが、平成20年1月に策定した「改革基本方針(改訂版)」においては、団体の自立的な運営を図ることとされた。具体的には、県との適切な役割分担のもと、観光立県「長野」の再興に向けた取組を進めるため、民間感覚を活かした事業展開ができるよう、会費などの自主財源を確保するとともに、効率的かつ自立的な組織体制を構築するものとしている。また、その取組状況に応じ、県支出金のあり方を見直すとともに、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与を縮小することとしている。

「改革基本方針(改訂版)」において示された改革方針等は以下のとおりである。

項目	内容
改革方針	団体の自立的な運営
スケジュール	平成19年度から、県(観光部)との役割分担等の検討
団体の位置付け・改革の理由と具体策	<p>当協会は、平成13年に県の観光プロモーション(観光宣伝、観光情報提供)を行う団体と、市町村の観光施設の整備運営等を行う団体の統合により設立され、県は、基本財産の80.4%に当たる1億円の出えんを行っている。</p> <p>当団体は、市町村・市町村の観光関連団体及び観光事業者等を会員とする観光関連団体であり、県との適切な役割分担のもと、観光立県「長野」の再興に向け取組を進める。</p> <p>そのため、民間感覚を活かした事業展開ができるよう、会費などの自主財源を確保するとともに、効率的かつ自立的な組織体制を構築する。その取組状況に応じ、県支出金のあり方を見直すとともに、職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与を縮小する。</p>
改革実施による効果	団体運営の自立化
改革実施における留意点	事業運営に最適な組織体制 会費などの自主財源の確保

3. 監査の結果及び意見

(1) 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

「改革基本方針(改訂版)」においては、県(観光部)との役割分担等の検討を踏

まえ、①「会費などの自主財源を確保するとともに、効率的かつ自立的な組織体制を構築」し、②「県支出金のあり方を見直す」とともに、③「職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与を縮小」することとしている。

なお、平成 22 年度における「県出資等外郭団体評価書」においては、改革基本方針の進捗状況に関しては、当協会及び県ともに、ほぼ達成されていると評価している。

監査人の評価（意見）

ア．自主財源の確保及び数値目標の設定について

平成 22 年度における経常収益で見た場合、自主財源の割合は、法人全体で 38.3%、観光振興事業会計では 25.8%に過ぎず、県からの財源に事業運営に係る経費の大半を依存している。

（単位：千円）

区分	県以外	県	合計	県財源の割合
観光振興事業会計				
経常収益				
受取会費	19,057	13,865	32,922	42.1%
事業収益	38,776	0	38,776	0.0%
受取受託事業	70	54,976	55,046	99.9%
受取補助金	0	49,450	49,450	100.0%
受取負担金	6,940	77,536	84,476	91.8%
雑収益	236	0	236	0.0%
小計	65,079	195,827	260,906	75.1%
施設事業会計				
経常収益				
基本財産運用益	1,028	0	1,028	0.0%
事業収益	51,573	0	51,573	0.0%
雑収益	342	0	342	0.0%
小計	52,943	0	52,943	0.0%
法人合計	118,022	195,827	313,850	62.4%

自主財源確保については、平成 21 年度から市町村や民間団体等の会員から会費の徴収を実施しているとのことである。平成 22 年度実績においては、県以外から 19,057 千円の会費を徴収しており、これを財源とした事業も実施されている。しかし、県以外からの会費収入（受取会費）は、経常収益全体（313,850 千円）の 6.1%に過ぎず、自主財源に係る経常収益（118,022 千円）に照らしても 16.1%である。会費収入の徴収自体は自主財源の確保に貢献しているものの、限定された会員か

ら徴収する会費では、自ずと限界がある。

また、自主財源の4割程度を占める施設事業会計の事業収益は、過去に受注した観光施設整備事業の割賦代金(長期未収金)の利息相当分と温泉管理事業に係る収入が主体であり、割賦代金の返済の進捗や温泉管理施設の移管等に伴い、将来的には相当の減少が見込まれる。このため、これらに代わる自主財源を確保しなければ、自主財源の額は相当程度落ち込むことが推測される。今後、会費収入に限らず、自主財源の確保策を具体的に検討する必要がある。

一方、「効率的かつ自立的な組織体制を構築する」といった場合の「効率的かつ自立的」の定義は明確にされていないが、財務面に限定して、収益に対する経費率で効率性を、自主財源の割合及び利益水準から自立性を検討する。

(単位：千円)

項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	対18年度増減額	対18年度増減率
経常収益	483,040	352,712	328,730	324,433	313,850	169,190	-35.0%
経常費用	516,483	368,185	359,192	355,394	362,544	153,939	-29.8%
経常費用割合	106.9%	104.4%	109.3%	109.5%	115.5%	8.6%	-
経常増減額	33,443	15,473	30,462	30,961	48,694	15,251	-
一般正味財産増減額	32,705	13,150	30,462	35,888	31,063	1,642	-
正味財産合計	1,808,913	1,795,763	1,765,301	1,729,413	1,698,350	110,563	-6.1%

直近の5年間において、経常収益は減少傾向にあり、経常費用の削減に努めているものの、収益の減少に追いついていない。経常費用の額は、平成18年度以降、常に経常収益を上回るとともに、経常収益に対する経常費用の割合も上昇しており、財務面において効率的な体制になっているものとは言えない状況である。また、過去5年の間、利益(経常増減額及び一般正味財産増減額)が獲得できておらず、かつ、前述のとおり、経常収益の過半を県からの財源が占めている状況においては、経常収益の過半を占める相手先から自立した経営判断が可能な状況とは言えない。

いずれにしても、「改革基本方針(改訂版)」においては、「自主財源の確保」、「効率的」及び「自立的」といった文言の定義や水準が示されていないことから、進捗状況の評価には困難が伴う。例えば、自主財源についての目標額や自主財源比率の目標値、経常費用の割合の目標値等を設定し、進捗状況をモニタリングすることを、改革基本方針にも定め、所管課に求めることが、計画の実効性を高める上で必要なものと考えられる。

イ．県支出金のあり方について

県支出金には、県からの会費、補助金、委託料及び負担金があり、平成22年度実績で195,827千円が投入されている。このうち、補助金(49,450千円)は、県からの出向者(役員を含む5名。)の person 費相当額に対する補助金である。また、委託事業は、主に、東京、名古屋及び大阪に設置されている観光情報センターの運営委託であり、所要の person 費も含まれている。一方、負担金については、当協会と県

とがタイアップして行う事業について、県が所要の負担金を支払うものであるが、この中には人件費は含まれていない。このため、当協会は、主に自主財源から得られる剰余(利益)でこれを賄う必要がある。結果として、県負担金事業等を実施する観光振興事業会計においては、施設事業会計からの繰入金を除けば、平成 22 年度実績で 48,186 千円の赤字であった。

自主財源の確保の観点からすれば、当協会の人材を収益の獲得可能性の高い事業により多く振り向けることが望ましいが、一方で、県負担金事業は、当該事業に従事する職員の人件費相当額(補助金充当職員を除く。)分だけ赤字になる。当協会の財務的な自立を求めるのであれば、県負担金事業について、人件費相当額(補助金充当職員を除く。)の一定割合を県が負担することも合理性があるものと考え。所管課によれば、公益法人の移行に当たり、現在、県の関与についても検討を行っているとのことであるが、県負担金の算定方法についても、実態を踏まえた見直しを図ることが望ましい。

ウ．派遣職員数等の数値目標の設定と人材育成計画の策定について

県からの派遣職員数については、平成 19 年 4 月に県の観光部設置に伴い、県からの派遣職員を 13 人から 5 人に減員しているが、その後、平成 22 年度まで総員数は不変である。平成 20 年 1 月の「改革基本方針(改訂版)」において求められている「職員の派遣等団体の運営に対する県の直接的関与を縮小」に関しては、少なくとも派遣職員の数については縮小できていない。しかも、県からの派遣職員は、理事(事務局長兼務)、事務局次長(総務部長兼務)といった組織の中心的なポストに配置されている。人材面において県から自立した状況にはなく、「自立的な組織体制」が構築できているものとは到底言えない。

【県からの派遣職員数】

(単位：人)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
常勤役員	0	0	0	1	1
職員	13	5	5	4	4
合計	13	5	5	5	5

人材面において自立的な組織とするとともに、県からの派遣職員数を縮小することを求めるのであれば、プロパー職員の採用、配置、研修及び昇進等を含めた人材育成計画を作成するとともに、現実的に、どこまで県職員を代替することが可能なのか検討する必要がある。これを踏まえて、県は、派遣職員数の将来的な目標値等を定めることが望ましいものとする。

今後の課題(意見)

現在の当協会の財務状況を見ると、赤字が慢性化しており、経常収益の規模に照らして十分に効率的な組織体制(費用構造)になっているとは言えない状況であ

る。観光振興事業を担う観光振興事業会計は、施設事業会計からの繰入金を除いた場合、平成 22 年度実績において、48,186 千円の赤字である。これを単純に管理費の削減で対応するためには 41.0%削減する必要がある。また、施設事業会計においても、過去に受注した観光施設整備事業の割賦代金(長期未収金)の利息相当分と温泉管理事業に係る収入が主体であり、割賦代金の返済の進捗や温泉管理施設の移管等に伴い、将来的には相当の減少が見込まれる。現状は、平成 22 年度末において、割賦代金(長期未収金)が 995,842 千円存在し、有価証券も 432,987 千円を保有していることから、観光振興事業会計に対して相当額の繰入れを毎年度行うことが可能である。しかし、両会計共に収益性に問題を抱えており、過去の貯えで食いつなぐ状況が続けば、現行の組織体制や実施事業を抜本的に見直さない限り、組織の長期的な存続は不可能である。

現行の「改革基本方針(改訂版)」においては、団体の自立的な運営をうたっているが、具体的に、当協会の実態を踏まえて、どの程度の「自立的な運営」を求めなのか、再度検討することが望ましいものとする。

(2)【監査の視点 2】外郭団体に対する県の関与の状況

当協会が実施すべき事業の整理について(意見)

前述のような財政状況を踏まえ、観光振興事業として当協会が実施している事業のうち、特に、県負担金事業として実施している事業について、当協会が実施すべき事業か否かを見直し、整理する必要がある。その際、例えば、外国人旅行者戦略的誘致推進事業のように、海外の旅行エージェントやメディア関係者等を招聘したり、海外で観光プロモーション活動を行うような事業の場合、実際の手配等は、外部の広告代理店等に委託する場合もありえるが、そのような場合、県若しくは実行委員会を設置し、直接事業者が発注することで対応可能な場合もあり得る。

また、前述のとおり、必要に応じて、県負担金事業の負担金について、人件費の一定割合を加味することも検討の余地があるものとするが、その場合、県において、県負担金事業の中での優先順位を評価し、その対象事業を絞り込むことにより、負担金総額の抑制を図ることも重要である。

いずれにしても、県負担金事業を見直し、当協会が再委託のような形態を採るような事業については実施方法を見直すとともに、負担金事業間の優先順位を明確にすることが望ましいものとする。

(3)【監査の視点 3】外郭団体の経営状況

収益事業の再構築について(意見)

平成 23 年 3 月に当協会がとりまとめた「公益法人制度改革への対応に関する検討結果報告書」においては、平成 22 年度から平成 43 年度までの期間にわたる将

来シミュレーションが試算されている。このうち、特定の年度を抽出し要約したものが下表である。

(単位：千円)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H32	H37	H38	H43
観光振興事業									
収益	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500	199,500
費用	258,740	259,620	259,890	260,160	255,660	257,300	253,800	254,100	255,640
差額	59,240	60,120	60,390	60,660	56,160	57,800	54,300	54,600	56,140
施設事業									
収益	59,720	39,510	32,850	12,360	10,070	3,200	3,200	3,200	2,140
費用	246,250	243,040	57,600	40,190	40,250	41,710	20,950	21,130	22,030
差額	186,530	203,530	24,750	27,830	30,180	38,510	17,750	17,930	19,890
全体									
収益	259,220	239,010	232,350	211,860	209,570	202,700	202,700	202,700	201,640
費用	504,990	502,660	317,490	300,350	295,910	299,010	274,750	275,230	277,670
差額	245,770	263,650	85,140	88,490	86,340	96,310	72,050	72,530	76,030
期末正味財産	1,452,430	1,188,780	1,103,640	1,015,150	928,810	461,680	25,610	46,920	416,870

これは、平成 23 年度予算額をベースとして作成されており、観光振興事業会計では収入額不変が前提とされているように、現行の事業の実施体制等を前提としたものである。これによると、毎年度、収益と費用との差額はマイナス(赤字)の状態が継続し、平成 38 年度において期末の正味財産の額自体がマイナスとなり、債務超過に陥ることとなる。当協会によれば、遊休財産額規制をクリアできない等の理由により、一般社団法人としての移行申請を行うことを想定しているとのことであるが、将来的にも債務超過の場合は、経理的基礎を満たさないものと判断され、一般社団法人としての移行許可を受けることは困難である。また、移行許可以前の問題として資金繰りに窮する恐れがあり、平成 37 年度以降は、借入れ若しくは追加の出入等がなされない限り、存続は困難であろう。

今後、収入の増加策の検討と併せて、人件費も含めた経費の削減等を行う必要があるが、特に、施設事業会計においては、割賦代金の返済の進展に伴う利息収入の減少が進むことから、大町市への高瀬温泉施設移管のための改修工事費を加えると、累計の赤字額では、観光振興事業会計の累計赤字額を上回ることとなる。収益のほとんどが、過去の割賦代金の回収から生じていることを踏まえると、施設事業会計における新規事業の実施は行わず、債権回収に特化することも考えられる。

いずれにしても、今後、当協会が一般社団法人へ移行するに当たっては、健全な経営を図るため、施設整備事業を含めた実効性ある収益事業の創設と再構築を早急に検討し、実行に移す必要がある。また、県は、当協会による収益事業の再構築の状況を把握するとともに、継続的に、実績をモニタリングし、必要な場合には、再構築策の見直しを求めるべきである。

公益法人制度改革への取組は適切か(意見)

前項で述べたとおりの課題がある。

第5章 財団法人長野県国際交流推進協会（県団体番号25）

1. 団体の概要

(1)概要

団体名	財団法人長野県国際交流推進協会
所在地	長野市大字南長野字幅下 692 - 2
代表者（県との関係）	理事長 関安雄
設立根拠	整備法
設立年月日	平成元年
県所管部局	観光部 国際課
基本財産（円）	303,800,000 円
うち県の出えん額	240,000,000 円
県出えん比率	79.0%
主な出えん者・金額・比率	長野県市長会 18,000,000 円 5.9% 長野県町村会 12,000,000 円 4.0% 民間法人団体 33,800,000 円 11.1%
設立目的・沿革	設立目的は、民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流活動に取り組む体制を推進する諸事業を実施し、県民一人一人の国際感覚の醸成と諸外国との相互理解を深め、もって世界に開かれた長野県づくりに資するというものであり、平成元年に設立された。
主な業務内容	1 国際交流、国際協力、多文化共生事業の推進 2 多文化共生くらしのサポーター運営委員会事務局 3 外国籍児童支援会議(サンタプロジェクト)事務局
事業執行状況を示す主な指標	1 翻訳事業 平成 21 年度 10 言語 151 件、平成 22 年度 11 言語 253 件

(2) 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	1
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	1	1
	非常勤	15	15	17	17
	うち県職員	1	1	2	2
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	3	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		1	1	2	2
県 OB 計		0	0	1	1

(3) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	10,651	9,538	6,318
経常費用	15,059	10,931	8,275
経常増減(損益)	△4,408	△1,393	△1,957
当期収支差額	△4,408	△3,663	1,804
現預金	449	2,784	4,690
基本財産	303,800	303,800	303,800
借入金	0	0	0
正味財産	313,734	312,907	310,950

(4) 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	0	0	0
事業費	0	0	0
運営費	0	0	0
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
出えん金	0	0	0
損失補償年度末残高	0	0	0
人件費関係費用	0	0	0

2. 改革基本方針について

当協会は、平成 16 年策定の改革基本方針においては「県の人的関与を廃止し、民間主導の団体へ」となっており、一方、平成 19 年度策定の改革基本方針(改訂版)では「民間主導の団体として運営」となっている。さらに、平成 23 年度に改革基本方針の再度の改訂案が検討され、平成 23 年 11 月 28 日から 12 月 27 日までの間でパブリックコメントを募集したが、その改訂案では「民間主導の団体として運営しつつ、必要な県関与の実施」となった。

平成 16 年度及び平成 19 年度の改訂版においては、一貫して民間主導の団体への移行を図り県の関与は廃止する方針であったが、平成 23 年度の改訂によって、必要な県の関与は実施していくという方針転換がされた。平成 19 年度の改訂版と、平成 23 年度の再改訂版の具体的な内容は次のとおりとなっている。

平成 19 年度改革基本方針(改訂版)

当協会は、民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流活動の推進と県民の国際感覚の醸成を目的に平成元年に設立されたが、現在は外国籍県民の生活支援に活動がシフトしてきている。当協会は、平成 15 年度以降、事務局長に民間出身者を起用し、県の人的関与も 16 年度末をもって廃止、16 年度から賛助会員の拡充や収益的な事業の実施を展開することにより、17 年度末で県の人件費補助を廃止している。講座や翻訳などの事業収入は多少伸びているが、その他の事業は実績が伸びず、団体の運営が厳しい状況にある。近年、国際交流や国際協力の分野で民間団体の活動が活発になっている現状に鑑み、民間主導型の国際交流を推進するため、国際交流、国際協力、外国籍県民支援など国際化推進に関する県域の活動センターとしての拠点機能を強化していく必要がある。具体的には、当協会が現に唯一存在する県規模の国際団体であることに着目し、県内の国際交流、国際協力等の民間団体やボランティア団体のネットワークを担う団体という位置づけを明確にする。さらに、民間主導の運営を安定的に継続していくため、協会が主体となって運営体制や事業内容を見直していく。

平成 23 年度改革基本方針(再改訂版)

当協会は、民間が主体となった県民レベルの多角的な国際交流活動の推進と県民の国際感覚の醸成を目的に平成元年に設立された。その後、外国籍県民の増加に伴い、従来の国際交流事業に加え、外国籍県民の生活支援の活動も行ってきている。外国籍県民の定住化の進行、平成 20 年秋以降の経済雇用環境の悪化などの社会経済情勢の変化に伴い、外国籍県民の生活環境が不安定化している中、外国人の生活相談や児童生徒の就学支援などの施策の充実が、以前にも増して必要となっている。このため、全県域を対象に公共的な活動を行っている協会に対し、協会の最大限の自助努力を前提に、かつ事業実施計画及び収入確保策の達成状況を確認しながら、県としても必要な関与を行う。さらに、民間主導の運営を安定的に継続していくため、協会が主体となって運営体制や事業内容を見直していく。

(改訂の背景)

近年、外国籍県民の定住化が進行し、外国籍県民にも「居場所と出番」のある社会が求められている。また、平成 20 年秋以降の経済雇用環境の悪化などにより、外国籍県民の生活環境が不安定化しており、外国籍県民に対する施策の充実が必要となっている。

このため、全県域を対象に公共的な活動をしている当該団体へ、県として必要な関与を行う。

3. 監査の結果及び意見

(1) 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

当協会は、県の改革基本方針に基づき平成15年度末をもって県職員派遣を廃止、平成17年度末をもって人件費補助を廃止し、「民間主導の団体としての運営」を目指してきた。

しかし、基金の利息収入は、金利の低下に伴い当初の見込みを大きく下回ったため、財政資金が枯渇し、外郭団体評価で、「今後の事業執行上の課題」の項目において3年連続して「D」評価(課題の解決に外部からの支援を必要としており、対応に重大な困難をきたしている)となっており、平成24年度以降の事業継続ができない状況にある。

当協会が実施する、外国籍県民を支援するための施策等は極めて公共性が高く、受益者負担や民間等からの収入に限られ、民間主導で実施するのは困難であり、公益財団法人として実施すべきものである。リーマンショック以降の厳しい経済環境の中、外国籍県民の生活上の問題は深刻化しており、官民の連携を強化し対応していく必要がある。

改革基本方針「民間主導による安定的な団体運営」を改め、「必要な県の関与を実施する」旨の内容に再改訂した背景はこのような状況がある。

監査人の評価

平成23年度には収支がほぼゼロとなり、平成24年度には資金ショートのある中で、改革基本方針の再検討が必要であった。「必要な県の関与を実施する」と改革基本方針を見直したことは特に問題はないと考える。

今後の課題

前述のとおり、平成24年2月21日に「改革基本方針(改訂版)の一部改訂」がなされて公表されている。

(2) 【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況(意見)

(1)で「必要な県の関与を実施する」方向となったと述べたが、補助金を交付するなど一定の関与を継続した場合でも、県は、当協会に対し国際化推進に関する将来の年度目標を明示することを条件に、その達成状況を県がモニタリングする必要がある。

また、団体としては、2つの任意団体と組織を統合し、現状の機能を強化することにより、公益財団法人を目指すとしている。今後、長野県に住む外国人はますます増加することが予想されている中で、県からの援助も含め当協会を今後どのように考えるかは県にとっても重要な問題と考える。

(3)【監査の視点3】外郭団体の経営状況（意見）

経営状況について（意見）

平成23年度には収支がほぼゼロとなり、平成24年度には資金ショートのある恐れがある。このような状況で、今後も存続させるとするならば補助金の復活も検討しなければならない。

当協会は、国際交流、国際協力、多文化共生事業を県域的に行う中核的団体としての役割を担っている。特に、外国籍県民への支援施策を実施する使命・必要性は、以前にも増して高いものの、県による関与を薄めてきた結果、事業執行に大変な困難をきたすとともに、新たな事業への対応がほとんどできない状態にある。

当協会は、財政資金が枯渇し、県の外郭団体評価のとおり、外部からの支援がないと立ち行かなくなっており、早急に県による支援を行う必要がある。このままでは事業の継続が困難となるため、今後は、事業規模や県からの援助も含め、当協会をどのように位置付けるか事業手法の見直しを検討する必要がある。

公益法人制度改革への取組（意見）

新公益法人制度への対応として、公益財団法人化について当協会の理事会で決定しているので、早急に必要な手続きを行う必要がある。

第6章 財団法人長野県農業開発公社（県団体番号26）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当公社は、昭和45年6月2日に長野県が全額出えんして設立した団体である。その目的は寄付行為によると、長野県における農業の近代化と農地保有の合理化を促進し、もって県民福祉の増進を図ることにある。

なお、当公社の概要は次のとおりである。

団体名	財団法人長野県農業開発公社		
所在地	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁東庁舎		
代表者	理事長 萩原 正明		
設立根拠	農業経営基盤強化促進法		
設立年	昭和45年	県所管部局	農政部農村振興課
基本財産(円)	313,000,000	うち県出えん額(円)	313,000,000(100%)
主な出えん者	県	うち市町村出えん額(円)	-

(2) 事業概要

農地保有合理化事業

設立目的を達成するために、当公社が行う主たる事業は農地保有合理化事業である。全国の都道府県農業開発公社等が会員となっている(社)全国農地保有合理化協会によると、『農地保有の合理化』の意味は、日本農業の特徴ともいえる零細な経営や、零細な農地の保有形態を、より効率的に農業生産が展開できるような形にすることにあります。つまり、担い手農家の経営規模の拡大や、農地の集団化などを行うことで、効率的な農業生産が行われるようにしようということです。その中で、農地保有合理化事業は、『農地保有の合理化』を進めるために、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人)が、規模の縮小や離農する農家などから農地を買い入れ、若しくは借り入れて、一定期間保有した後に、一定要件を満たした担い手農家に売渡しや貸付けを行います。これを、いわゆる『再配分』といいます。この『中間保有・再配分機能』が農地保有合理化事業における最大の特徴といえます。」

農地保有合理化事業のモデル図



以上の説明に付け加えると、中間保有・再配分機能の発揮によって期待される効果は農地の集約化である。この効果が現れるよう、当公社から土地を買入れ若しくは借入れできる農業従事者には、農地の権利取得後、一定の面積を超えること（担い手支援農地保有合理化事業の場合は、おおむね 1ha 以上の団地化を形成すること。）という一定の面積要件が課せられている。

当公社が平成 23 年度行っている具体的な事業内容は以下のとおりであるが、農地保有合理化事業として行っているものは①～④である。

担い手支援農地保有合理化事業【平成 19～23 年度】

担い手のニーズに即した形で面的集積が促進されるよう、貸借事業の取組みを強化し、地域の視点に立った事業推進を図る。

- 1 農用地等貸付事業
- 2 農用地等売渡事業
- 3 農作業受託促進の事業

事業推進重点市町村を設定し、市町村及び農業委員会、農地利用集積円滑化団体等と連携しながら効果的な農地集積の促進を図る。

県単独農地売買事業【平成 19 年度～】

担い手支援農地保有合理化事業の対象とならない農業者に対する農地売買を県の支援のもとに実施する。

農地保有合理化事業（一般事業・特別事業・中山間地域事業・新合理化特別事業）

【新規買入及び借入は平成 18 年度、新規リースは平成 19 年度をもって終了】

平成 19 年度以前に買入れ又は借り入れた農用地等に係る下記事業について適切な管理を行う。

- 1 農地売買等事業
 - 2 農業機械・施設リース事業
- 農地有効活用事業

農地保有合理化事業の推進に必要な簡易の基盤整備事業は、農地継承円滑化事業(平成 22 年度まで)等を活用して実施し、農地の利用集積と有効活用を図る。

一般法人への農地貸付け

市町村、農地利用集積円滑化団体等と十分な連携を図り、農地保有合理化事業により実施する必要があるものについて検討する。

果樹園地継承円滑化モデル事業【受託事業】

県は平成 23 年 3 月に「果樹農業振興計画」を公表し、計画の具現化のため果樹農業振興戦略推進事業を制定し、関係機関・団体と連携のもとに推進を図ることとしている。公社は、平成 23 年に県より果樹園地の円滑な継承を推進するため経営主に対する経営意向調査業務を受託し、樹園地における農地流動化支援を行う。

農地保有合理化事業の課題

農地保有合理化事業の核となる農地の中間保有については事業特有のリスクがある。それは農地を買い入れたものの売り渡すことができない過剰在庫リスクと買入価格よりも売渡価格が低くなる売却損リスクである。

平成 23 年 5 月に当公社が作成した(財)長野県農業開発公社第 3 期長期保有地解消対策推進方針によると、農地保有合理化事業により取得し、事業時間を経過後も売渡しできずに保有している長期保有地の処分状況及び長期保有地について次のように報告している。

年度別長期保有地処分状況

(単位:千円)

売渡実績	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	合計
面積 ^{m²}	14,018	138,853	112,705	42,161	59,586	367,323
買入価格 A	72,072	490,401	489,613	83,499	350,153	1,485,738
売渡価格 B	27,007	319,259	229,802	60,909	72,513	709,490
国補助金 C	14,766	88,596	89,072	8,135	71,987	272,556
手数料等 D	689	13,953	3,339	7,300	3,672	28,953
公社差損 A-B-C-D	29,610	68,593	167,400	7,154	201,980	474,737

平成 23 年度期首長期保有地

所在地	地目	筆数	面積 ^{m²}	買入価格千円	取得年度
千曲市	田	1	1,999	37,472	平成 7 年度
松本市	畑	1	3,626	10,750	平成 14 年度
飯山市	畑	12	81,856	33,782	平成 14・15 年度
上田市	田	1	680	5,151	平成 13 年度
長野市	田	1	779	7,500	平成 14 年度
合計		16	88,940	94,655	

年度別長期保有地処分状況によれば、平成 22 年度末までに累積した当公社の土地売却損は 4 億 7,474 万円余りで、買入価格の約 32%であった。

しかしながら平成 22 年度までに長期保有地の処分はほぼ終了し、平成 23 年度の期首にある長期保有地は 9,466 万円余りとなっている。

なお、長期保有地が生じた主な事業は、先に述べた③農地保有合理化事業である。この事業の新規買入れ及び借入れは平成 18 年度をもって終了している。

現在では、売渡し先が確保できた農地のみを新規に買い入れているとのことである。

千曲市にある長期保有地



(3) 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	2	2	2	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	2	2	2	2
	非常勤	5	8	8	8
	うち県職員	0	0	1	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	22	23	24	19
	うち県職員	1	1	0	0
	うち県 OB	12	12	15	13
	非常勤	0	0	0	0
県職員計		1	1	1	1
県 OB 計		14	14	17	15

(4) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	1,731,104	1,287,693	1,450,648
経常費用	1,781,257	1,343,644	1,561,602
経常増減(損益)	△50,153	△55,951	△110,954
当期正味財産増減額	△49,504	△42,947	△110,954
現預金	165,758	106,599	140,997
基本財産	313,000	313,000	313,000
借入金	1,644,203	1,556,215	1,541,703
正味財産	204,194	161,248	50,293

(5)県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	81,147	75,823	69,524
事業費	40,050	34,726	23,876
運営費	41,097	41,097	45,648
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	0	0	0
出えん金	0	0	0
損失補償年度末残高	498,839	989,471	1,075,465
人件費関係費用	41,097	41,097	45,648

2 . 改革基本方針について

(1)改革基本方針の内容

当社は、長野県が平成 16 年 6 月に策定した「改革基本方針」において、(社)長野県農業担い手育成基金(以下「育成基金」という。)と統合及び長野県農業会議(以下「農業会議」という。)と事務局を統合、制度的な制約を解消した段階で農業会議と統合とされていたが、平成 20 年 1 月に長野県が策定した「改革基本方針(改訂版)」においては、現在の体制で事業の効率化を図るとされている。改革基本方針が変更となった理由は、長野県行政機構審議会答申「県の外郭団体のあり方について」(平成 19 年 11 月 2 日)に記載があり、その要約は以下のとおりである。

育成基金は、新規就農者に対する資金の貸付等の助成を、当社は、農地の買入れ、売渡、貸付を、農業会議は、農地法等における知事の諮問機関としての活動等をそれぞれ行っている。

現行の基本方針は、当公社と農業会議の事務局を統合したうえで、当公社と育成基金の団体統合、更に制度的な制約を解消した段階で農業会議を加えた 3 団体を統合することとしている。

既に当公社と農業会議の事務局統合は実施済みである。しかし 3 団体の統合は、次の理由から不可能であり、また、当公社と育成基金の団体統合は、17 億円という多額の経費を要する一方で統合のメリットが見込めないことから、団体統合は実施せず、現在の体制でそれぞれの団体の事業の効率化を図ることが適当である。

(1) 県では、3 団体の統合が可能となるよう、国に対して農業会議の業務内容を限定している「農業委員会等に関する法律」の改正を要望したが、国は、法改正の予定は無いとしている。当公社は収益事業を行う団体であり、公正さが要求される農業会議と統合すると問題が生じるというのが国の考え方である。また、当公社は農地転用(例えば、農地に農業用施設を建設する場合等)に関して許可申

請をする立場であり、農業会議は農地転用許可申請の知事諮問に対して答申する立場であることから、両者はプレーヤーとアンパイアの関係と考えられ、団体そのものを統合することは問題がある。

(2) 農地保有合理化法人である当社は、「農業経営基盤強化促進法施行規則」により県出資比率 50%以上が要件とされている。この要件を満たして育成基金と団体統合するためには、新たに 17 億円の県出資が必要である。

(3) 既に当公社と農業会議の事務局統合や 3 団体の事務所のワンフロア化などを進めており、新たな県負担を行った上で統合するメリットはない。

「改革基本方針(改訂版)」によって打ち出された経営改善の推進に向けたスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール
随時実施

改革の具体策は以下のとおりである。

当公社の事業については、育成基金及び農業会議の業務との関連が深いため、育成基金との事務所のワンフロア化、農業会議との事務局統合により、認定農業者等の担い手育成支援や農地流動化の促進支援など農業構造政策関連業務を集約し業務の効率性の向上を図るとともに、農業者等へのワンストップサービスを提供していく。

3. 監査の結果及び意見

(1) 【監査の視点 1】 「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

育成基金との事務所のワンフロア化を実施(平成 19 年 4 月)し、関連業務のワンストップサービスを提供している。事務局長等を兼務化により農業会議と事務局の統合を実施(平成 16 年 5 月)し、農業構造政策関連業務の集約により効率性を向上させた。

監査人の評価

改革基本方針を具体化した目標が、「団体の位置づけ・改革の理由と具体策」である。ア. 育成基金との事務所のワンフロア化 イ. 農業会議との事務局統合、という組織再編を行うことにより、ウ. 農業者等へのワンストップサービスという機能の発現が期待されている。個別に目標の達成度について検討する。

ア．育成基金との事務所のワンフロア化

当公司及び育成基金とも、平成 23 年 3 月 31 日現在、その事務所の所在地は長野県庁東庁舎3階に設置されている。寄付行為及び定款上も事務所の所在地は同一である。登記までは確認していないが、目標は達成したものと評価できる。

イ．農業会議との事務局統合

当公司及び農業会議の総務部門等職員数及び兼務職員数

	当会社	農業会議
総務部門等の職員数	3人	5人
うち兼務職員数	2人	2人
うち非兼務職員数	1人	3人

平成 23 年度事務分担表によると、農業開発会議は事務局長 1 名、総務部 2 名、農地部 4 名となっている。農業会議は事務局長 1 名、総務情報部 4 名、農政・農地部 4 名、担い手・経営・年金部 4 名となっている。

事務局の範囲については改革基本方針に記載がないが、専門的な知識経験が必要となる事業部門の統合は想定しにくいと、事務局長及び総務部等が事務局であるとすると、当会社の事務局 3 名のうち 2 名が既に兼務している。どこまで兼務すれば統合となるのかどうかの記載はないが、当会社については兼務していない職員が 1 名存在している。さらに統合できる余地が残されているか検討したものの、当該職員の事務負担は現状でも重く、これ以上の負担増は困難であるとのことであった。可能な限り総務部門等の職員が兼務されていると考えられることから農業会議との事務局統合は一定程度達成したものと評価できる。

ウ．農業者等へのワンストップサービス

当会社、育成基金及び農業会議は既にワンフロア化しており、当会社と農業会議にしても程度の問題はあるが一部統合していると言えるためワンストップサービスを提供しているものと形式的に推定できる。

しかしながらワンストップサービスを提供する趣旨は、それにより農業者等の利用者の利便性を向上させるためだと考えられる。このことから、ワンストップサービスの実質的な提供の有無を評価するため、利便性の向上という面から評価してみる。ヒアリングの結果、当会社と育成基金との間に人事交流は特になされていないとのことだった。しかし育成基金の就業者情報と当会社の農地情報はワンフロア化後日常的に交換されているとのことである。

なお育成基金によると次のような効果があったとされている。

- ・ 19 年 4 月の事務所移転に伴い、当会社ほかとのワンストップサービスの提供により、相談件数が、平成 19 年度 309 人、平成 20 年度 690 人、平成

21年度 914人、平成22年度 934人と大幅に増加している。

- ・来庁者、電話、メール等の相談は、平成19年度 90人であったものが、平成22年度では451人と約5倍に増加した。
- ・新規就農希望者からの相談の中で、農地の確保に関する事項については、当公社から情報提供を受けるなどして、相談事項に的確に応えられるよう対応されている。

以上の点を総合的に判断すれば、利用者の利便性は向上しているものと推測できるため、ワンストップサービスは形式的に提供されているばかりでなく実質的にも提供されていると評価できる。このため、目標は達成していると評価できる。

エ．総合評価

ア．イ．ウ．いずれも達成と評価できた。このため、おおむね目標達成したと評価できる。

(2)【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

団体の存続について（意見）

当公社の存続の前に以下のようなハードルが立ちふさがっている。

ア．農地保有合理化促進事業強化基金について

当公社の正味指定財産 3億 1,300万円のうち、農地保有合理化促進事業強化基金(以下「強化基金」という。)に引き当てられている額は 3億 8百万円である。

強化基金とは、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための基金である。

都道府県が強化基金に充てるものとして出資又は補助する場合に、その出資又は補助に要する経費の2分の1以内の額を農林水産省が補助することとなっている。

このため当公社の強化基金は全額長野県が出えんしているものの、うち2分の1の1億 5,400万円は国からの補助金が原資である。

ところが会計検査院による平成 21 年度決算検査報告は「強化基金事業については原則として終了することとして強化基金を廃止し、農業公社が保有している強化基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。」ことを農林水産省に求めている。その理由は次のとおりである。

「構造改善局長通知において、農業公社は、定款又は寄附行為で定めるところにより強化基金を設置するものとされており、強化基金に係る(中略)その運用益は、農業公社の農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費の支払に充てる場合を除き、使用してはならないとされている。」

「44 農業公社(当公社を含む)のうち財団法人熊本県農業公社を除く 43 農業公社は、いずれも強化基金の運用益を収入として受け入れて、これを農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費の支払に充てたとしているが、この収入に対応した支出について区分経理を行っていないことから、運用益に対応した具体的な使途や使用額を特定できない状況で、各年度における運用益の使用残額や、その処理状況も不明となっていた。」(中略)

「上記の 44 農業公社に出資等を行った 44 都道府県は、農業公社から強化基金事業についての具体的な報告を徴していないなどのため、このような状況を把握していなかった。」(以上引用終わり)

会計検査院の指摘を受けて、当公社も平成 26 年 3 月に強化資金を国庫へ返還する予定となっている。返還に伴い、当公社の純資産である正味財産は 1 億 5,400 万円毀損される。

イ．長期保有地解消計画とその実績について

1. (2)② 農地保有合理化事業の課題で述べた長期保有地の処分状況であるが、平成 20 年度の包括外部監査報告書 111 ページによると長期保有地解消計画があらかじめ作成されていた。その計画値と実績値との差異は次のとおりである。

年度別長期保有地処分状況

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	合計
売渡計画による公社差損	57,400	150,419	60,587	34,910	303,316
売渡実績による公社差損	68,593	167,400	7,154	201,980	445,127
差異	11,193	16,981	53,433	167,070	141,811

なお平成 22 年度に差異が大きくなった原因は、農林水産省による長期保有地に係る売却損を一部補填する補助金の制度発足時から売買調整を続けてきた長期保有地の売買案件が成約したためである。

平成 19 年度から 22 年度までの 4 ヶ年間で長期保有地の処分に係り、当公社の純資産である正味財産が 4 億 4,513 万円毀損されたことになる。

ウ．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律について

当公社の理事会(平成 23 年 5 月 27 日)における報告事項(2)「財団法人長野県農業開発公社の財政にかかる中長期計画について」によると、平成 25 年度の期末正味財産額は△59,613 千円、平成 26 年度は△46,497 千円と予想されている。これは平成 26 年 3 月に強化基金 1 億 5,400 万円を国に返還することに伴う債務超過である。

なお平成 18 年 6 月 2 日に公布され、平成 20 年 12 月 1 日から施行された一般社団・財団法人法には次の条文がある。

第 202 条第 2 項 一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。

当社は、平成 23 年 12 月 20 日現在特例民法法人であり、一般財団法人ではないものの、一般社団・財団法人法及び整備法第 44 条以下の規定により平成 25 年 11 月 30 日までに一般財団法人若しくは公益財団法人に移行しなければならず、いずれに移行しても上記の条文の適用を受ける。

なお、一般社団・財団法人法が成立する前は、財団法人に対する当該最低純資産規制は存在していなかった。

エ．強制解散直前に至った責任の所在について

当社の財政状況に係る中期計画のとおり推移すれば、平成 25 年度、26 年度と二期連続貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となることから、当社は一般社団・財団法人法第 202 条第 2 項の規定により強制解散となる。

このような事態に現在陥った理由には、以下の二点が大きく影響していると考えられる。

第 1 点目は、ア．農地保有合理化促進事業強化基金 1 億 5,400 万円の返還である。会計検査院の指摘によると、同強化基金の運用益の用途について、構造改善局長通知において、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のために必要な経費の支払に充てる」としているのみで、「農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化」の具体的な内容や「必要な経費」の範囲について定めていないこと等にある、としている。

第 2 点目は、制度発足時の農地保有合理化事業の制度的問題点である。従前は、農地を当社が取得し、それを中間保有して買い手を探して売るということを前提とした制度であり、農地価格が継続的に下落するという事象が想定されていなかった。農地価格の上昇が続く時代であれば、制度で定められている 5 年間の間に中間保有していると農地価格は相対的に安くなるが、価格下落局面では会社が価格下落リスクを負うこととなる。これに対応するため、農林水産省は、「農地保有合理化緊急売買促進事業」という長期保有地に係る売買差損の一部を補助する制度を設けた。また、平成 19 年度以降実施されている「担い手支援農地保有合理化事業」(当社の現在の主事業)では、「会社が農地を買い入れる場合は、売渡しの相手方が現にいるか、近い将来確保できることが確実と見込まれることとする」と変更されている。

こうしたことから、平成 19～22 年度に継続的に農地価格は下落し、イ．長期保有

地解消計画とその実績の差異が生じることとなった。最終的な売却差損の差異は 1 億 4,181 万円になり、計画よりもそれだけ多額に純資産が毀損されてしまっている。

1 億 4,181 万円の差異が生じなければ、強化基金を返還しても、平成 25 年度、26 年度と二期連続純資産額が三百万円を下回るとは考えにくい。

当会社にとっては、こうした制度的な規制があったが、農地の買入及び売渡について見込みが甘かったことは否めない。

長期保有地については、平成 22 年度に 5.7ha(取得価格 347 百万円)売却したが、年度末には 8.9ha(取得価格 95 百万円)残っており、更なる農地価格の下落や新たな利子負担により会社の財政状態は更に悪化する可能性があるため、責任を持ち早々の処分を実施する必要がある。

後述する借入金の返済方法も含めて、当会社の経営や監督には財務や会計に関する複雑な分析が必要であるが、当会社や県の担当者にとって過大な負担が強いられていた可能性も否定できない。

今後は、外部の専門家の活用などの方策を検討する必要もあると考えられる。

農地保有合理化事業について（意見）

ア．農地保有合理化事業の実績と長野県の負担について

当会社の主たる事業は、既に述べたように農地の集約化を図る農地保有合理化事業である。農地保有合理化事業の現状を評価するために、平成 22 年度の長野県内における自作地有償移転実績を見ると、47.6%が当会社を活用していた。当会社は担い手に農地を集積し効率的な経営を図ることを目的として存在しているため、集積後の経営面積が一定規模以上になる相手に売渡しをしており、自作地所有権移転の中には以下の(ア)～(ウ)のような当会社が扱えないものも含まれている。

- (ア) 経営規模基準に満たない零細農家への売買
- (イ) 農業振興地域外農地
- (ウ) 農業振興地域内における農用地区域以外の農地

これらの農地の所有権移転は農地の集約化に寄与しないとすると、農地が集約化された自作地所有権移転面積のうち当会社を活用している割合は 57.7%であると言える。

以上が農地保有合理化事業の結果である。

次に当会社のために長野県が負担した補助金の額は、6,952 万円、うち事業費として 2,387 万円、運営費として 4,565 万円であった。なお運営費補助金は農地保有合理化促進推進員設置事業補助金として交付されている。

イ．農地保有合理化事業の意義について

なぜ長野県が農地保有合理化事業を行うのかという理由を、経済合理的な観点から考えると、専業農家の増加により、長野県を含む国富の増加が期待できるからではなかろうか。

先に掲げた自作地有償移転実績のうち当公社が関与した取引は 47.6%であり、農地が集約化された自作地所有権移転面積のうち当公社が関与した取引は 57.7%であり、当公社が集約化を担っている。

こうした現状を総合的に判断すると、農地の集約化のために資する政策をフル活用する必要性は高く、農地保有合理化事業もその効率性には議論はあるが、必要不可欠な意義のある事業と考えられる。

また、農地保有合理化事業そのものは法定されている事業なので長野県自身の実施することはできず、また長野県の裁量で事業を廃止することはできない。

このため、長野県は農地保有合理化事業を第三者に委託せざるを得ず、それは長野県の出資比率が 50%以上である農地保有合理化法人である必要がある。

長野県による出資比率が 50%以上である法人が民間事業者であるとは考えにくいので、農地保有合理化事業が民間事業者によって実施できる余地はないと思われる。

長野県は、「食と農業農村振興計画」において担い手への農地用集積面積(集積率)の平成 24 年度目標値は 40%としている。

長野県は、農地の売買と賃借により集約化を図っているが、当公社は農地の売買により集約化が進むよう中長期の事業計画として「農地保有合理化推進プラン」を策定している。農地保有合理化推進プランの中では、県及び当公社の利用集積目標面積が記載されており、それを受けて単年度の事業計画である「農地保有合理化事業推進アクションプログラム」の中で、当公社の利用集積目標面積及びその実績が記載されている。アクションプログラムは当公社のホームページに掲載されているため、容易に閲覧することが可能であるので、当公社の事業がどれだけ県の施策に貢献しているのかが広く理解されるよう、県の目標に対してどの程度公社が担うのかを明確にする等積極的にアピールすることが望まれる。

県としても、そうした目標についての達成度を適切に評価することが必要である。

(3)【監査の視点3】団体の経営状況について

公益法人制度改革等への対応について（意見）

ア．借入金について

整備法により、財団法人は平成 25 年 11 月 30 日までに一般財団法人又は公益財団法人に移行しなければならず、移行手続きを行わない財団法人は解散したものと見なされる。

そもそも、財団法人を含む公益法人は、民法が制定された明治 29(1896)年からスタートしているが、①民業の圧迫、②官僚の天下り先、③補助金による税金の無駄遣いなどの批判が絶えなかった。このような理由から公益法人制度改革が実施されており、当公社も、公益制度改革に対応することになったのである。

公益法人制度改革に対応するために当公社で問題となるのが借入金の取扱いである。

平成 23 年 3 月 31 日付けの借入金の内訳は以下のとおりである。

当公社の借入金内訳

(単位：円)

短期借入金	793,458,873
運営口短期借入金	134,798,530
一般事業借入金	89,605,812
県単独事業借入金	129,722,000
中山間地域事業借入金	24,858,000
特別事業借入金	782,000
新合理化特別事業借入金	397,972,031
農作業受委託促進特別事業借入金	15,720,500
合理化事業長期借入金	748,243,850
貸借事業借入金	19,655,270
新合理化特別事業借入金	251,025,029
担い手支援事業借入金	477,563,551
合計	1,541,702,723

当公社は、農地を買い入れる際に所要の資金を借入れにより調達し、農地を売渡した後に得られた売却収入で借入金の返済を行ってきた。

しかし、長期保有地の処分では買入価格よりも売渡価格が低額となったケースが生じたため、売渡し後も借入金を全額返済するための所要の資金が入手できず、借入金の一部が残ってしまっている。

長期保有地は、一般事業、特別事業、新合理化特別事業から発生したため、長期保有地処分後も残った借入金は、表で網掛けした借入金に含まれている。表で網掛けした借入金の合計額は 739,384,872 円である。

イ．長期保有地の処分後に残った借入金について

長期保有地の処分後も残ってしまった借入金の額は平成 23 年 12 月 21 日時点検討中であるため、監査人が独自に試算した。試算 1 による額は 474,737 千円である。1(2)②の表 年度別長期保有地処分状況の公社差損合計額が借入金の額に相当すると推計した。試算 2 による額は 542,571 千円である。当公社の財政に係る中長期計画によると、長期保有地処分損益に係る借入金利息は 5,697 千円であ

った。借入金利息は年率 1.05%であり、当該利率で借入金利息を割り返した額が、借入金の額に相当すると推計した。

試算 1、試算 2 による額から、長期保有地の処分後に残った借入金の額はおよそ 5 億円前後、借入金総額のうち 30%前後と考えられることから当公社の継続的な運営に少なからぬ影響を与えている。借入金の扱いについて長野県と十分に協議することが必要である。

ウ．事業計画の見直しについて

農地保有合理化事業を継続するためには、経営努力した上で、どう借入金を返済するのか合理的な事業計画を作成する必要がある。

事業計画の中では事業継続によって得られる収入額、支出額、支払利息の額、借入金の返済額を見積もった将来キャッシュフロー計算書を作成する必要がある。また将来キャッシュフロー計算書のみでは、それぞれの予想額の整合性が確認できないことから、将来貸借対照表と、将来正味財産増減計算書を作成して、整合性が三表より確認できるのがより望ましいとも考えられる。

しかし、三表作成のためには所要のコストが必要となる。当公社の存続に影響を及ぼす借入金の額や正味財産の額などの主要な勘定が管理可能であれば必要最低限の管理は可能であるとも言える。いずれにせよ当公社にとって財務情報の推移の分析が事業計画の作成上重要であるため、コストと便益を勘案した上で徹底されることが望まれる。

また事業計画の作成のためには予想収入について実効性のある見積りを行う必要がある。財政にかかる中長期計画では平成 23 年度から 27 年度までの損益を予想している。23 年度の実績は東北の震災に起因する原発事故で放射能による風評被害が広がり、営農上の不安により農家の経営規模拡大意欲が減退し目標の 8 割ほどになると当公社は見込んでいる。

当公社を巡る環境変化に機動的に対応できるよう事業計画も頻繁に見直しされることが望まれる。

今後の課題（意見）

経営努力等しても抜本的解決ができなかった場合、当公社の廃止・清算という選択肢も考えられよう。

過去に当公社は、当公社を廃止した場合の代替措置はどうなるのかと問われ、次のように答えている。

「(答) 農業者がどの地域にいても事業を利用できるようにする観点から、農業経営基盤強化促進法第 5 条の規定により、県が過半以上を出資するなど一定要件を満たす民法第 34 条法人を、都道府県の区域を事業実施地域として農地保有合理

化事業を行う農地保有合理化法人に定めるものとされていますので、事業の廃止はもとより、県による事業実施もできません。

農業開発公社を廃止した場合には、新たな農地保有合理化法人を定めることが必要とされますので、他の団体(民法第34条法人に限る)を受け皿法人として「県出資金の増資」や「寄付行為又は定款の目的及び事業の変更」などを行うことで統合し、この法人を農地保有合理化法人に指定して事業を実施することとなります。

なお、統合に当たり農業開発公社を解散するとした場合は、保有農地の移譲に係る不動産の変更登記と登録免許税の負担、貸借農地等に係る利用権の合意解約並びに再設定及び契約更改の手続き、合意を得られない場合の離作料負担、精算のための一括前払い小作料などの回収や借入金の償還、基本財産及び利子助成等に係る国庫補助金の返還を含めた取扱いなどが課題となります。」

(以上引用終わり)

加えて長野県においては当公社が市町村、農業委員会、JA 等と農地情報等について密接な連携のもと農地保有合理化事業を実施している。このため、解散そして清算し、新たに法人を設立し、当該法人が農地保有合理化事業を実施するには、そうした連携関係を新たに構築する必要がある。

これらの要素を勘案すると当公社の廃止そして清算という選択肢は事実上困難だと考えられる。

したがって、農地保有合理化事業を継続し、かつ県民負担を最小にするという観点から当公社及び長野県の当公社健全化へ向けた抜本的な経営改革が必要である。改革基本方針(改訂版)が作成された平成20年1月当時、長野県が予測しきれなかった事象が発生したこと等の理由により、当公社を巡る環境は激変している。このままでは存続の可能性すら危ぶまれる状況に追い込まれており、県の追加的な財政支出なしには事業の存続が困難である。債務の整理を行い、農地保有合理化事業を継続するためには、抜本的な経営改革を行いその機能を維持することが必要である。改革基本方針の見直しを含めた検討が必要である。

公益法人制度改革への取組

公益法人制度改革への取組は現在検討中である。

資金運用について(意見)

3(2)①アで述べた強化基金308,000千円の運用明細は以下のとおりである。

種別	満期	利率 (%)	帳簿価額 (千円)
1年定期預金	H23.4.20	0.06	5,000
1年定期預金	H24.3.30	0.30	3,000
1年定期預金	H24.3.30	0.04	19,000
仕組債 ドイツ復興金融公庫債	H38.2.14	0.00	100,000
仕組債 ノルウェー地方金融公庫債	H49.3.27	0.00	100,000
仕組債 ニューサウスウェールズ州財務公社債	H45.7.22	5.99	81,000
合計			308,000

うち 91.2%の 281,000 千円が仕組債によって運用されており、200,000 千円の強化基金から運用果実が得られていない。強化基金を返還する際には、時価が額面割れしている場合に、仕組債をどう処分するかどうかが課題となる。そのような仕組債を満期以前に処分した場合、処分価額は帳簿価額を下回ることになり、当該仕組債の処分によって当社の累積損失が増加する可能性がある。

今後の資金運用に当たっては、県の公金管理基本方針を参考にし、預金あるいは中短期の国債等で運用することが必要である。

(4)【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

平成 20 年度の包括外部監査において当社に対して 8 件の意見及び提言がなされているが、いずれも既に措置されている。

経営上の課題はこれまで述べてきたところであるので真摯に取り組むことが必要である。

参考までに、平成 20 年度の包括外部監査での監査の結果、意見及び提言の要約と措置の内容は以下のとおりとなっている。

監査の結果、意見及び提言の要約	措置の内容
農地の評価に当たっては、会社の会計基準を遵守する必要がある。	<p>公社では指摘された農地の評価益等会計処理の取扱いについて、平成 21 年 3 月 25 日開催の理事会において、平成 20 年度決算から会計基準に基づいて適正に処理することを報告しました。</p> <p>【H22.11.10 現在】平成 21 年度決算においても、会社の会計基準に基づいた処理を行いました。</p>
農地等について、具体的で客観的な評価基準を検討・確立する必要がある。	<p>客観的な農地の評価方法の確立に向け必要な検討を行います。</p> <p>【H22.11.10 現在】農用地の近傍類似の土地取引の最新価格を県内市町村や農業者団体から近傍価格として入手し参考とするほか、新たに「買入予定農地現地調査確認表」により土地条件を具体的に調査し、市町村田畑価格や固定資産倍率評価額との比較により買入価格を事前に判定して買入れを行っています。今後こうした結果を集約して客観的な評価方法を検討します。</p>

<p>早期に長期保有地を売却して損失を確定する必要がある。</p>	<p>平成 21 年 5 月に見直しを行い、平成 21 年 5 月 27 日開催の理事会において承認された長期保有解消対策推進方針（ガイドライン）に基づき、平成 22 年度までの解消を目指して取り組みます。</p> <p>【H22.11.10 現在】国の緊急売買促進事業（差損補填事業）が平成 22 年度終了となるので、事業対象農地については可能な限り平成 22 年度に処分し、その他の農地については平成 23 年度に全て処分するよう取り組んでいます。</p>
<p>公式な財政健全化計画策定を策定する必要がある。</p>	<p>長期保有地解消対策推進方針の見直しを踏まえた新たな財政健全化計画を策定し、平成 22 年 5 月開催予定の理事会に提案する予定です。</p> <p>【H22.11.10 現在】長期保有解消対策推進方針（ガイドライン）に基づいて長期保有農地を処分した場合の公社財務の中長期計画を策定し、平成 22 年 5 月の理事会で承認を得ました。長期保有農地の処分により、差損が拡大していることもあり、今後上記計画を見直していく予定です。</p>
<p>金利助成額軽減のための経営努力を促す必要がある。</p>	<p>金融機関と継続的に交渉を行うとともに、買入農地の早期売渡しによる借入期間の短縮を図ることにより、利子負担の軽減に努めるよう努力します。</p> <p>【H22.11.10 現在】県信連と交渉を行い、長期保有農地に係る借入金については、県の損失補償により借入利息の軽減が図られました。</p>
<p>農地の買入価格の決定に当たっては、客観的な評価方法を確立する必要がある。</p>	<p>本年度、農地の客観的な評価方法の確立に向け、固定資産税倍率価格及び農業会議の調査による市町村田畑価格を参考とした価格の判断基準について試行を始めたところです。</p> <p>【H22.11.10 現在】「買入予定農地現地調査確認表」により土地条件を具体的に調査し、市町村田畑価格（全国農業会議所調査）や固定資産評価倍率額との比較により買入価格を事前に判定して買入れを行っています。今後こうした結果を集約して客観的評価方法について検討を行います。</p>
<p>農地の買取意思が不確実な者による土地の買取りに対する方策をする必要がある。</p>	<p>現在は、買取意思の確実なもののみでの取扱いとしているが、万一疑義が生じた場合、公社顧問弁護士と連携を取りながら迅速かつ適切な対応をしております。</p> <p>【H22.11.10 現在】平成 18 年 6 月以降、公社は売渡の相手方と「農地売買予約契約書」を締結しており、買取意思が不確実な農地取引は発生していません。</p>
<p>受益者負担の適正化と自主財源の確保が望まれる。</p>	<p>平成 21 年 5 月 27 日開催の理事会において、公社手数料徴収規程を一部改正し、分割売買に伴う手数料の見直しを行いました。手数料水準の適切な設定について今後も必要に応じ見直してまいります。公社収入増加についても引き続き検討してまいります。</p> <p>【H22.11.10 現在】分割売買に伴う手数料や農作業受委託手数料水準の適切な設定について今後も必要に応じ見直してまいります。公社収入増加についても引き続き検討してまいります。</p>

第7章 社団法人長野県林業公社（県団体番号33）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当公社は、昭和41年7月8日に長野県造林公社として長野県が設立した団体である。昭和57年12月1日に(社)長野県林業公社へと改組されている。

目的は、長野県内の造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の造成並びに国土の保全、水源のかん養、林野の高度利用等を図り、農山村地域の経済の振興、地域住民の福祉の向上等に寄与することにある。

昭和30年代から40年代にかけて、荒廃した薪炭林等の天然林を改良し、優良な森林の造成を進めることは、水資源の確保、国土保全という国家的要請のほか、地域住民に対する就業機会の確保を通じた山村地域経済の振興を図る観点から必要な施策であった。一方当時、林業を担う山村地域は林業生産基盤が脆弱であり、森林所有者が自主的に造林を進めるだけの資金的余力に乏しく、造林投資は進まない状況にあった。

このため、昭和41年にこうした造林が進まない地域の拡大造林を森林所有者に代わって外部からの資本を導入して計画的、継続的に進めるため設立された。なお、概要は次のとおりである。

団体名	社団法人長野県林業公社		
所在地	長野市大字中御所字岡田30番地16		
代表者	理事長 阿部守一（長野県知事）		
設立根拠	分収造林林特別措置法		
設立年	昭和41年	県所管部局	林務部森林づくり推進課
基本財産(円)	68,000,000	うち県出えん額(円)	68,000,000(100%)
主な出えん者	県	うち市町村出えん額(円)	-

(2) 事業概要

当社が行っている事業は、分収林事業である。分収林事業とは造林地所有者以外の者が造林する事業であり、具体的には一定の樹木を植栽し、植栽の樹木の保育及び管理を行っている。

分収林事業は更に細分すると分収造林事業と分収育林事業に分けられる。

分収造林事業

分収造林事業とは、「分収林特別措置法」に基づき、林業公社が造林者兼費用負担者となって土地所有者との間に造林契約を結び、地上権を設定して植栽を行い、下刈、つる切、除伐、枝打並びに間伐等の保育事業を行い、伐期が到

来し伐採した際は、販売収益を分収割合に応じて双方で分収する事業である。

当公社では、昭和 41 年度から平成 14 年度までに 16,000ha 余の分収造林契約を締結した。しかし、現在では、新規契約は中止しており、植栽地の保育事業に取り組んでいる。また、保育事業の一環として、収入間伐事業にも取り組んでいる。

分収造林契約の内容

契約対象地の面積	原則として 1 団地 10ha 以上
契約対象地の森林所有者	市町村、財産区、生産森林組合、共有、個人等
契約地	地上権の設定登記を行う
契約期間	植林から伐採までの期間 70～80 年

分収率の推移

契約日	分収率
平成 10 年 7 月 1 日以降	林業公社 70% 森林所有者 30%
昭和 62 年 6 月 1 日から 平成 10 年 6 月 30 日まで	林業公社 60% 森林所有者 40%
昭和 62 年 5 月 31 日まで	林業公社 55% 森林所有者 45%

分収育林事業

分収育林事業とは、「分収林特別措置法」に基づき、間伐の推進等森林の適切な整備を図るため、林業公社が育林者兼費用負担者となって、森林所有者との間に育林契約を結び、地上権を設定して、除間伐等の保育事業を行い契約対象林木が収穫された時に収益を森林所有者と林業公社とが一定の割合で分収する事業である。当公社では、昭和 59 年度から平成 14 年度までに 2,000ha 余の分収育林契約を締結し、保育事業に取り組んでいる。

分収育林契約の内容

契約対象地の面積	原則として 1 団地 5ha 以上
契約対象地の森林所有者	市町村、財産区、生産森林組合、共有、個人等
契約地	地上権の設定登記を行う
契約期間	手入れから伐採までの期間 40～70 年

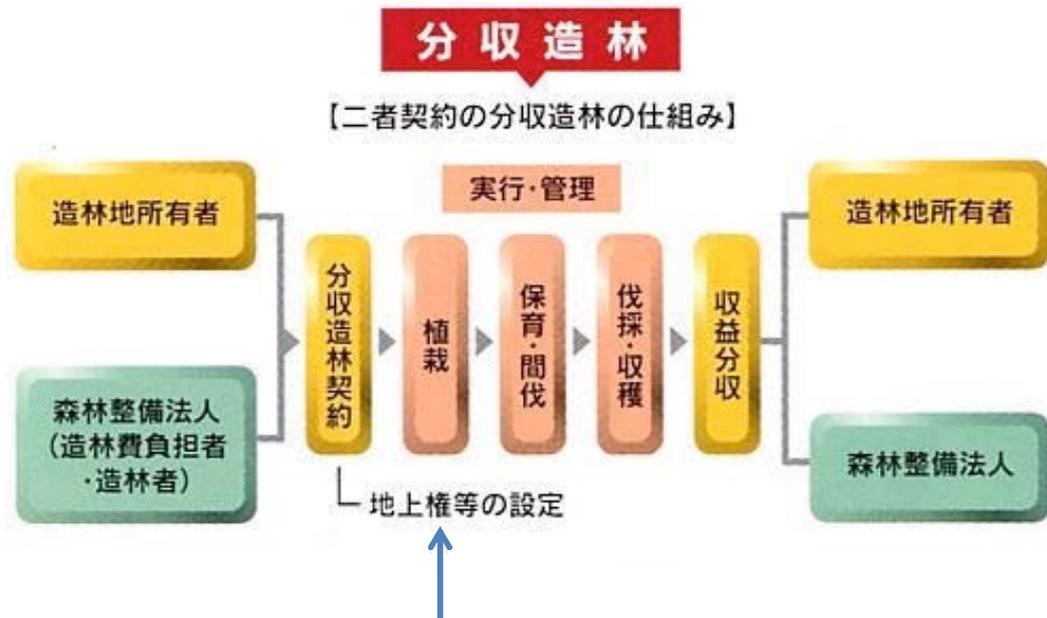
分収率の推移

契約時林齢	分収率
11～15	林業公社 30% 森林所有者 70%
16～20	林業公社 25% 森林所有者 75%
21～	林業公社 20% 森林所有者 80%

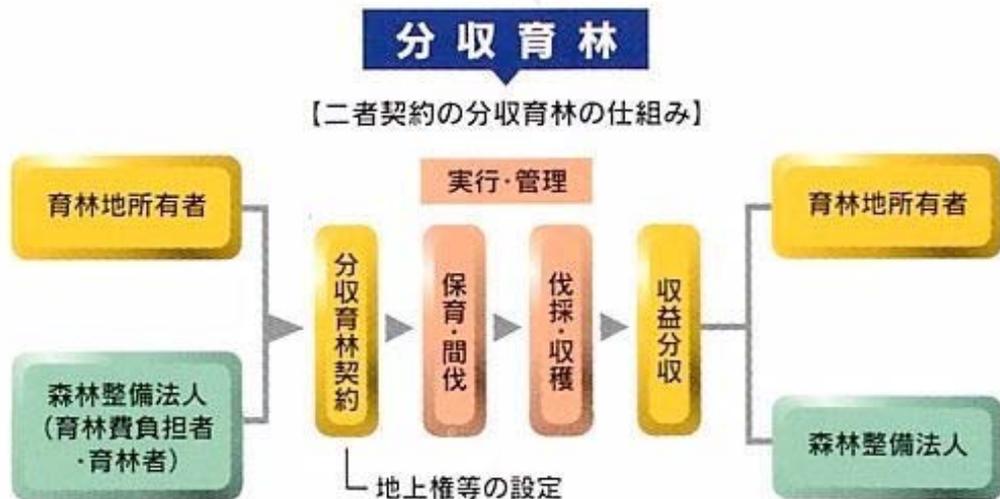
相違点

分収造林事業と分収育林事業の相違点は、分収造林事業では林業公社が植栽を行い、その後は保育や伐採なども行うのに対して、分収育林事業では林業公社は植栽を行わず、保育や伐採などのみ行うということである。

下に両事業のモデル図を掲載している。



分収育林事業では植栽をしない



なお、平成14年度までに分収造林契約及び分収育林契約の新規契約は終了しており、現在は森林の整備(保育事業)を主としている。

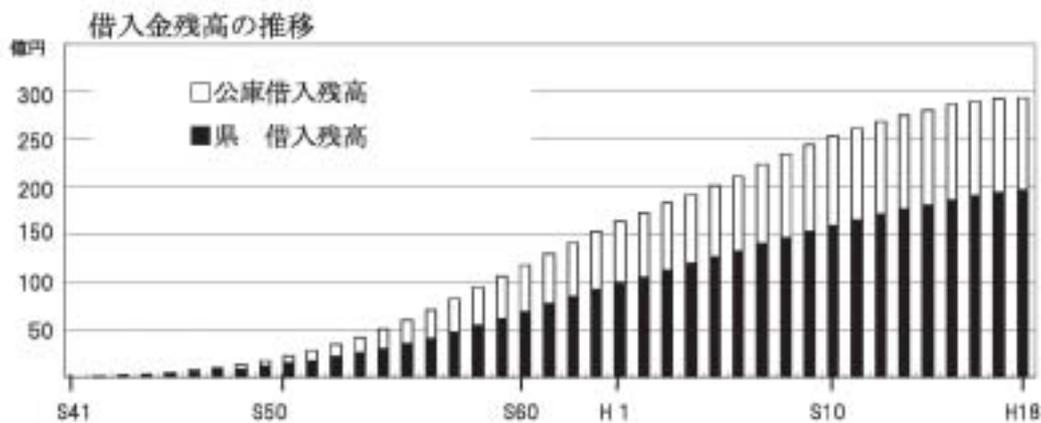
両事業の課題

分収造林事業及び分収育林事業の課題の一つは、契約期間が長期間であることである。分収造林事業で70～80年、分収育林事業にしても40～70年と契約が人間の生涯に匹敵するほどの期間にわたる。

また、契約が長期間であるということは、収入が獲得できるまでそれだけ時間がかかるということである。当公社の収入は、間伐材収入はあるものの、基本的には植栽してから70～80年後に森林を伐採し、売却することによって得られる木材販売収入である。それまでの期間はほとんど収入がないことになる。

加えて当公社は自己財源を持っていないことから、経営に当たっては、造林事業補助金並びに長野県及び旧農林漁業金融公庫（現（株）日本政策金融公庫）からの借入金を財源に森林の育成を進めてきた。

この構造的な課題のため、木材販売収入を得るまでの間は、多額の累積債務を抱えざるを得ない。

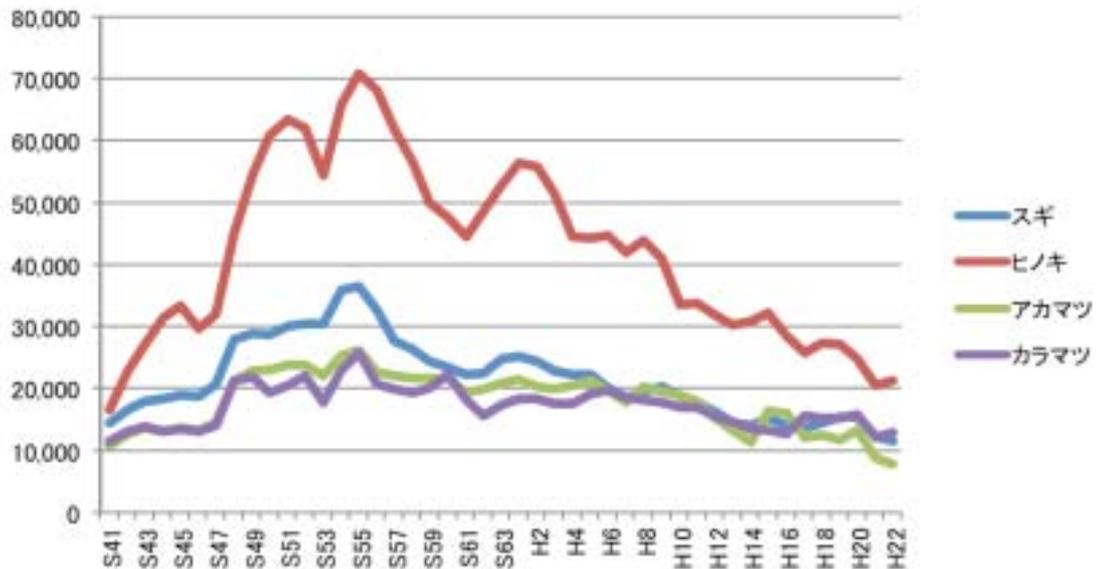


（出典）長野県林業公社経営改善集中実施プラン（平成20年5月）

また、2つ目の課題は木材価格の変動である。

多額の累積債務を長期間抱えるにせよ、最終的に累積債務に見合う木材販売収入が得られるならば、累積債務はいずれ解消されることになり、事業スキームは破綻しない。しかしながら、次のとおり木材価格は長期低落傾向にある。

木材価格の長期推移



(出典) 長野県の木材市況 (長野県ホームページ内から)

将来の木材価格は何人にも知り得ないものの、将来の累積債務が返済できるかどうかは将来の木材価格に大きく影響されるという点が、当会社に対する政策判断を更に困難にさせている。

将来の木材価格をそれも長期に見通すことは極めて困難であることから、自ずと不確定要素が多い経営環境となるという問題がある。

(3) 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	1	1	1	2
	うち県職員	1	1	1	2
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	15	15	12	11
	うち県職員	2	2	2	1
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	10	10	10	10
	うち県職員	3	3	3	3
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	2	3	3	4
県職員計		4	4	4	5
県 OB 計		0	0	0	0

(4) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	681,954	625,798	657,224
経常費用	679,209	629,491	657,800
経常増減(損益)	2,745	△3,693	△576
当期正味財産増減額	△76,685	△54,892	△138,142
現預金	147,582	111,576	169,847
基本財産	0	0	0
借入金	30,147,889	30,489,103	30,833,381
正味財産	41,977	△12,915	△151,057

(5) 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	266,983	256,381	259,522
事業費	221,894	211,092	249,533
運営費	45,089	45,289	9,989
交付金	0	0	0
負担金	0	0	0
委託料	0	0	0
貸付金	658,488	762,037	846,758
出えん金	0	0	0
損失補償年度末残高	9,547,818	9,415,118	9,287,839
人件費関係費用	109,161	111,693	93,835

2. 改革基本方針について

(1)改革基本方針の内容

当社は、平成16年6月に策定した「改革基本方針」において、団体の廃止(財務条件等を満たした時点において)とされていた。しかし平成20年1月に策定した「改革基本方針(改訂版)」においては、経営改善の推進(収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を引き続き実施し経営改善を図る。)とされている。

改革基本方針が変更となった理由は、長野県行政機構審議会答申「県の外郭団体のあり方について」(平成19年11月2日)によると次のとおりである。

当該団体は、森林所有者に代わって植林、間伐等の育林を行う分収林事業を行っている。現行の基本方針では、財務条件等を満たした時点において団体を廃止することとされている。

しかし、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利であることなど、下記の理由から、団体を存続することとすることが適当である。

なお、現在の木材価格の水準では、分収林事業は、当初見込んでいた収益を上げることは困難であり、公社は、長期的に見て極めて厳しい経営状況にある。団体としては存続することが適当であるものの、県との連携の下、次の徹底した経営改善が必要である。

- (1)平成19年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定し、実行、評価、検証を行うこと
- (2)契約変更(分収率の見直し)を集中的に進めること
- (3)食害等のため今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図ること
- (4)収入間伐を積極的に行うこと
- (5)他の類似団体との管理部門の統合等を検討すること

林業公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じた。公社を廃止し県行造林に移行した場合は、支援策を受けられなくなり不利となる。

短期コスト比較

公社が受けられる国の支援措置	県が受けられる国の支援措置
低利資金への借り換え 利子軽減 6.4 億円(H16~19) 繰上償還 利子軽減 6.7 億円(H17~19) 交付金 3.3 億円(H14~18)	借り換え、繰上償還とも時限措置 (H19 まで)のため適応されない。 交付金 円

長期コスト比較

公社が受けられる国の支援措置	県が受けられる国の支援措置
交付金 5.5 億円	交付金 円

交付金は暫定措置として、改革実施プランにはカウントされていないが、H19 以降も継続された。

県が公社に対して行っている無利子貸付金に対して、特別交付税(平成 21 年度 54,824 千円)が毎年県に交付される見込み。

県全体(連結ベース)で見た場合の有利不利についての検討不足

- (1) 現行の基本方針では、「県行造林に移行」するとしているが、消費税(16 億円)や契約変更など移行のためのコストが必要となる。この問題の存在は、基本方針等の策定時に認識されていたが、考慮せず結論を導き出している。
- (2) 間伐等の育林業務を県で直接実施する場合、その分県の組織、職員体制の整備が必要となり、連結ベースのコスト削減につながらない。
- (以上引用終わり。一部削除有り)

「改革基本方針(改訂版)」によって打ち出された経営改善の推進に向けたスケジュールは以下のとおりである。

スケジュール	内容
平成 19 年度中	累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定

改革の具体策は以下のとおりである。

平成 19 年度中に、累積債務軽減のための抜本的な経営改善計画(年次計画)を策定し、毎年度、実行、評価、検証を行う。

所有者との間の契約変更(分収率の見直し)を集中的に進める。

食害等のため今後の成長によっても十分な価格での売却が見込めない森林について、契約解除、繰上げ償還等によってコスト削減を図る。

収入間伐を積極的に行う。

他の類似団体との管理部門の統合等を検討する。

分収林の新規事業は行わない。

分収林を調査・評価し、管理の継続、契約解除等の今後の管理方法を検討・決定すること。

公社が有している森林管理機能を活用し、公社として社会に貢献できる仕組みを検討すること。

また林業公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じていることから、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利である、と長野県は判断している。

(2)改革基本方針を受けての林業公社の経営改善目標について

平成 20 年1月に策定された長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)を受けて、当公社は、5月に「社団法人長野県林業公社経営改善集中実施プラン」を策定している。その中で、経営改善及び健全な森林管理の推進に関する数値目標を以下の4点について定めている。

収入間伐の推進

間伐対象林分において収入間伐を積極的に実施し、収入の確保を図ります。

収入間伐の計画 (単位:ha)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
計画値	50	50	50	65	80

分収率の見直しの推進

分収率を公社 70:土地所有者 30に見直します。

分収率見直しの計画

年度	H20	H21	H22	H23	H24
計画値	37 市町村			市町村以外	

森林の評価と木材生産不適地対策の推進

森林の評価を行い木材生産不適地について契約解除、除地化等を行います。

森林の評価を行う団地数の計画

年度	H20	H21	H22	H23	H24
計画値	30	40	50	60	72

長伐期化の推進

当初契約の主伐時期を延長して長伐期化するため、契約期間を延長する必要があります。土地所有者への説明、所有権変動の確認等の契約変更事務に集中的に取り組めます。

長伐期化の契約変更の計画 (単位:団地)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
計画値	53	46	50	50	50

3. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

平成 20 年度から5年間、債務残高縮減のため「社団法人長野県林業公社経営改善集中実施プラン」を実施中である。

ア．収入間伐の推進

平成 20 年夏以降、木材価格が大幅に下落したため、平成 21 年度は一時的に収入間伐を見合わせたが、平成 22 年度までの計画面積 150ha に対して 1/3 の約 50ha について実施した。

イ．分収率見直しの推進

平成 20 年～22 年度は、土地所有者が市町村の分収率見直しを重点に取り組んだ結果、33 市町村のうち変更契約済み 11 市町村、広域圏での一斉変更等を条件に内諾を得た6市町村を合わせ、17 市町村で進捗が見られた。

ウ．森林の評価と「木材生産不適地」対策

獣害地等の調査を行い、獣害等により将来の成林が見込めない「木材生産不適地」の契約解除等を行った。契約解除件数は、平成 20、21、22 年度それぞれ 4 件であった。

エ．長伐期化の推進

平成 20～22 年度までの計画 149 団地のうち、131 団地について変更契約を完了しており、計画に対する進捗率は 87.9%である。

監査人の評価（意見）

長野県の改革基本方針の改定を受けて、当公社が策定・推進している「長野県林業公社経営改善集中実施プラン」の取組状況を評価するために以下計画値と実績値を比較する。

ア．収入間伐の推進

収入間伐の計画（単位:ha）

年度	H20	H21	H22	計
計画値	50	50	50	150
実績値	32.13	0	17.59	49.72
達成率	64.3%	0	35.2%	33.1%

いずれの年度及び合計も未達である。

イ．分収率見直しの推進

分収率 70:30 への契約変更計画と実績(平成 22 年度末)

		市町村別		団地別	
		数	達成率	数	達成率
計画値		33		142	
実績値	契約変更済	11	33.3%	35	24.6%
	+ 条件付内諾済	17	51.5%	55	38.7%

既に契約変更済みの実績値は、市町村別計画値に比して 33.3%、団地別計画値に比して 24.6%と共に未達であった。契約変更済みに加えて一定の条件を満たせば契約を変更するという内諾を得た実績値は、市町村別計画値に比して 51.5%、団地別計画地に比して 38.7%と未達であった。

ウ．森林の評価と「木材生産不適地」対策

森林の評価の計画と実績(単位:団地)

年度	H20	H21	H22	計
計画値	30	40	50	120
実績値	30	51	74	155
達成率	100.0%	127.5%	148.0%	129.2%

全ての年度及び合計も目標を達成している。

エ．長伐期化の推進

契約期間を 80 年へ延長する計画と実績 (単位:団地数)

年度	H20	H21	H22	計
計画値	53	46	50	149
実績値	36	57	38	131
達成率	67.9%	123.9%	76.0%	87.9%

平成 21 年度の達成率は 123.9%と目標達成だがそれ以外の年度及び合計は未達である。

オ．総合評価

ア、イ、エが未達であり、達成できたのはウだけであった。

これらの点を総合的に判断すると、長野県林業公社経営改善プランの取組状況は目標未達であると評価せざるを得ない。

今後の課題

ア．他の都道府県の状況

現在のところ当社は、長野県が定めた改革基本方針(改訂版)に沿って改革を進めているものの、林業公社を巡る課題については、長野県のみならず全国的な課題でもある。ここで他の都道府県の状況を確認する。

高知県においても、(社)高知県森林整備公社の経営が著しく悪化している。その経営改革について、具体的、専門的に検討を行うため、高知県行政改革検討委員会の下に高知県森林整備公社経営検討委員会が設置されている。

平成23年5月9日に第12回森林整備公社経営検討委員会が開催され、全国的林業公社の現況及び平成22年度9月以降に動きのあった全国的林業公社等の状況が会議資料として提出されている。ホームページで公開されていることから以下引用する。

資料によれば、既に林業公社等が解散している県は、岩手県、神奈川県、大分県の3県であり、解散後はいずれも県営林化している。

岩手県及び大分県では、県が資産及び債務を引き受け、県営林化している。また、神奈川県では、(株)日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)からの借入金について損失補償を行い、県からの借入金については債権放棄を行った上、県営林化している。解散という選択肢を選んだ場合はいずれも林業公社の借入金を県が引き受けている。

また、平成22年9月以降に動きがあった全国的林業公社等のうち、解散する方向で検討中なのは宮城県、県営林化及び解散予定なのは栃木県、民事再生法の適用申請をした上で解散し別組織が事業継承するのは群馬県、県営林化及び分収割合見直しを行い、林業公社存続の有無を検討中なのは青森県、2公社を1公社へと合併したのは長崎県、債権放棄の上林業公社を存続させるのは滋賀県、繰上償還したのは石川県、分収割合見直しの上林業公社を存続させるのは京都府・鹿児島県であった。

全国の林業公社の現況

都道府県名	林業公社等名	取組内容	出典
北海道	(財)北海道森林整備公社		
青森県	(社)青い森農林振興公社	県営林化(H25年度予定) 分収割合見直し	47行政ジャーナル(H22.12.29)
岩手県	解散	解散、県営林化(H19,5)	
宮城県	(社)宮城県林業公社	解散し三セク債の活用を検討	47行政ジャーナル(H22.9.17)
秋田県	(財)秋田県林業公社	経営改善アクションプログラム(H20,3)に基づく経営改善に取組中	
山形県	(財)山形県林業公社		
福島県	(社)福島県林業公社		
茨城県	(財)茨城県農林振興公社	県出資団体等調査特別委員会で検討中	
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	解散、県営林化(平成25年度予定)	特定指導法人の見直し基本方針(H22.12)
群馬県	(社)群馬県林業公社	解散、民事再生法申請	47行政ジャーナル(H23.4.18)
埼玉県	(社)埼玉県農林公社	経営懇話会による経営改革プランを策定(H22,2)	
東京都	(財)東京都農林水産振興財団	公益法人移行(H22,4)	
神奈川県	解散	解散、県営林化(H22,4)	
新潟県	(社)新潟県農林公社	経営検討委員会(H19,20)による改善策を県に報告	
山梨県	(財)山梨県林業公社	県出資法人経営健全化プランの策定(H21,3)	
長野県	(社)長野県林業公社	経営改善集中実施プランを策定しH20から5ケ年間集中取組中	
富山県	(社)富山県農林水産公社	公社営林経営改善報告を受けて経営改善実施中(H20)	
石川県	(財)石川県林業公社	繰上償還、転貸債82億円	47行政ジャーナル(H23.3.2)
福井県	(社)ふくい農林水産支援センター		
岐阜県	(社)岐阜県森林公社	新設した公社経営検討会を設置(H22)プラン見直し	
	((社)木曾三川水源造成公社	新たな公社経営検討会を設置(H22)プラン見直し	
愛知県	(社)愛知県農林公社	愛知県出資法人等改革プラン策定(H22,3)	
滋賀県	(社)滋賀県造林公社	特定調停成立(H23,3)	47行政ジャーナル(H23.3.30)
	(財)びわ湖造林公社	特定調停成立(H22,3)	
京都府	(社)京都府森と緑の公社	存続 分収割合見直し	47行政ジャーナル(H22.12.3)
兵庫県	(社)兵庫みどり公社	新行財政構造改革推進方策(新行革プラン議決)(H20,10)	
奈良県	(財)奈良県林業基金		
和歌山県	(社)わかやま森林と緑の公社	分収林経営改善計画策定(H20,4)	
鳥取県	(財)鳥取県造林公社		
島根県	(社)島根県林業公社	長期経営計画検討委員会報告(H20,11)に基づく経営改善実施中	
	(社)隠岐島前森林復興公社		
岡山県	(社)おかやまの森整備公社		
広島県	(財)広島県農林振興センター		
山口県	(財)やまぐち農林振興公社	経営改善計画策定(H20,3)	
徳島県	(社)徳島県林業公社	公社問題検討プロジェクトチームによる検討(H23,4)	
高知県	(社)高知県森林整備公社	経営検討委員会による検討(H21,7)	
長崎県	(社)長崎県林業公社	対馬林業公社は長崎県林業公社と合併(H23,1)	
	(社)対馬林業公社		
熊本県	(社)熊本県林業公社	存続、熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書(H20,8)	
大分県	解散	解散、県営林化(H19,8)	
宮崎県	(社)宮崎県林業公社	存続決定(H19,8)	
鹿児島県	(社)鹿児島県森林整備公社	森林整備公社のあり方に関する提言(H18,10)	

平成 22 年 9 月以降に動きのあった全国の林業公社等の状況

森づくり推進課

都道府県名	林業公社等名	内 容	長期債務残高 (H22.3.31現在)	負債の取り扱い
青森県	(社)青い森農林振興公社	・県営林化(平成25年度予定) ・分収割合見直し (公社6、土地所有者4 → 7.5対2.5へ) ・公社の存続の有無は検討中	公 庫 135億 県債務 220億	・公庫負債 三セク債活用予定 ・県 債 務 立木で代物弁済し債務額に満たない分を債権放棄
宮城県	(社)宮城県林業公社	解散の方向で検討中	公 庫 49億 県債務 115億	・公庫負債 三セク債活用予定 ・県 債 務 債権放棄を検討
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	・県営林化(平成25年度予定) ・公社は、分収林契約の早期解除業務に特化し、債務処理後解散予定	公 庫 10億 県債務 13億	・公庫負債 三セク債活用予定 ・県 債 務 取扱未定
群馬県	(社)群馬県林業公社	・民事再生法の適用申請(平成23年3月) ・平成23年9月に再生計画決定予定 ・平成25年度末をめどに公社を解散し業務を別組織が引き継ぐ	公 庫 51億 県債務 114億	・公庫負債 三セク債活用予定 ・県 債 務 債権放棄を検討
石川県	(財)石川県林業公社	公社は存続	公 庫 208億 市中銀 188億 県債務 163億	・転賃債を活用し、有利子負債82億円を繰上償還
滋賀県	(社)滋賀県造林公社	・特定調停成立 ・公社は存続	府県市債務 391億	・出資9団体が323億円(債権の82.7%)を債権放棄 ・残額は伐採収益で分割返済又は一括返済(県貸付金)
	(財)びわ湖造林公社	・特定調停成立 ・公社は存続	県債務 735億	・県が614億円(債権の83.6%)を債権放棄 ・残額は伐採収益で分割返済
京都府	(社)京都府森と緑の公社	・公社は存続 ・分収割合見直し	公 庫 82億 市中銀 115億 県債務 25億	
長崎県	(社)長崎県林業公社	長崎県林業公社と対馬林業公社が合併 (H23年1月)	公 庫 72億	
	(社)対馬林業公社		県債務 204億 市町村 26億	
鹿児島県	(社)鹿児島県森林整備公社	・公社は存続 ・分収割合見直し	公 庫 78億 市中銀 15億 県債務 227億	

注1 第三セクター等改革推進債 → 損失補償に要する経費が対象(支払い利息の1/2が特別交付税措置される)

注2 転賃債 → 公社事業が収支相償であることが条件

(以上引用終わり。一部修正あり)

イ．借入金の県財政への影響

全国の林業公社の現況を見ると、都道府県によって様々な取組内容があるものの、既に解散した県は 3 県であり、少なからぬ自治体が経営改善に取組中、プラン見直中、検討中といった状況にあることが見て取れる。

長野県は、改革基本方針(改訂版)で「林業公社の問題は、全国的な課題であり、国(林野庁)が林業公社支援のための対策(補助金、交付金)を講じていることから、国の支援を受けながら経営改善を図ることが有利である」と判断している。すなわち、長野県は国の支援策の方向性を見極めながら林業公社の改革の取り組み内容を検討している。

ここで、林業公社の借入金の引受けが都道府県の財政に与える影響を分析する。都道府県別に林業公社の長期借入金残高及び都道府県の歳入総額を一覧にした。そして、長期借入金の額を都道府県の歳入総額で除した歳入総額対長期借入金比率順に都道府県を並べてみる。一般的に言って、この指標が高いほど借入金返済のために将来の資金繰りが悪化するおそれがあることから、中長期の収支を予測し、運転資金の借入額と返済計画を精査し、返済の実現可能性を再チェックすること等の検討が必要になる。

林業公社の借入金の場合、既に都道府県から支出されているため、基本的に同指標が高くとも都道府県の将来の資金繰りが悪化するおそれはない。しかし、林業公社の借入金の引受けが都道府県の財政に与える影響を図る目安の一つとして適当であると考えられるため、試算した。

歳入総額対長期借入金比率が低い都道府県ほど影響が小さいことになる。

併せて、各公社の事業規模を簡易に把握するため分収林面積も示している。既に解散した県、解散予定又は解散検討中の県と長野県には色塗りをしている。出典は、先の高知県資料と総務省による「林業公社の経営対策等に関する検討会」報告書資料集である。既に解散した岩手県、神奈川県、大分県については両資料に長期借入金の額が記載されていないため、各県のホームページから検索している。

長野県の財政に与える影響は 38 都道府県中、影響が小さい順に並べると 16 位であった。また、統計的に評価すると、都道府県間の相対評価で長野県の位置を示す累積密度関数は 31.3%であった。このことから長野県の財政に与える影響は平均的な都道府県よりも小さいと言える。しかしながら、長野県林業公社の借入金の中には、日本政策金融公庫からの借入金があるため、それを引き受けるのは容易なこととはいえないだろう。

借入金の都道府県財政へ影響

都道府県名	林業公社等名	分収林面積 (百ha)	長期借入金残高 (億円) A	県の歳入総額 (億円) B	C=A/B (%)	取組内容
北海道	(財)北海道森林整備公社	1	0	27,296	0.00%	
茨城県	(財)茨城県農林振興公社	3	2	11,652	0.02%	県出資団体等調査特別委員会で検討中
東京都	(財)東京都農林水産振興財団	7	14	66,583	0.02%	公益法人移行(H22,4)
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	20	23	8,104	0.28%	解散、県営林化(平成25年度予定)
愛知県	(社)愛知県農林公社	48	182	23,258	0.78%	愛知県出資法人等改革プラン策定(H22,3)
埼玉県	(社)埼玉県農林公社	31	152	16,725	0.91%	経営懇話会による経営改革プランを策定(H22,2)
神奈川県	解散	33	262	18,830	1.39%	解散、県営林化(H22,4)
群馬県	(社)群馬県林業公社	52	143	8,550	1.67%	解散、民事再生法申請
奈良県	(財)奈良県林業基金	13	90	5,007	1.80%	
宮城県	(社)宮城県林業公社	93	161	8,733	1.84%	解散し三セク債の活用を検討
新潟県	(社)新潟県農林公社	102	253	11,863	2.13%	経営検討委員会(H19,20)による改善策を県に報告
京都府	(社)京都府森と緑の公社	47	200	9,293	2.15%	存続 分収割合見直し
和歌山県	(社)わかやま森林と緑の公社	34	122	5,617	2.17%	分収林経営改善計画策定(H20,4)
兵庫県	(社)兵庫みどり公社	194	566	22,457	2.52%	新行財政構造改革推進方策(新行革プラン議決)(H20,10)
徳島県	(社)徳島県林業公社	70	126	4,964	2.54%	公社問題検討プロジェクトチームによる検討(H23,4)
長野県	(社)長野県林業公社	149	231	8,934	2.59%	経営改善集中実施プランを策定しH20から5ヶ年間集中取組中
鹿児島県	(社)鹿児島県森林整備公社	114	279	8,482	3.29%	森林整備公社のあり方に関する提言(H18,10)
広島県	(財)広島県農林振興センター	148	342	9,705	3.52%	
熊本県	(社)熊本県林業公社	87	292	8,224	3.55%	存続、熊本県林業公社の今後のあり方に関する報告書(H20,8)
青森県	(社)青い森農林振興公社	102	275	7,455	3.69%	県営林化(H25年度予定) 分収割合見直し
長崎県	(社)長崎県林業公社	62	157	7,588	3.97%	対馬林業公社は長崎県林業公社と合併(H23,1)
	(社)対馬林業公社	52	144			
山梨県	(財)山梨県林業公社	82	222	4,994	4.45%	県出資法人経営健全化プランの策定(H21,3)
山口県	(財)やまぐち農林振興公社	127	329	7,337	4.48%	経営改善計画策定(H20,3)
山形県	(財)山形県林業公社	157	281	6,198	4.53%	
大分県	解散	90	285	6,244	4.56%	解散、県営林化(H19,8)
秋田県	(財)秋田県林業公社	240	308	6,696	4.60%	経営改善アクションプログラム(H20,3)に基づく経営改善に取組中
福島県	(社)福島県林業公社	152	450	8,982	5.01%	
富山県	(社)富山県農林水産公社	75	306	5,863	5.22%	公社営林経営改善報告を受けて経営改善実施中(H20-)
高知県	(社)高知県森林整備公社	151	277	5,042	5.49%	経営検討委員会による検討(H21,7-)
宮崎県	(社)宮崎県林業公社	112	336	6,046	5.56%	存続決定(H19,8)
岐阜県	(社)岐阜県森林公社	141	307	8,269	6.33%	新たな公社経営検討会を設置(H22)プラン見直し中
	(社)木曾三川水源造成公社	100	216			新たな公社経営検討会を設置(H22)プラン見直し中
鳥取県	(財)鳥取県造林公社	146	306	3,814	8.02%	
福井県	(社)ふくい農林水産支援センター	149	434	5,062	8.57%	
島根県	(社)島根県林業公社	221	511	5,865	8.71%	長期経営計画検討委員会報告(H20,11)に基づく経営改善実施中
	(社)隠岐島前森林復興公社	4	0			
岡山県	(社)おかやまの森整備公社	249	671	7,546	8.89%	
石川県	(財)石川県林業公社	137	560	5,576	10.04%	繰上償還、転貸債82億円
岩手県	解散	242	622	7,418	12.23%	解散、県営林化(H19,5)
滋賀県	(社)滋賀県造林公社	70	254	5,279	16.88%	特定調停成立(H23,3)
	(財)びわ湖造林公社	125	637			特定調停成立(H22,3)

(2)【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

事業終了後の森林保全の方針について（意見）

事業が終了する平成 88 年度以後の森林保全について、長野県は次のように考えている。

「平成 88 年度、分収契約が終了し公社が解散された場合、水源のかん養、災害防止上保全が必要な森林については『保安林』として管理すべき森林としては保安林指定を行い長野県が責任を持って管理します。また、特に重要な地域は『長野県ふるさとの森林づくり条例』に基づき、市町村と連携を図りつつ『森林整備保全重点地域』に指定し、森林所有者の負担を軽減するなどの取組を行い支援します。」

しかしながら、以上の施策を講じたときの事業規模や事業コストについては現在までのところ試算されていない。今後とも現行の改革基本方針どおり平成 88 年度まで林業公社を存続させるならば、平成 88 年度以降どうやって長野県内の森林を合理的に維持管理すべきなのかの方針を検討する必要がある。

(3)【監査の視点3】団体の経営状況について

平成 16 年度と 20 年度の累積債務の推計について

社団法人長野県林業公社経営改善集中実施プラン(平成 20 年 5 月)及び(社)長野県林業公社「改革実施プラン」(平成 16 年 9 月)による契約終了年度である平成 88 年度に残る累積債務の推計値、予測因子の違い及び推計値の根拠となる収支予測の一部は以下のとおりである。なお、累積債務の債権者は長野県である。16 年度予測では、事業終了時に残る累積債務残高は 62 億 8,800 万円である。19 年度予測では、27 億 3,900 万円であり、35 億 4,900 万円過小な予測である。

平成 88 年度の累積債務額の推計値

計画名	年度	累積債務額（億円）
改革実施プラン	平成 16 年	63
経営改善集中実施プラン	平成 20 年	27

なお、収支予測の一部は次のページに掲げるがその見方は次のとおりである。収入、支出共に平成 16 年度又は平成 19 年度から平成 88 年度までの各年度の収入額、支出額の総額である。

長野県からの借入金から県借入金の元金償還及び県への繰上償還を差し引いた額が平成 88 年度に残る累積債務の額である。

支出の部の県借入金償還のうち利息については、無利息になる以前に長野県から借入れた部分についての支払利息である。

収支予測の一部

平成16年度収支予測

収入の部					年度収入 計	支出の部								分収 交付金	年度支出 計	累積債務
補助金	公庫 借入金	県 借入金	自己 資金	木材収入		事業費	一般管理 費	公庫借入金償還		県借入金償還		県への 繰上償還				
								償還金	利息	元金	利息					
18,329	11,794	42,701	2,085	76,706	151,615	60,715	5,945	11,794	13,291	32,592	7,249	3,830	16,199	151,615	6,288	

面積：13,345 ha 材積： 4,312,000 m3 木材価格： 17,800 円/m3 労務単価： 15,700 円/1日（平成16年～平成88年）

平成19年度収支予測

17,991	11,998	43,807	3,093	87,398	164,287	71,586	7,910	11,998	12,109	33,765	7,241	7,303	12,375	164,287	2,739
--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	---------	-------

面積：13,587 ha 材積： 5,055,000 m3 木材価格： 17,300 円/m3 労務単価： 13,800 円/1日（平成19年～平成88年）

分収率 70:30

平成19年度と平成16年度の差額

338	204	1,106	1,008	10,692	12,672	10,871	1,965	204	1,182	1,173	8	3,473	3,824	12,672	3,549
-----	-----	-------	-------	--------	--------	--------	-------	-----	-------	-------	---	-------	-------	--------	-------

平成 88 年
度に残る
累積債務

平成 16 年度と 19 年度の予測因子の大きな違い

予測因子	内容
木材価格の低下	木材価格について、平成 16 年度は農林水産統計（木材価格）平成 15 年 1 月～12 月の平均価格が今後とも続くこととして推計しているが、平成 19 年度は長野県の木材市況（長野県林務部公表資料）平成 18 年度価格にて推計している。
労務単価の低下	労務単価は、それぞれ平成 15 年度と平成 19 年度の長野県普通作業員単価である。
契約期間の長期化	平成 19 年度は契約期間を 80 年に延長して伐採することとしているため、より高く売却できることと試算している。
分収率の変更	平成 16 年度は分収交付金のうち、造林部分については実際の分収造林契約の率で試算しているが、平成 19 年度は公社：土地所有者の割合を 70:30 として試算している。

分収交付金について

平成 88 年度まで支出する分収交付金の累積額をそれぞれの計画で試算している。対象となる森林の面積などの要因が変化するため、単純には比較できないものの、実績値によって試算した平成 16 年度予測では 161 億 9,900 万円、目標値によって試算した平成 19 年度予測では 123 億 7,500 万円であった。平成 19 年度予測では平成 16 年度予測よりも 38 億 2,400 万円の支出減の予測となり、実現可能性がより低い予測結果となっている。平成 19 年度予測についてはより実現可能性が高い条件で予測すべきであったと考える。

予測因子のその後の推移について

ア．木材価格及び労務単価について

平成 22 年度の木材価格は、平成 18 年度と比較して次のとおり下落している。なお、平成 19 年度の収支予測は平成 18 年度の木材価格によって行われている。

木材価格の推移（単位：円／m³）

	スギ			アカマツ	
	径 12 cm～	径 18 cm～	径 24 cm～	径 12 cm～	径 24 cm～
H18 年度	8,000	11,300	14,400	5,000	11,100
H22 年度	6,800	10,500	11,500	4,000	7,800
下落率	15.0%	7.1%	20.1%	20.0%	29.7%
	ヒノキ			カラマツ	
	径 12 cm～	径 18 cm～	径 24 cm～	径 12 cm～	径 24 cm～
H18 年度	10,400	26,800	26,100	9,800	13,600
H22 年度	9,000	20,300	21,100	9,400	12,700
下落率	13.5%	24.3%	19.2%	4.1%	6.6%

（出典）長野県の木材市況（長野県ホームページ内から）

長野県建設工事等設計単価による労務単価は当初の推計より 5.1%の減となった。なお、平成 23 年度の労務単価は 13,200 円となっており、平成 22 年度よりも 100 円の増となっている。

普通作業員労務単価の推移

(単位：円/日)

19 年度	13,800
22 年度	13,100
下落率	5.1%

継続的な長期収支予測について（意見）

長期収支予測は、木材価格や労務単価という事前に予測不可能な因子の推移が影響を及ぼすという特徴を持ち、とりわけ木材価格の変動は大きく将来の方向性を変動させる。将来の木材価格は何人にも知りえないものの、最新の市況価格による将来予測が必要である。

しかしながら、長野県は当公社から平成 20 年 5 月の経営改善集中実施プランの策定の際に、長期収支予測の提供を受けたものの、その後の市況価格による将来予測をしていない。木材価格の変化に応じて毎年継続的に収支予測を行い、その予測を長野県としての意思決定機関にタイムリーに情報提供するべきだと考える。

このため、監査人は当公社に対して次の新たなデータの下に長期収支予測を行うよう求め、予測値の提供を受けた。平成 22 年度までのデータについては実績値に基づき、それ以降については平成 22 年度の木材価格及び賃金によって予測している。なお、監査人は、木材価格の変動による影響を折り込むために木材価格が平成 22 年度実績よりも 10%アップした楽観的な予測と、22 年度実績よりも 10%ダウンした悲観的な予測も試みている。木材価格の出典は、長野県の木材市況（長野県ホームページ内から）、普通作業員労務単価の出典は長野県建設工事等設計単価である。

試算に用いた予測因子の単価（単位：円/m³）

	スギ			アカマツ	
	径 12 cm ~	径 18 cm ~	径 24 cm ~	径 12 cm ~	径 24 cm ~
H22 年度単価	6,800	10,500	11,500	4,000	7,800
	ヒノキ			カラマツ	
	H22 年度単価	9,000	20,300	21,100	9,400

普通作業員労務単価（単位：円/日）

H22 年度	13,100
--------	--------

予測累積債務

	予測累積債務
H18年度単価による予測	27億3,900万円
H22年度単価による予測	127億7,400万円

監査人が当公社に求めて行った新たなデータによる予測結果によると、平成22年度の単価による平成88年度の累積債務残高は127億7,400万円であった。平成18年度単価に比して100億3,500万円、366.4%の増となった。長野県からの貸付金総額は494億300万円であったため、貸付金総額のうち25.9%が累積債務となっている。この累積債務を弁済できるだけの資産が当公社に存在するとは考えにくく、累積債務は回収不能である可能性が高い。

また、平成22年度の木材単価よりも10%アップした予測では75億2,300万円、10%ダウンした予測では180億1,800万円となった。おおむねこうしたレンジの累積債務となることも考えられる。

なお、監査人が林業公社に求めて行った新たなデータによる予測結果の詳細はこの章末に掲げる。

現在割引価値による試算結果（意見）

一般的には、事業の長期的な収支予測を行う場合、企業会計では、割引現在価値により計算することが行われる。これは、金利を考慮した上で（インフレ率を考慮する場合もある）、平成23年度以降改革基本方針を継続した場合、長野県にとって黒字か赤字かを判断するものであり、企業会計における設備投資プロジェクトの意志決定手法の一つを援用したものである。

なお、割引現在価値とは、ある将来に受け取れる価値が、もし現在受け取れたとしたらどの程度の価値を持つかを表すものである。仮に100万円を銀行に預金して66年後には年率2.0%の金利により3.6倍の360万円に増加したとすれば、66年後の100万円の割引現在価値は100万円を3.6で除した28万円であると考えている。

	現在	66年後	（金利年率2.0%）
将来価値	100万円	360万円	
現在価値	28万円	100万円	

監査人が当公社に求めて行った新たなデータによる予測結果とは別に、監査人は独自に長期収支予測を試算した。平成22年度の木材価格以外全て平成19年度の予測と同一条件による簡便な試算である。長野県からの貸付金に係るキャッシュフローの結果の概要は次のとおりである。割引現在価値を計算するための割引率は40年国債の金利2.115%を参考に2.0%を使用した。

この試算によれば、平成23年度から平成88年度まで当公社への投資（貸付金）を実行した場合、金利を加味しない名目値では、長野県の投資の回収額は

6,862 百万円となり、その分長野県の貸付金を回収できるということになる。

しかしながら、金利(2%)を加味した場合、長野県の投資は△1,884 百万円の赤字になる。この赤字の意味は、長野県にとって現在の貸付金残高 21,395 百万円の回収はできない上に、更に 1,884 百万円の回収不能な貸付を行うということである。その結果、回収できない貸付金が 23,279 百万円に増加することになる。したがって、現在の改革基本方針の事業計画においても、割引現在価値による評価によれば、平成 22 年度末時点の貸付金の全額回収は困難であり、更に 19 億円の負担増である。

平成 22 年度末 林業公社に対する貸付金残高及びその内訳 (単位:百万円)

合計	うち元金	うち利息
21,395	15,331	6,064

平成 23 年度から 88 年度までの貸付金に係る予測キャッシュフロー (単位:百万円)

		名目値 (金利考慮なし)	割引現在価値 (金利考慮あり)
キャッシュアウト	貸付金	35,109	22,955
キャッシュイン	貸付金償還	元金	+ 33,552
		利息	+ 6,154
	県償還金(木材収入)等	+ 2,265	+ 1,210
ネットキャッシュフロー(投資収支)		+ 6,862	1,884

平成 88 年度末 林業公社に対する予測貸付金残高 (単位:百万円)

	貸付金残高
名目値による残高	14,533
割引現在価値による残高	23,279

(注) ネットキャッシュフロー(投資収支)は次のように定義される。

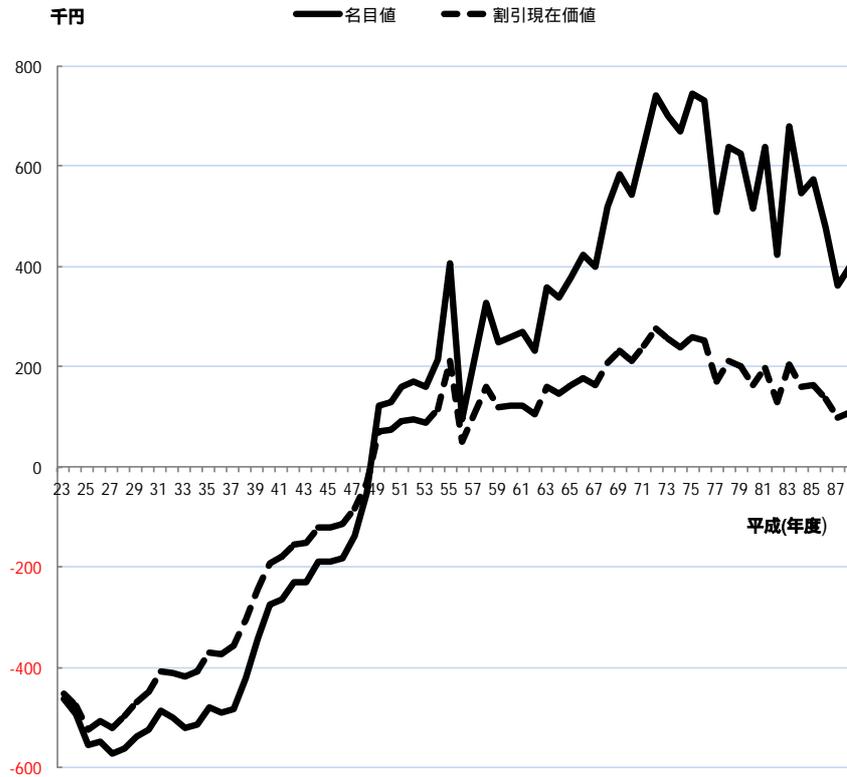
$$\text{名目値によるネットキャッシュフロー} = \sum_{i=23}^{88} CIF_i - COF_i$$

$$\text{割引現在価値によるネットキャッシュフロー} = \sum_{i=23}^{88} \frac{(CIF_i - COF_i)}{(1+0.02)^{(i-22)}}$$

CIF_i 平成 i 年度のキャッシュインフロー

COF_i 平成 i 年度のキャッシュアウトフロー

長野県の投資の回収状況



平成 23 年度以降の今後 10 年間の県民負担を試算すると、10 年間で 5,252 百万円の純支出となり、年平均で 525 百万円の県民負担となる。

今後 10 年間の純支出

(単位:百万円)

平成(年度)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	合計
投資	771	848	984	1,011	1,078	1,152	1,180	1,204	1,208	1,244	10,680
回収	309	353	427	463	504	591	640	679	720	742	5,428
純投資	462	495	557	548	574	561	540	525	488	502	5,252

貸付金の回収可能性について (意見)

監査人が当公社に求めて行った平成 22 年度の木材価格予測では、平成 88 年度に残る累積債務の額は 127 億 7,400 万円であった。事業が終了した時点で当公社に累積債務を返済できるだけの資産があるとは極めて考えにくいいため、127 億 7,400 円については回収不能と考えられる。

回収不能となる場合に考えられる問題の一つは、平成 88 年度まで行う各年度の貸付金の会計処理である。今回監査人が当公社に求めて行った予測、平成 16 年度の長野県による予測、平成 19 年度の当公社による予測は、例外期間はあるもの

の、いずれも基本的には毎年長野県から当公社に貸付金が支出されることになる。

現在は全額貸付金の支出として会計処理されているが、監査人が当公社に求めて行った予測によれば、貸付金総額 494 億 300 万円のうち 25.9%が回収不能であり、平成 16 年度の長野県による予測、平成 19 年度の当公社による予測によれば、それぞれ 14.6%、6.3%が回収不能であった。すると次の問題が考えられる。

ア．回収不能な貸付金と回収可能な貸付金の情報開示についての問題

貸付金のうち一部が回収不能ならば、当該支出は資産性が認められない支出である。資産性が認められない貸付金支出と回収可能な資産性が認められる貸付金支出が財産に関する調書などで同様に記載されているとすれば適切に情報開示されているのかという点から問題があるものとする。

現在、長野県は発生主義・複式簿記の手法を一部導入した「総務省方式改訂モデル」による財務諸表4表を作成している。貸付金明細表の中で長野県林業公社造林資金貸付金に対する回収不能見込額の注記はなされている。しかし、当該財務諸表は監査委員の審査に付されたものではなく、議会の認定を経るものでもない。このため当公社に対する貸付金について、議会や県民に対して情報が十分提供されているのかどうかという問題がある。

現行制度では、回収可能と見込まれる貸付金と回収不能と見込まれる貸付金を制度会計上別建てで開示することは困難であるため、国に対して制度化するよう要望することが望ましいと考える。

イ．貸付金の管理についての問題

現行の官庁会計は現金主義・単式簿記を採用しているため、現年度の現金の収支については十分な議論検討が行われているものの、過年度の支出の結果である資産の管理については会計上十分な議論検討が行われているとは言いがたい。このため、貸付金の資産性や回収可能性といった観点からのコントロールが会計上困難であるという問題がある。

貸付金が支出された年度にその回収可能性について議論検討するのはもちろん、支出後の年度においても回収可能性を評価し、議会や県民などに情報提供を行い、適切に貸付金を管理するのが望ましい。

今後の課題について（意見）

公社の今後のあり方を考える場合、次の二つの選択肢について、そのメリット・デメリットを総合的に検討する必要がある。

ア．平成 88 年度末まで事業を継続するという選択肢

一つ目の選択肢は、改革基本方針(改訂版)どおり、国の動向を見極めつつ、当

公社のコスト削減などの自助努力を継続するというものである。

既に述べたように、林業公社の経営悪化は、全国的な課題であり、長野県が単独で責任を負うべき問題とは言い切れない。また、林業公社が抱える課題は、単に財政的な負担の議論だけではなく、いかにして長期継続的に長野県を含んだ我が国全体の森林を保護育成していくのかという課題と表裏一体であるため国による支援がどのようになるのか見極めることが必要となる。県の林業に関しては、地方交付税あるいは補助金といった国からの資金にその収入を依存しているため、国の動向に政策全般が左右されるというのが現状である。

県からの借入金の返済額については、将来の木材価格の推移次第であり、木材価格は正確な予想をすることができないものであるが、予測しうる木材価格の変化を踏まえた何通りかの試算結果(楽観的、現況維持、悲観的なパターン)を示すべきである。将来の木材価格という予測の困難性を踏まえた上で、県は現実的な政策判断をせざるを得ないといえるが、当公社の借入金を県民が最終的に負担することになるならば、借入金の返済不能額がより一層増加する可能性が高い以上、県民への更なる説明責任の履行が求められると考える。

イ．平成 88 年度末以前の早期に事業を終了するという選択肢

二つ目の選択肢は、平成 88 年度末以前の早期に事業を終了し、当公社を解散するものである。所有者が維持管理できる森林は所有者が維持管理を行い、また一部補助すれば維持管理できる森林については補助を行い、一部補助しても維持管理できない森林は、県営林として維持管理するという方向が考えられる。

(株)日本政策金融公庫への繰上償還の原資については、第三セクター等改革推進債を活用することにより、県民負担を軽減しつつ、確保できることも考えられる。

現行の常勤 5 名の林業公社プロパー職員については、長野県からの一つの業務委託先の職員として位置付けることも考えられる。

しかしながら、解散を選択した場合は2. (1)改革基本方針の内容で述べた問題のほかに次の課題がある。

森林整備合理化計画推進事業(日本政策金融公庫無利子活性化資金の借受け及び利子助成)が受けられなくなる。なお、平成 21 年度までの実績値は以下のとおりである。

(単位：千円)

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
26,010	67,550	75,396	74,829	78,224	49,220	50,059	51,048

措置(無利子の県貸付金及び利子補給に対する国から県への特別交付税措置)が受けられなくなる。なお、平成 21 年度までの実績値は次のとおりである。

特別財政措置の推移(単位：千円)

H18	H19	H20	H21
1,303	58,936	58,696	54,824

契約者(3,742人)全員の同意が必要であり、その契約変更費用に約1.6億円(移行期間5年間)を要する。

また、解散を決断するとなれば、契約者との契約解除に係る損失補償交渉など林業公社に課せられる事務負担量は相当重いものと考えられる。その事務負担を軽減するためにも、契約者に対する説明を丁寧に進めることも必要である。

このように、早期解散に伴う財政的コスト及び政治的な負担等を全体的に把握して、二つの選択肢について、そのメリット・デメリットを総合的に検討することが必要である。

監査人は、主に財務的な見地から当公社について検討してきたが、当公社が長野県内の森林保全のための重要な政策を担ってきた経緯を鑑みれば、費用と便益を比較衡量しつつ、総合的な政策判断により今後の方向性を定めることが必要であると考えます。

公益法人制度改革への取組は適切か

平成23年5月24日の平成23年度通常総会において公益社団法人への移行が決議されている。

(4)【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

指摘等及び措置について

平成21年度の包括外部監査における当公社に対する監査の結果等の要旨と担当機関による措置等の内容は次のとおり措置されている。しかし、これまで述べたような課題があるため継続的な経営努力が必要である。

監査の結果等の要旨	担当機関による措置等の内容
公社が契約管理している、森林は民有林であり、県有林ではないが、県の無利子貸付金を財源にして森林整備を行っているものである。その意味では、公社は、県全体の森林保全に貢献しているが、金利コストを意識して、経営改革プランの実現に向けて努力し、確実な借入金の返済が望まれる。	平成20年度から5年間、分収率の見直しや収入間伐の実施など、経営改善を集中的に実施し、債務残高の縮減を図っております。経営改革プランは5年ごとに検証を行い、さらなる経営改善に向けて努力して参ります。(森林づくり推進課)

第 8 章 長野県道路公社（県団体番号 38）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当公社は、長野県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、地方道路公社法に基づき、昭和 47 年に設立された団体である。

団体名	長野県道路公社		
所在地	長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センター4F		
代表者	和田恭良（長野県副知事）		
設立年	昭和 47 年	県所管部局	建設部道路建設課
基本財産(円)	21,952,700,00 円	うち県出資額(円)	21,952,700,000 円 (100.0%)
主な出資者 (出資比率)	長野県(100.0%)	県以外の主な出資者 (出資比率)	無し

(2) 管理路線

現在、6 路線 7 区間を管理しており、管理延長は 38,067m である。

有料道路名	路線名	有料道路区間	管理延長 (m)
三才山トンネル (三才山区間)	一般国道 254 号	上田市鹿教湯温泉 ～松本市大字三才山	8,546.5
三才山トンネル (松本区間)		松本市大字三才山 ～松本市大字島内	6,579.8
新和田トンネル	一般国道 142 号	長和町和田 ～下諏訪町西餅屋	4,820.16
		下諏訪町西餅屋 ～岡谷市長地	10,400.0
平井寺トンネル	県道上田丸子線	上田市古安曾 ～上田市東内	1,775.3
志賀中野	県道中野豊野線	中野市大字七瀬 ～中野市大字栗林	2,624.0
白馬長野	県道長野大町線	長野市信更町安庭 ～長野市中条	1,972.0
五輪大橋	県道三才大豆島 中御所線	長野市大字大豆島 ～長野市真島町	1,350.0
合計	6 路線 7 区間		38,067.76

【管理路線の位置図】



(当会社 HP より。)

(3) 有料道路制度及び地方道路公社制度の概要

有料道路制度

道路の建設及び管理は行政主体である国・地方公共団体の責任に属し、建設された道路は無料で一般交通に供されるのが通常である。増大する道路交通需要に限られた財源による公共事業費のみでは対処することができないため、昭和 27 年に旧道路整備特別措置法が制定され、国又は地方公共団体が道路を整備するに当たり、財源不足を補う方法として借入金を用い、完成した道路から通行料金を徴収して返済に充てるという有料道路方式が認められた。

地方道路公社制度

地方公共団体による一般有料道路の建設は、昭和 40 年頃から積極的に行われたが、道路整備はなお著しく立ち遅れており、この事態を解決するため昭和 45 年に地方道路公社法が制定され、都道府県又は人口 50 万人以上の政令指定都市のみが地方道路公社を設立し、地方公共団体の区域及びその周辺地域において有料道路事業ができることになった。

(4)長野県道路公社設立の経緯及び沿革

長野県を四つのブロックに分断する中信高原にトンネルを開削し、南北信の一体化を図ることが長年の懸案となっていた。長野県は、昭和45年5月に地方道路公社法が成立したことを契機にトンネル開削構想を具体化し、有料道路として実現するために、昭和47年9月に長野県道路公社を設立して、三才山トンネル、新和田トンネルの開削に順次着手した。

昭和47年9月	長野県道路公社発足
昭和51年10月	三才山トンネル有料道路 供用開始
昭和53年10月	新和田トンネル有料道路 供用開始
昭和59年3月	茅野有料道路 供用開始
昭和63年8月	平井寺トンネル有料道路 供用開始
平成6年12月	松本トンネル(三才山トンネル)有料道路 供用開始
平成7年2月	白馬長野有料道路 供用開始
平成7年3月	志賀中野有料道路 供用開始
平成8年12月	五輪大橋有料道路 供用開始
平成14年4月	茅野有料道路 無料開放
平成16年3月	新和田トンネル有料道路(延伸区間) 供用開始
平成16年4月	沿道やすらぎ環境改善事業により、料金引下げによる社会実験を開始

(5)役職員の状況

(単位：人)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
役員数	常勤	2	2	2	2
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県OB	2	2	2	2
	非常勤	3	4	4	4
	うち県職員	3	4	4	4
	うち県OB	0	0	0	0
職員数	常勤	13	13	13	11
	うち県職員	5	5	5	4
	うち県OB	0	0	0	0
	非常勤(注)	17	18	18	18
県職員計		8	9	9	8
県OB計		19	20	20	19

(注)非常勤職員には嘱託員の人員数を記載している。

(6)財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
経常収益	4,507,705	3,528,757	3,313,618
経常費用	4,507,705	3,528,757	3,313,618
経常損益	-	-	-
当期損益	-	-	-
現預金	3,681,335	3,458,041	4,745,972
借入金	16,061,069	13,108,646	10,434,754
基本金	21,952,700	21,952,700	21,952,700

(注) 経常収益には、業務収入及び業務外収入の合計を記載している。

経常費用には、管理業務費、一般管理費、諸減価償却費、諸引当損及び業務外費用の合計を記載している。

(7)県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
補助金	-	-	-
事業費	-	-	-
運営費	-	-	-
交付金	-	-	-
社会実験減収相当額 県負担分(注 1)	865,102	151,137	153,941
負担金(注 2)	1,002	1,343	1,183
委託料	-	-	-
貸付金	-	-	-
出えん金	-	-	-
損失補償年度末残高	-	-	-
人件費関係費用	-	-	-

(注 1) 社会実験減収相当額県負担分については、平成 20 年度より長期未収金として計上している。なお、平成 19 年度以前の未計上分については、平成 20 年度において全額計上している。

(注 2) 地方公務員等共済組合法の規定に基づく基礎年金拠出金等の県負担額共済負担金である。

2. 改革基本方針について

(1)改革基本方針の内容

当社は、平成 16 年 6 月に策定した「改革基本方針」においては、財務条件等を満たした時点において廃止することとされたが、平成 20 年 1 月に策定した「改革基本方針(改訂版)」においては、事業期限(最終は平成 38 年度)において廃止することとされた。具体的には、有料道路建設時に路線ごとに定められた事業期限

(最終は平成 38 年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了することとされた。

「改革基本方針(改訂版)」において示された改革方針等の概要は以下のとおりである。

項目	内容
改革方針	団体の廃止 (平成 38 年度、事業期限到来時)
団体の位置付け ・改革の理由と具体策	<p>現在当公社では、6 路線 7 区間を管理しているが、採算性の高い新たな路線の建設が見込めないことなどから、今後新規路線の建設は行わないこととする。</p> <p>当公社の維持管理する路線については、税金で順次整備する路線の優先順位と異なる観点から有料道路として建設したという原点に立ち返って、建設時に路線ごとに定められた事業期限(最終は平成 38 年度)まで、道路利用者に受益者負担を求めため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。</p> <p>なお、各区間の地元住民を中心に、経済波及効果を重視して、できる限り早期に無料開放を行うべきとする意見がある。しかし、平成 26 年度末で無料開放した場合には、公社への県出資金が県に返還されず、維持管理費も県費負担となるという県財政へのデメリットがある。このデメリットと比較したときに、経済波及効果は、大きなものとは言えず、また、県民全体にとってのメリットにもならないことから、早期の全路線無料開放は行わない。</p> <p>なお、公社廃止までの間、効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。</p>
改革実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新規路線の建設停止による債務の拡大防止 ・財務状態の改善 ・利用者の増加 ・有料道路を迂回する車両による沿道環境の悪化防止

3 . 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点 1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

平成 22 年度の県出資等外郭団体評価書上、改革基本方針の進捗状況に対する県の評価は A となっており、予定通り進捗しているとの評価である。また、今回の監査に当たり、改革基本方針の進捗状況に対する所管課の見解を質したところ、「改革基本方針に則り、新たな建設事業は実施していない。また、団体の廃止が予定されている平成 38 年度に向け、毎年度経営計画を見直している。」との回答であった。

監査人の評価（意見）

「改革基本方針(改訂版)」において定める改革の具体策について、3 点に類型化し、その進捗状況の評価する。具体的には、「(1) 今後、新規路線の建設は行わない。」、「(2) 道路利用者に受益者負担を求めるため料金徴収を継続し、全ての路線の事業期限の到来をもって料金徴収を終了する。」、「(3) 廃止までの間、効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。」の 3 点である。

このうち、(1) 及び(2) については、当社の 100% 出資者である長野県の意味で決定されるものであり、現状、この方針に変更はない。

(3) については、「改革基本方針(改訂版)」において具体的な評価基準となるべき記載がないことから、損益の状況等及び交通量により実態分析を行うこととする。

まず、損益の状況等である。平成 18 年度から平成 22 年度までの主な財務数値は下表のとおりである。長野県から補てんされる社会実験による減収相当額を除く道路料金収入は、平成 16 年度以降減少を続けており、平成 22 年度の道路料金収入(3,103 百万円)は、平成 18 年度(3,942 百万円)より 21.2%(839 百万円)の減少となっている。平成 22 年度の減収要因として、当社は、景気低迷による物流の縮小及び上田市特製回数券の販売実績がなかったことに併せ、平成 23 年 3 月の東日本大震災並びに栄村を中心とする長野県北部地震の影響を挙げている。

一方で、管理業務費及び一般管理費を、平成 18 年度比で 35.0%(664 百万円)減少させている。年々の支払利息の減少もあり、償還準備金の繰入額は平成 18 年度を超える 1,604 百万円を計上しており、借入金の償還支出を含まない発生主義ベースでの実質的な黒字は確保しているものと言える。また、借入金についても、毎年度の償還予定に従い順次返済が進んでいることから、一定程度の経営努力がなされているものと判断できる。

しかし、その水準の適否は、県出資金の返還可能額や県への道路資産引継ぎ時における道路の整備水準に照らして判断される必要がある。引継ぎ時において、現在の道路の整備水準が維持されるものと仮定した場合、県出資金の返還可能額が焦点となるが、平成 20 年以降、毎年、当社において試算されている県出資金の返還可能額は減少傾向にあり、直近(平成 23 年 5 月)においては、総額 21,953 百万円の県出資金に対して 1,239 百万円が返還することができないものと試算されている。本来、維持管理の効率性は、毎年度の道路の維持改良費を含めた支出の目標額を策定した上で、それに照らして判断されるべきものであるが、実績で見限りにおいては、道路料金収入の減少を賄うに足る支出の削減は実行できていないものと言える。ただし、道路の維持管理においては、利用者の安全確保が最優先であり、道路料金収入のいかににかかわらず、必要な維持改良事業は実施せざるを得ない状況にあることも事実である。

(単位：百万円)

項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
【損益計算書項目】					
道路料金収入 (注1)	3,942	3,804	3,531	3,279	3,103
道路料金収入 (注1)	-	-	865	151	153
利息収入	75	105	107	89	46
管理業務費	1,775	1,637	1,291	1,241	1,131
一般管理費	122	122	115	110	102
支払利息	245	211	181	148	116
償還準備金繰入額 (注2)	1,429	1,512	2,504	1,644	1,604
【貸借対照表項目】					
預金及び長期預金	3,336	3,327	7,081	6,858	7,045
未収金	48	51	32	32	24
投資有価証券	9,612	8,604	4,298	3,298	2,199
長期未収金 (注1)	-	-	865	1,016	1,170
短期借入金 及び長期借入金	21,434	18,775	16,061	13,108	10,434
償還準備金	39,516	41,028	43,533	45,177	46,782
長野県出資金	21,952	21,952	21,952	21,952	21,952

- (注1) 道路料金収入 : 社会実験による減収相当額を含まない純粋な道路料金収入。
道路料金収入 : 社会実験による減収相当額。平成20年度より道路料金収入に計上するとともに、長野県に対する債権(長期未収金)としている。
- (注2) 償還準備金は、損益計算上、収益の合計額から費用の合計額を控除した額で、収益が費用を超える場合は「償還準備金繰入額」に、収益が費用に満たない場合は「償還準備金取崩額」に計上し、その累計額を貸借対照表上、「償還準備金」として負債に計上する。

次に、交通量である。道路料金収入だけではなく、交通量自体も減少傾向にある。有料道路の交通量の増減には、地域の経済状態や人口動態及び地震等の外的要因の影響が強く、一概に、当社の「利用増加等」のための努力が無かったものとは言えない。一方で、具体的にその効果を数値的に把握できるような施策がないことから、結果としてどの程度の利用増加に努めたのか判断することが困難な状況である。

長野県道路公社全体の実績交通量 (単位:台)

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実績交通量	12,355,124	11,702,589	11,549,353

今後の課題（意見）

「改革基本方針(改訂版)」に掲げられた「効率的な維持管理に努めるとともに、利用増加等を図るものとする。」という記載自体が抽象的であり、評価基準とする程度の具体性が無いことから、県は、改革基本方針の進捗管理のために、これを具体化した目標値等を掲げる必要がある。

また、後述するように、県出資金の返還可能額の目標値を設定するとともに、これを達成するため、当公社の経営成績に係る中期目標及び年度目標を設定し、毎年度、評価を行う仕組みを求めることが必要である。

(2)【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

有料道路の料金引下げ社会実験について

ア．有料道路の料金引下げ社会実験の概要

「有料道路の料金引下げにより有料道路の利用を促進し、有料道路周辺の一般道路沿線の環境改善及び社会資本の有効利用を図ること」を目的として、平成 15 年度より夜間無料化等の社会実験を行っている。平成 22 年度においては、白馬長野、志賀中野、三才山(松本トンネル)、五輪大橋の 4 路線で夜間無料、昼間 100 円(但し白馬長野は夜間のみ)としている。

社会実験は、県の施策として行っているものであるため、社会実験に伴う道路料金収入の減収相当額については、各道路の料金徴収期間終了までに県が負担することとしている。その算出方法は以下の通りであり、平成 22 年度の負担額は 153 百万円、累計で 1,170 百万円に上る。

[社会実験に伴う減収相当額の算出方法]

算定式：県の負担額 = 料金減収額 (A) - 料金徴収委託費の縮減額 (B)

社会実験開始前の平成 14 年の収入額を基準とし、その差額を減収額とする (A)。ただし、平成 14 年にも 4 週間の社会実験を行っているため、平成 14 年の基準額は社会実験期間を除く通常収入額を通常換算したものとする。また、白馬長野は、昼間料金が通常料金のみであるため、夜間の通行料金のみを対象に減少額を算出する。夜間無料化に伴い夜間の料金徴収委託費が不要となるため、委託費から相当額を算定し、委託費の縮減額とする (B)。

なお、当該社会実験については、毎年、対象路線及び料金設定等を定めた協定書を、県と当公社との間で締結しているが、社会実験に伴う減収相当額の負担については、「各有料道路の料金徴収期間終了までに」県が負担すると定められているのみであり、具体的な精算方法及び時期については定めが無い。

イ．早期の総括の実施について（意見）

社会実験の開始から平成 22 年度で 8 年が経過しているが、未だに、その効果及び影響等の取りまとめと、それに対する評価が十分になされていない。これらの総括なしに、料金引下げ社会実験を継続することは、徒に県の負担による料金値下げを継続することを意味し、社会実験対象路線とそうではない路線の利用者や一般県民との間の負担の公平性の点で問題がある。8 年という実験期間と、平成 22 年度までの累計で 1,170 百万円という県費負担をかけてまで実施した社会実験であるが、早期に、料金引下げの効果及び影響について、そのメリット及びデメリットを計量的に集約し、その結果を評価する必要がある。

本来、このような社会実験を実施するに当たっては、その目的の達成度合いを計量的に把握し評価するための指標等を事前に設定するとともに、目標値（基準値）を定めた上で、毎年度、その指標等に係る実績値を集計した上で評価することがなされなければ、十分な評価及び総括は困難である。料金引下げの効果として、平成 22 年度の夜間通行台数は、対 14 年度比比較で 3.82 倍となったとのことであるが、仮に、社会実験の目的として掲げる「有料道路の利用を促進」することで足りるのであれば、全面無料開放を行えば良い。そうではなく、有料道路の利用量の増加、周辺一般道路沿線の渋滞等の改善、物流コストの低減等といった便益のみならず、実施に伴う料金収入の減少（県費負担の増加）、周辺一般道路を通過することによる地域商圈への影響等の費用面（損失面）とを計量的に比較分析するところに、意義があるものと考えられる。これに伴い、「改革基本方針（改訂版）」において述べられている無料開放時におけるメリット・デメリットの比較の実証にも利用できるものである。

いずれにしても、早急に、これまでの社会実験の実施結果に係る総括を行うことが必要である。加えて、平成 24 年度以降においても、同様の社会実験を実施するのであれば、目的の達成度合いを計量的に把握するための指標を、事前に定義し、その結果を毎年度評価することが最低限必要である。

なお、8 年にわたる社会実験の結果、利用者には引下げ後の料金水準への慣性が存在することが推測され、従前の料金に戻すことが現実的に困難な場合も想定される。その場合であっても、現在の引下げ後の料金水準を維持する必要があると判断するのであれば、正規の料金改定の手続きを経る必要がある。

ウ．減収相当額の算定方法について（意見）

社会実験に伴う減収相当額の算定に当たっては、平成 14 年度の収入額を基準とし、当該年度の収入額との差額を減収額としている。しかし、社会実験開始後の平成 18 年度をピークとして通行台数は減少に転じており、特に、社会実験の影響を受けていない三才山トンネル（三才山区間）、新和田トンネル及び平井寺トンネルにおいては、対 14 年度比で 16.9%減少している。現行の算定方法では、社会実

験の影響による減収額と景気の変動等による通行台数の増減に伴う収入額の変動とが区分されず、総体として県の負担として算定されている。

確かに、平成 18 年度までのように、通行台数の増加による増収が実現された場合には、県の負担がその分減殺される効果があったものの、社会実験による減収相当額は、県出資金の返還額にも影響を与えるものである。平成 24 年度以降も社会実験を実施するのであれば、例えば、平成 14 年度の料金収入基準額に対して、社会実験非対象区間の通行料収入の増減率を乗ずる等、実態を反映した枠組みとする必要がある。

社会実験に伴う減収相当額の算定

(単位：台数)

区分	社会実験非対象区間				社会実験対象区間					総合計
	三才山 (三才山)	新和田	平井寺	合計	三才山 (松本)	志賀中野	白馬長野	五輪大橋	合計	
平成14年度	3,069,085	1,833,019	1,459,292	6,361,396	469,089	809,079	1,416,130	1,229,953	3,924,251	10,285,647
平成22年度	2,482,124	1,645,503	1,161,712	5,289,339	885,657	1,522,972	952,579	1,656,029	5,017,237	10,306,576
増減	586,961	187,516	297,580	1,072,057	416,568	713,893	463,551	426,076	1,092,986	20,929
増減率	-19.1%	-10.2%	-20.4%	-16.9%	88.8%	88.2%	-32.7%	34.6%	27.9%	0.2%

(注) 夜間無料分を除く。

エ．債務負担行為の方法について（意見）

県は、毎年度の予算において、翌年度の社会実験に伴う道路料金収入の減収相当額を負担することについて債務負担行為の議決を得ているが、予算書上、限度額を金額では表示せず、文言での記載のみとしている。しかし、現行の枠組みを前提とした場合、翌年度の減収相当額を試算することに著しい困難が想定されないことから、限度額を金額で表示した上で議決を求めることが望ましいものと考えられる。

また、仮に社会実験を継続的に実施するのであれば、その期間と併せて、県の負担額の総額を試算し、限度額として表示した上で議決を得ることが望ましいものとする。ちなみに、当公社の直近の経営計画においては、平成 36 年度まで社会実験が継続することを前提として、総額 3,144 百万円の県負担が想定されている。

県出資金の返還計画について

ア．県出資金の返還予定額について

当公社は、有料道路の建設資金として、外部からの借入金とともに、県からの出資金を充てており、当公社の解散時まで、借入金の返済(償還)と併せて、県からの出資金を返還することとされている。しかし、県出資金は、外部からの借入金より返済順位が劣後することから、最終的に、県出資金がどの程度返還されるのか

問題となる。

当社の策定した『長野県道路公社経営計画』においては、平成 38 年度の解散時における内部留保額(当社が出資金を満額返還したと仮定した場合の内部留保の額)と、社会実験による県負担額とを、下表のとおり試算している。内部留保額と社会実験による県負担額とを相殺した結果、マイナスとなる部分については、当社に資力が無く、返還額を減額せざるを得ないとしている。

当初、平成 20 年の試算においては、社会実験による減収分の県負担が決まっていなかったが、これについても県が負担することとされたため、結果として、県出資金は全額が返還可能と試算された。しかし、通行台数の減少に伴い道路料金収入は年々減少を続けていることから、直近の平成 23 年の試算においては、1,239 百万円が返還できないものとされている。

県出資金の返還予定額

(単位：百万円)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
平成 38 年度末における 内部留保額：	3,771	3,912	5,058	4,383
社会実験による 県負担額：	(4,167)	3,089	3,099	3,144
相殺： = +	(396)	823	1,959	1,239
出資金：	21,953	21,953	21,953	21,953
実質的な出資金返還額： +	(21,953)	21,130	19,994	20,714

(注 1) 上欄の年は、『長野県道路公社経営計画』の策定年。

(注 2) 平成 20 年 5 月時点においては、社会実験による減収額を長野県が負担することが決定していなかったことから、参考として、()書きとしている。

イ．県出資金の返還計画の策定について(意見)

現在、『長野県道路公社経営計画』における試算は、翌年度の道路料金収入等の予算額を基礎として平成 38 年度までの収支計画を策定し、県出資金の返還可能額を試算している。なお、この場合の道路料金収入の額には、社会実験による減収相当額の県負担分は含まれない。

平成 20 年の試算においては、過去 2 年間の料金収入の変動率を加味した上で、3,767 百万円の料金収入水準を基礎としていたが、平成 21 年の試算からは過去の変動率は捨象し、各々、当該年度若しくは翌年度の予算額を基礎としている。

道路料金収入

(単位：百万円)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (予算額)
道路料金収入	3,847	3,494	3,189	3,171
	3,531	3,279	3,103	
	91.7%	93.8%	97.3%	

(注) 上段は予算額、中段は実績額、下段は実績額の対予算額比率。

現状のように、道路料金収入が年々減少する環境下においては、直近の予算額の水準の道路料金水準が将来にわたり維持されるとする単一の仮定で試算を行った場合、その推計値は現実と乖離する可能性がある。当然、将来の事象について完全な予測を行うことは不可能であることから、現実的には、複数の仮定(例えば、現状維持、好転、悪化等のパターン)を置いた上で、試算を行うことが望ましい。県は、当公社に対して、複数パターンで試算した将来収支計画の作成を求めた上で、これを基礎として、県出資金の返還計画を具体的に策定することが望まれる。

その際、県出資金の全額の回収が困難な場合であっても、可能な限り回収するといった抽象的な要求ではなく、具体的な回収額の目標値を設定した上で、これを達成するため、当公社の経営成績に対する中期目標や年度目標を設定し、毎年度、実績をモニタリングする必要がある。その際、県出資金の一部が返還されないおそれがある場合には、その回収目標額を設定するに際して、議会を始めとする県民に対して十分に説明し、理解を求める必要がある。加えて、毎年度、そのモニタリングの状況を HP 等において県民に開示することが望まれる。

また、当公社は、当然、この目標値を経営上の命題として達成するために、経費削減や増収策等を策定した上で『長野県道路公社経営計画』に反映し、経営に当たる必要がある。

(3)【監査の視点3】外郭団体の経営状況

借入金の返済について

ア．借入金の返済可能性

当公社の『平成 22 事業年度決算概要』によれば、既に借入金の償還が完了している平井寺を除く 5 路線の収支差は赤字であるが、償還元金を除いた事業活動からの収支差(下表、「収支差①」欄)は全路線が黒字であった。

平成 22 年度における収支状況

(単位:百万円)

区分	三才山	新和田	平井寺	志賀中野	白馬長野	五輪大橋	合計
収入合計	1,318	1,157	176	152	187	166	3,159
支出	594	611	105	110	160	113	1,695
収支差	723	546	71	41	26	53	1,464
償還元金	759	551	-	491	253	617	2,673
収支差	35	5	71	450	226	564	1,209

(注) 支出 には、損失補てん引当損及び退職手当引当損を含み、償還元金の返済支出は含まない。このため、収支差 は、償還元金にかかる支出を除いた事業活動からの収支差を示す。

仮に、平成 22 年度における事業活動から得られる収支差(収支差①)を全て借入金の返済に充当した場合に、何年分の借入金残高が存在するのか分析すると、当公社全体では、7.12 年分となる。単純に、平成 22 年度の収入水準が継続できる場合には、平成 30 年度の当初には完済できる程度の収益力を有することとなり、仮に、通行台数の減少に伴う多少の道路料金収入の減少があったとしても、「政府資金は平成 33 年度に、また地方公共団体金融機構資金は平成 34 年度に返済を終了する」とした『長野県道路公社経営計画』の目標は、実現可能性を有するものと言える。

平成 22 年度末における借入金残高と事業活動からの収支差との比較

(単位:百万円)

区分	三才山	新和田	平井寺	志賀中野	白馬長野	五輪大橋	合計
借入金残高	1,146	5,342		860	563	2,520	10,434
収支差	723	546	71	41	26	53	1,464
倍率(年)	1.58	9.78		20.97	21.65	47.54	7.12
料金徴収期間(年)	10.16	14.00	7.41	14.00	13.91	15.75	
最終日	H33.6.9	H37.3.29	H30.8.24	H37.3.15	H37.2.15	H38.12.25	

(注) 倍率=(借入金残高)÷(収支差)

(注) 料金徴収期間は、平成 23 年 4 月からの期間(年数)を示す。日数の端数は四捨五入。

イ．路線別の借入金返済状況に係る情報開示について(意見)

一方、路線別に見た場合、志賀中野、白馬長野及び五輪大橋は、上表の倍率が 20 倍を超えており、料金徴収期間内に、借入金を完済できる収支差を生み出すことができず、三才山、新和田及び平井寺から得られる収支差からの内部補助により実現可能となるものである。本来、地方道路公社の有料道路事業は、個別の道路ごとに採算性の確保を図ることが基本原則であり、改革基本方針においても、「道路利用者に受益者負担を求める」ことが、料金徴収継続の前提として掲げられてい

る。このため、地理的にも利用者層も別個の路線について、内部補助による借入金の償還を行うことは、本来の原則にそぐわないものと言える。

確かに、地方道路公社の管理する一般有料道路には、料金徴収期間内に建設費の償還を完了できない当該又は他の有料道路の未償還額に充当すること等を目的とした損失補てん制度が設けられているため、当公社全体での内部補助による借入金の返済は可能である。しかし、各路線の収支状況や債務の返済状況等について、議会のみならず、当公社のHP等により、道路利用者や広く県民にも情報を開示した上で、理解を求めることが望ましいものとする。

(4)【監査の視点4】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

検討の早期化について（意見）

平成19年度の包括外部監査での当公社関係の意見は以下のとおりであり、その措置状況については、平成21年3月12日付けにて公告されている。

No.	事項	措置の内容
1	路線別収支予測に基づく出資金回収見込み（意見）	出資金の放棄は、受益者である道路利用者からの料金収入ではなく結果的に県民の税金を投入することになり納税者である県民の理解が必要であるため、無料化に伴う支出とそれに対する効果を勘案し、無料開放時期を検討します。
2	将来の3つの選択肢 公差制度、維持管理有料道路制度、無料開放の選択について（意見）	収支計画の精査を行い県民の理解が得られるもっとも有効な無料開放時期を検証のうえ、今後の方針を検討します。
3	無料開放時の道路資産の評価（意見）	適正な資産評価を勘案し県出資金の償還について検討していきます。 また、指摘された情報は、可能な限り公表することとしており、決算状況等につきましては既に道路公社のホームページに掲載しております。
4	社会実験について（意見）	現在、社会実験の効果を検証中であり、今後この結果を基に財政負担軽減や県民益に着目した今後の料金徴収のあり方について検討します。

このうち、特に社会実験に関しては、「社会実験による成果や影響を総括した上で、今後は県としての考え方を県民に対して示していくことが必要である」旨の監査人の意見に対して、「現在、社会実験の効果を検証中であり、今後この結果を基に財政負担軽減や県民益に着目した今後の料金徴収のあり方について検討しま

す。」との措置の内容が公表されている。

措置の内容は検討を行う旨を表明しているものであり、措置自体はされているところである。しかし、内容が公表されてから、既に 2 年以上が経過しているにも関わらず、今回の監査に当たり、具体的な検討結果は確認できなかった。社会実験の総括等は、今回の外部監査においても、監査人が意見を述べているところであり、併せて、早期の対応を要望するとともに、今後、包括外部監査人の意見に対する措置の一環として検討を行うに当たっては、終期を定めることが望まれる。

第9章 長野県住宅供給公社（県団体番号40）

1. 団体の概要

(1) 設立目的

当公社は、昭和30年に(財)長野県住宅公社として設立し、昭和40年、地方住宅供給公社法施行に伴い、長野県住宅供給公社として改組した団体である(基本財産60,560千円のうち、長野県が全額出資している)。

目的は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団団地及びその用に供する宅地を提供し、もって住民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与することである。

団体名	長野県住宅供給公社		
所在地	長野県長野市大字南長野南県町 1003-1		
代表者	理事長 和田恭良（長野県副知事）		
設立根拠	地方住宅供給公社法		
設立年	昭和40年	県所管部局	建設部住宅課
基本財産(円)	60,560,000	うち県出資額(円)	60,560,000 (100%)
主な出資者	県	うち市町村出資額(円)	0

(2) 事業概要

当公社では主に、分譲事業、賃貸管理事業、管理受託事業、建設等受託事業を行っている。

分譲事業では、利用者の希望するプラン(自由設計)による戸建住宅と宅地の分譲を行っている。

賃貸管理事業では、公社賃貸住宅の建設及び管理を行い、管理受託事業では長野、松本、上田、諏訪、佐久、伊那地区の県営住宅を管理代行者として、また、長野市・松本市営住宅の管理を指定管理者として、それぞれ受託し、家賃徴収、入居・退去業務、住宅施設の維持修繕業務を行っている。

建設等受託事業では、長野県、市町村その他公的機関等から、公営住宅、職員宿舎等の施設を建設する際に、設計、工事監理等の業務を受託し、技術面など様々な支援を行っている。

(3) 役職員の状況

(単位：人)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
役員数	常勤	3	3	3	3
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	1	1	1	1
	非常勤	6	6	6	6
	うち県職員	3	2	2	2
	うち県 OB	0	0	0	0
職員数	常勤	35	36	36	38 (注)
	うち県職員	0	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0	0
	非常勤	13	16	18	18
県職員計		0	0	0	0
県 OB 計		1	1	1	1

(注) 38 名のうち 1 名は役員と兼務

(4) 財務の状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
売上高	3,735,842	3,411,651	3,644,584
営業利益	366,510	339,514	347,243
経常利益	49,262	14,156	7,909
当期損益	△1,482,630	12,769	26,309
現預金	889,281	1,881,175	1,253,902
総資産	25,320,244	23,843,296	22,288,977
負債	13,845,138	12,355,421	10,774,793
純資産	11,475,106	11,487,875	11,514,184
資本金	60,560	60,560	60,560
剰余金	11,414,546	11,427,315	11,453,624

(5) 県費受入状況

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
委託料	1,056,815	1,018,703	1,259,287
出資金	60,560	60,560	60,560
債務保証	—	—	—
債務負担行為 (物件購入)	—	—	—

2. 改革基本方針について

(1) 改革基本方針の内容

平成 16 年 6 月に策定した「改革基本方針」、平成 20 年 1 月に策定した「改革基本方針(改訂版)」のいずれにおいても、当公社が住宅供給の担い手である必然性はなくなってきたとした上で、「事業の縮小」となっている。

平成 17 年 6 月に公営住宅法が改正されたことを受け、「改革基本方針(改訂版)」では、今後は公営住宅の管理等受託機関として県・市町村の支援業務に特化を進める中で、分譲事業を廃止し、事業を縮小していくこととした。また、将来にわたって新たに県民負担が生じないように引き続き健全経営を維持しつつ、事業を縮小していく必要があるとしている。

改革基本方針のスケジュールは次のとおりである。

平成19年度から 分譲事業は、既存団地の処分に限定

平成20年度から 公営住宅の管理対象地域、市町村を拡大し、受託機関として県・市町村の支援業務に特化

分譲事業については、既存団地の処分に限定されており、また、県・市町村の支援業務は拡大中である。

3. 監査の結果及び意見

(1) 【監査の視点1】「改革基本方針」への取組状況及び今後の課題

県の評価

長野県では、改革基本方針に沿った「分譲事業等からの撤退」と、「公営住宅管理を中心とした県・市町村の支援業務への特化」は収益構成の変化からも裏付けられており、改革を着実に推進していると評価している。また、健全経営についても、設立以来の黒字経営を維持しており、堅実で自律的な経営に努めているとしている。

監査人の評価

ア. 事業上の課題の達成状況

改革基本方針の進捗状況の評価するため、次の 3 つの事業上の課題について、中期経営計画(平成 19 年度から平成 21 年度)の達成状況及び平成 22 年度実績が分かる資料の作成を長野県に依頼し、その分析を行った。

(ア) 分譲事業からの撤退(既存分譲区画の販売)

(イ) 県・市町村の支援業務に特化するための公営住宅管理受託事業の拡大

(ウ) 長期債権管理の強化

結果は以下のとおりである。

(ア) 分譲事業からの撤退（既存分譲区画の販売）：未達

平成19年度から平成22年度の中期経営計画と販売実績は以下のとおりである。販売不振団地(中期経営計画(H19－H21)策定時において、販売開始から10年以上経過した団地)は、販売計画区画数60区画に対して実績は26区画で、達成率は43.3%。販売不振団地以外の団地は、販売計画区画数336区画に対して実績は169区画で、達成率は50.3%。

既存分譲区画団地合計では、販売計画区画数396区画に対して実績は195区画で達成率は49.2%であった。計画はどの年も未達成で、通算すると計画値の半分以下の達成にとどまった。

平成19年度から平成22年度の既存分譲区画の販売状況

(単位:区画)

区分	平成18年度	平成19年度			平成20年度		
	保有区画	計画 A	実績 B	達成率 B/A	計画 A	実績 B	達成率 B/A
販売不振団地	246	13	9	69.2%	15	1	6.7%
上記以外の 団地	359	140	81	57.9%	71	20	28.2%
合計	605	153	90	58.8%	86	21	24.4%

区分	平成21年度			平成22年度			
	計画 A	実績 B	達成率 B/A	計画 A	実績 B	達成率 B/A	保有区画
販売不振団地	15	7	46.7%	17	9	52.9%	220
上記以外の 団地	65	38	58.5%	60	30	50.0%	190
合計	80	45	56.3%	77	39	50.6%	410

(イ) 公営住宅管理受託の拡大：未達

平成19年度から平成22年度の中期計画と管理実績は以下のとおりである。

団地については、計画の991団地に対して実績が826団地で、達成率は83%。戸数については、計画の71,233戸数に対して実績が62,088戸数で、達成率は87%。いずれも未達ではあるが、80%を超えている。

個別に見ると、平成21年以外の達成率は100%に近い。平成22年以降は平成21年度よりも計画値が低いなど、計画値自体の妥当性の検討も必要であろうが、管理受託については着実に受注実績を伸ばしている。

平成 19 年度から平成 22 年度の公営住宅の管理受託状況

(単位:団地/戸)

区分		平成 19 年度			平成 20 年度		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
		A	B	B/A	A	B	B/A
県	団地数	67	66	98.5%	67	66	98.5%
	戸数	9,057	8,985	99.2%	9,057	8,870	97.9%
市町村	団地数	84	82	97.6%	180	141	78.3%
	戸数	3,631	3,597	99.1%	7,938	6,502	81.9%
合計	団地数	151	148	98.0%	247	207	83.8%
	戸数	12,688	12,582	99.2%	16,995	15,372	90.5%

区分		平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画
		A	B	B/A	A	B	B/A	
県	団地数	116	65	56.0%	99	99	100.0%	128
	戸数	13,079	8,930	68.3%	11,862	11,820	99.6%	13,731
市町村	団地数	225	153	68.0%	153	154	100.7%	152
	戸数	9,916	6,693	67.5%	6,693	6,691	100.0%	6,693
合計	団地数	341	218	63.9%	252	253	100.4%	280
	戸数	22,995	15,623	67.9%	18,555	18,511	99.8%	20,424

(ウ) 長期債権管理の強化：達成

平成 22 年度の債務保証等残高目標 20,514 百万円に対して実績 18,344 百万円で、目標達成

債務保証等残高

(単位:百万円)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	見込額	実績額	見込額	実績額	見込額	実績額	見込額	実績額
連帯債務	18,870	16,638	18,278	15,046	17,640	13,944	13,944	12,472
損失補償	10,306	9,470	9,367	8,282	8,524	7,064	6,570	5,872
合計	29,176	26,108	27,645	23,328	26,164	21,008	20,514	18,344

イ．財務面の課題の達成状況

財務面での課題としては、借入金の返済、収支計画の達成がある。結果は以下のとおりである。

(ア) 借入金の返済：達成

平成 22 年度実績は、借入残高見込 4,280 百万円に対して実績 4,280 百万円で、目標達成

借入金返済計画

(単位:百万円)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	見込額	実績額	見込額	実績額	見込額	実績額	見込額	実績額
通常償還	1,365	1,072	1,273	1,070	1,172	821	1,346	1,346
繰上償還	2,400	1,540	1,000	1,965	500	200	844	844
借入残額	10,870	10,526	8,597	7,491	6,925	6,470	4,280	4,280

(イ) 収支計画：未達

H19～H22 年度実績は、キャッシュフロー収支合計見込 11,125 百万円に対して実績 6,946 百万円で、達成率 62%

収支計画

(単位:百万円)

区分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	見込額	実績額	見込額	実績額	見込額	実績額	見込額	実績額
収入	4,305		3,193		2,745		7,726	
支出	4,478		3,703		2,742		7,534	
残高	3,510	1,922	3,000	1,689	3,003	1,881	1,612	1,454

ウ.まとめ(意見)

経済環境の悪化が影響し、既存分譲区画の販売計画達成は未達であった。管理受託事業は実績を伸ばしているものの、受注は市町村の事情に依存す

る面もあるため計画達成には至らなかった、主な事業の計画が未達成で収入が確保できなかったため、財務上の課題である収支計画も達成されなかった。

現在作成中の中期計画を早急に作成し、各年度及び中期の経営目標を数値目標として設定する必要がある。数値目標の達成状況を評価しながら、改革基本方針の推進と経営合理化に努めることが望まれる。

当会社が改革基本方針を推進するためには、分譲事業に係る保有地の販売促進と、今後の事業の柱となる県・市町村の支援業務(公営住宅管理業務)の採算性が課題となる。

今後の課題(意見)

公営住宅の管理等受託機関として、県・市町村の支援業務(公営住宅管理業

務)に特化するという改革基本方針の方向性は妥当である。

しかしながら、今後の事業の柱の一つである公営住宅管理業務は、現在は赤字である。公営住宅管理業務に特化した場合、安定的に事業が継続するような戦略が必要である。

このままの状況が続けば、将来は赤字経営に陥るおそれがあるため、経営努力をしてもなお、長期的な県民負担が発生するかどうか、発生する場合はどの程度発生するかという検討も必要である。

(2)【監査の視点2】外郭団体に対する県の関与の状況

当公社の位置づけ（意見）

当公社は、公営住宅法において管理代行ができる実質的に唯一の機関に位置付けられている。

管理代行による業務範囲は、一般の指定管理者制度における住宅管理の業務範囲とは異なり、家賃の決定や減免等に関わるものを除き幅広い業務を事業主体の立場で代行することができるものである。

広範囲の業務を代行させることができるということは、公営住宅を有する自治体にとって、行財政改革の立場から有意義なものと考えられる。

当公社で県営住宅と市町村営住宅との一体的管理を行うことにより、地域の公営住宅の窓口の一本化が実現され、県民へのサービスの向上を図ることができるというメリットがある。

また、公社職員はみなし公務員の立場を持つため、公営住宅の入居者にとっても、それまでの市町村の直接管理から引き続いて、管理に対する安心感や信頼感が継続するという考え方もある。

当公社が公営住宅管理事業を行うことについて上記のようなメリットはあるものの、住宅管理事業自体は、一部を除いて民間事業者でも行える事業である。改革基本方針にあるように、公営住宅の管理等受託機関として特化するのであれば、民間の住宅管理会社との差別化や存在意義について、今後一層検討し経営戦略を持つことが必要である。

(3)【監査の視点3】外郭団体の経営状況

事業別経営状況（意見）

住宅分譲事業と長期割賦事業はそれぞれ、182百万円、166百万円の黒字である。配置人員はそれぞれ3.55人、4.10人である。

公営住宅管理事業は14百万円の赤字である。配置人員は90人中58人が配置されているが、これは公営住宅管理業務を受託するに当たり、配置人員は委託者との協定で決められ、人件費を含む受託料はコストに関係なく委託者が定めた額と

しているのが採算性が低い原因の一つである。

公営住宅管理事業は赤字のため、住宅分譲事業と長期割賦事業が終了して目標どおり公営住宅管理事業に特化した場合、現状のままだと赤字経営となるおそれもある。このため、長期的に、これら公営住宅管理事業の赤字と不良債権の代位弁済による経営の悪化によっては県民負担が生じるおそれがある。

中期計画は現在作成中であるが、中期的な県民負担を発生させないために、将来の組織体制を想定した中期計画を早急に作成する必要がある。

具体的には、公営住宅管理業務にシフトした場合の組織体制や人員数、人件費等の管理費の合理化等について将来像を描いた上でのシミュレーションを行い、中長期的な県民負担を発生させないよう検討する必要がある。

平成 22 年度決算 事業別財務データ (単位:百万円)

	住宅分譲	住宅管理	長期割賦	その他	合計
売上高	554	1,973	339	778	3,645
事業原価	312	1,912	121	749	3,094
一般管理費	60	65	52	26	204
事業損益	182	4	166	3	347

平成 22 年度決算 事業別人員数データ (単位:人)

	住宅分譲	住宅管理	長期割賦	その他	合計
従業員(職員・嘱託職員)	3.55	28.0	4.10	9.65	45.4
住宅監理員		34.0			34.0
一般管理人員		11.1			11.1
合計		90.5			90.5

(注)人員は、事業ごとの従事人員による。兼務があるため端数の人数が生じる。合計で 0.5 人とカウントされているは、平成 22 年 10 月 1 日付けで採用した職員を、0.5 人とカウントしているため。

市町村支援業務(公営住宅管理事業)の受注(意見)

当公社では、現在、公営住宅を有する市町村に対して、個別に指定管理(管理代行)の導入意向を確認している。平成 24 年度中に 1 市で、また平成 25 年度にも 3 市で導入が具体的に検討されている。いずれも長野県住宅供給公社への管理代行による委託を想定しており、今後の受注拡大を目指しているところである。

平成 22 年度実績では、9 市から 103 団地の管理代行業務を受けている埼玉県をはじめとし、域内の市町村から管理代行業務を受けている県は、7 県ある。また、長野県のように域内の市町村から指定管理者制度を導入している県は 6 県ある(管理代行業務を受けている県と 4 県重複)。

今後一層の、受注拡大努力が必要である。

③中期経営計画の作成と組織の合理化（意見）

安定的に事業を継続できるよう、早急に事業計画を策定する必要がある。中期経営計画において、公社全体の経営合理化戦略と経営目標を設定する必要がある。事業別に数値目標を設定し、達成に努めるべきである。

また、②で述べたように、今後は公営住宅管理業務の拡大を目指している。今後の事業の柱となる公営住宅管理業務の受注計画については、まず県内のニーズを把握し、現実的かつ実現可能な計画を立てる必要がある。たとえば、長野県内の主な市町村にある県営住宅の団地数、戸数は、次ページの表のとおりである。また、県の団地の近くにある市町村の団地で効率的に管理ができる団地など、採算性の高い案件を優先的に受注すべきである。

さらに、住宅分譲事業と長期割賦事業が終了した場合、同事業に配置されていた人員の配置先を見直す必要がある。改革推進に伴う事業内容の変更に即すよう組織を見直し、効率的な体制を構築する必要がある。

（４）【監査の視点４】過年度包括外部監査報告書の指摘等に対する措置の状況

平成 21 年度の包括外部監査を受け、長野県では以下のような措置を行っている。

項目	個別案件	監査の結果、意見及び提言の要約	措置の内容
現地視察の結果と分析	大室団地	販売に向けた地道な努力が必要。	平成 21 年度販売実績：1 区画 平成 22 年度販売実績：5 区画 価格設定を見直し、団地をアピールして分譲に努める。
	浦野南団地	販売に向けての努力の一つとして宣伝活動の見直しが考えられる。	団地案内看板等を増設することにより、団地のアピールに努める。また、分譲価格の見直しも含めて、早期完売に努める。
	下塩尻団地	土地の転売に向けて十分な対応を図ることが望まれる。	取付道路整備は平成 22 年度に完了。今後も事業用地として一括処分先を探す。
	和田西原団地	広告宣伝活動や販売活動にあたり、継続的に松本市と連携することが望まれる。	平成 24 年度内の完売に向け、松本市と連携し、販売促進活動を実施している。平成 24 年度末に売れ残り

			区画がある場合は、松本市が買い取る協定書を締結している。
	山本団地	滞留の長期化が最も懸念される物件である。	地元不動産業者へも斡旋を依頼し、完売に向け努める。
	くるみ台団地	立地条件は悪くないため、今後も地道な努力によって販売する必要がある。	再査定による価格設定を行い、分譲に努める。
	中大塩団地	造成済みの分譲区画については、価格水準見直しも含めて早期の売却促進が望ましい。未造成地については、用途変更についての住民理解を得るなどして、速やかな売却を図ることが望ましい。	分譲区画については、分譲価格を見直し、早期完売に努める。 未造成地については、茅野市にて住民説明会を開催し、住民理解が得られたことから、平成 23 年 1 月末に茅野市へ有償譲渡した。
県有施設の耐震化と大規模修繕計画	(県営住宅にかかる)財産保全関連のデータベースの必要性について	県有施設同様に、維持・修繕履歴を含めた財産保全関連のデータベースを構築することが望ましい。	県営住宅の計画修繕については、各所又は公社で独自の修繕履歴を保持している。 財産保全関連のデータベース化については、平成 22 年度に設置された「県有財産ファシリティマネジメント・プロジェクトチーム」において今後検討予定。
	(県営住宅にかかる)有効活用の検討について	建替えにおいては、管理費用の削減や入居率の向上等による収支の改善を検討することが望まれる。	建替えにあたっては、将来の修繕や維持管理に係る費用が削減できるよう、設計の段階から配置するよう努める。
	中長期建替計画の再検討について	予算の現状を踏まえ、建替えの再検討が望ましい。建替えに要する建築費等が試算されていないので、少なくとも概算額について試算することが望ましい。	建替計画を見直している。概算事業費等の試算も検討している。
	県営住宅会計の明確化について	一般財源の投入状況や使用料収入の余剰の用途を明確化するため、県営住宅に係る事業を特別会計として区分することが望ましい。	特別会計化を図ると、使用料収入が落ち込んだ場合の事業費圧縮、基金の積立等様々な課題があり、特別会計化は難しい。
保有土	犀北第二団地	住宅用地 4 区画は、売却に向けて対応を図る。	平成 22 年度に 3 区画を分譲。残 1 区画の完売に向けて努める。
	御園団地	売却完了	-

地の状況と課題	マツダ団地	購入当初の予定を変更したが、売却は具体化していない。	事業用地として一括譲渡先を探す。
	綿内中央団地	平成 21 年度期首に 3 区画が未売却。	平成 21 年度に 2 区画分譲済み。残り 1 区画の完売に向けて努める。
	福与スカイタウン団地	2 区画が未売却。	残り 2 区画の完売に向けて努める。
	古間駅前	14 区画が未売却。	平成 22 年度に 1 区画売却済み。残り 13 区画も完売に向けて努める。
	原宮	2 区画が未売却。	分譲価格の見直しを行い、完売に努める。
	せせらぎ	7 区画が未売却。	分譲価格の見直しを行い、完売に努める。
	ゆとりの街	14 区画が未売却。	平成 22 年度に 4 区画売却済み。残り 10 区画について、引き続き完売に努める。
	三輪	1 区画未売却。	完売に努める。
	JK タウン伊勢宮伊勢宮南	平成 21 年度期首に 11 区画保有。	平成 21 年度に一般分譲住宅として分譲。残り 1 区画は契約済。
借入金の状況と対応	多額の借入金を抱えているため、返済のためには、長期事業未収入金を計画通り回収することが必要。	借入金は毎年繰上償還を実施している。	

上記項目のうち、団地、保有土地の販売については、販売実績を上げてはいるものの、販売計画には届いていない。今後も、一層の販売努力を行って、完売に努めることが必要である。

長野県住宅供給公社の債務保証、損失補償額については、計画通り削減が進んでいる。また、借入返済も計画どおりに進んでいる。今後とも、財政状態の改善という視点を持って対応することが望まれる。

県営住宅状況

県営住宅団地一覧（市町村別）

平成23年4月1日現在

地事	市町村名	団地番号	団地名称	戸数	地事	市町村名	団地番号	団地名称	戸数	地事	市町村名	団地番号	団地名称	戸数	地事	市町村名	団地番号	団地名称	戸数		
佐久	小諸市	0111	東小諸	80	伊那市	0411	水神橋	76	松本	安曇野市	0734	駅西	18	信濃町	0955	黒姫	48	北信	35 団地	5,335	
		0112	下郷土	66		0412	竜東	45			0735	見岳町	12		中野市	1011	東町			35	
		0113	新みどりヶ丘	105		0413	大萱	76			0736	吉野	24			1012	松川			68	
		0114	丸山	29		0414	若宮	84			0737	東原	62			1013	長元坊			54	
		0115	池の前	128		0418	神明	35			0739	みどりヶ丘	90			山ノ内町	1014			和田	35
		0116	城下	72		上 駒ヶ根市	0415	ふじやま			36	0740	青木花見				86			飯山市	1017
	佐久市	0117	泉	108	伊 辰野町	0420	湯舟	170		0741	穂高	70	1018	北町	56						
		0118	白山	70	0422	旭	30	0742		柏原	92	30 団地	3,585	6 団地	352						
		0119	大塚	29	0423	上の原	38	北安曇		大町市	0812	大町第2	36	計	155 団地	15,400					
		0120	伊勢林	108	0424	木下第2	70				0813	社	120								
		0121	旭ヶ丘	53	0426	浅間塚	39				0814	常盤上一	66								
	0122	塩名田	43	0427	中込	59	0815				かるま	52									
	佐久穂町	0122	宿岩	63	0429	大原	55				池田町	0816	高瀬				72				
	軽井沢町	0123	浅間台	25	宮田村	0429	大原	55		0817		吾妻町	70								
	御代田町	0124	平和台	50	14 団地	857	長野	松川村		0818	松川	48									
15 団地	1,029	飯田市	0513	丸山	23	8 団地			0819	細野	67										
上小	上田市		0211	踏入	60				0514	白山	23	千曲市	0912				高ヶ原	88			
			0212	緑が丘	222				0516	泉ヶ丘	84		0913				稲荷山	90			
			0214	みすず台	356				0517	三尋石	155		0917				黒彦	120			
			0215	齋久保	41				0518	二ツ山	12		坂城町				0914	町横尾	66		
			0216	中之条第2	120				0519	松尾	50						0916	村上	55		
			0217	築地	32				0527	城下	84						須坂市	0918	六角堂	84	
			0218	中野	34				0522	森林	60		0919					旭ヶ丘	84		
			0219	学海	85	0528			上新井	59	0920		旭ヶ丘第2	80							
			0220	別所	48	0525			高森吉田	87	0921		相之島	307							
			0222	石井	206	0526			豊丘	51	小布施町		0922	松川	43						
0223	長瀬上平		69	11 団地	688	長野市			0923	柳町		815									
0224	川原第1		72	木曾 木曾町	0615				黒川渡	50		0924	犀北	282							
0225	みやま		19	木曾 上松町	0621				ねざめ	52		0925	吉田広町	190							
東御市	0226		日向ヶ丘	90	2 団地		102	長野市	0926	浅川		72									
	0227	乙女平	61	松本市	0711		浅間		60	0927		鶴賀ビル	64								
	15 団地	1,515	松本市		0712		蟻ヶ崎		168	0928		駒沢新町	302								
諏訪	茅野市	0311			美弥ヶ丘		30		0713	渚ビル		24	0929	駒沢新町第2	277						
		0312			ひばりヶ丘		84		0715	双葉町第1		128	0930	若槻	144						
		0313			小泉		74		0716	双葉町第2		140	0931	若槻第2	98						
		0314			向ヶ丘		55		0717	南松本	210	0932	湯谷第2	137							
		0315			東向ヶ丘	19	0718		二子	372	0933	柳原	300								
		0329			両久保	96	0719		笹部	96	0934	小市南	432								
		諏訪			諏訪市	0316	桜ヶ丘		40	0720	笹部弥生	164	0939	篠ノ井第4	106						
						0317	湖南	156	0721	高宮	24	0940	庄ノ宮	74							
0318	角間新田			36		0722	寿	395	0941	みこと川	440										
0319	あけぼの		62	0723		豊丘	77	0942	東条	24											
0320	ハイツ諏訪		86	0724		並柳	586	0944	金井山	34											
諏訪	岡谷市		0321	学びが丘		90	0730	三溝	74	0945	サンコ がましま	52									
		0322	小井川	74	0731	北原	40	0946	御厨	117											
		0323	富士見ヶ丘	85	塩尻市	0726	広丘	30	0947	古森沢	137										
		0324	上の原	78		0727	君石	78	0948	青木島	91										
		0325	中尾	99		0728	大門	30	0949	若穂	20										
		0326	加茂	136		0746	宮下	27	0950	白塚	36										
		諏訪	下諏訪町	0327	星ヶ丘	6	安曇野市	0732	細萱	88	0951	鳥居	26								
				0328	関屋	100		0733	アルプス	218	19 団地	1,406									

第10章 その他の団体

1. 財団法人長野県消防協会（県団体番号1）

(1) 団体の概要

概要

団体名	財団法人長野県消防協会
所在地	長野市大字南長野字幅下 692 - 2 県庁東庁舎内
代表者（県との関係）	会長 牛山智明
設立根拠	整備法
設立年月日	昭和 53 年
県所管部局	危機管理部消防課
基本財産（円）	357,500,000 円
うち県の出えん額	50,000,000 円
県出えん比率	14.0%
主な出えん者・金額・比率	市町村 39,714,533 円 11.1% 寄付金（一般基金） 236,255,292 円 66.1%
設立目的・沿革	防災思想を普及啓発し、消防施設の整備改善と消防活動の強化充実を図り、もって社会の災厄を未然に防止し、郷土の安全と県民並びに消防団員の福祉増進に寄与することを目的とする。 S22.11 長野県消防協会設立 S53.12 （財）長野県消防協会設立
主な業務内容	1 防災思想の普及啓発 2 消防施設の整備改善 3 消防技術の指導、教育 4 消防関係諸制度の研究、改善に関する事 5 消防関係者の表彰 6 消防団員の共済、その他福利厚生 7 その他必要と認める事項
事業執行状況を示す主な指標	長野県消防ポンプ操法大会・県消防ラッパ吹奏大会 約 3,000 人参加 長野県消防団長・事務担当者研修大会約 200 人参加 機関紙「信州消防」年 3 回発行（10,000 部発行） 県消防協会定例表彰 59 団体、個人 2,850 名 副団長講習会等各種研修実施